

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 12

大正八年度古蹟調査報告

第一册

咸鏡南道咸興郡に於ける高麗時代の古城址

附定平郡の長城

朝鮮總督府

和五五五六九號

292
55569
8

朝鮮總督府大正八年年度古蹟調査報告 第一冊

咸鏡南道咸興郡に於ける高麗時代の古城址

附 平定郡の長城

古蹟調査委員 池内 宏

正 誤 表

同	六〇	四三	三〇	一五	一八	東
同	頭書	一四	一四	一五	一八	西
海門戌	道安戌	鉄劍	夾註「字の上」に〇を脱す			高麗の將軍
海門戌	道安戌	鉄劍				同

序 言

大正八年九月二十二日、余は、測量員囑託田中十藏氏及び寫眞員囑託澤俊一氏と共に海路元山より來りて威鏡北道の南邊なる城津に上陸せり。翌日摩天嶺を越えて威鏡南道に入り、逐日端川・利原・北青・洪原の各郡に遺存する古城址を探查し、十月十九日以降、威鏡郡の全部と新興郡の一部とに互りてまた同様なる調査を續行し、十一月六日、定平郡に於いて之を終了せり。本冊は這次の調査報告の一部にして、即ち威鏡・新興・定平三郡に於ける歴史上重大なる意義を有する古城址に關するものなり。主題を「威鏡南道威鏡郡に於ける高麗時代の古城址」といひ、「定平郡の長城」を以て其の附録としたるは、一には記述の便宜を計り、一には歴史上の考察の結果に重きを置けるに由る。

本冊所載の十數葉の地圖の中、第二より第二二に至る實測圖及び見取圖の原圖は、田中氏の手になり、東京に於いて秋田兼吉氏之を淨寫せり。又た遺蹟及び遺物の寫眞は、悉く澤氏の撮影に係かる。

大正十年二月

東京に於いて

池 内 宏

目次

第一章 咸興郡内に遺存する古城	一頁
第一節 古城の所在	一
第二節 古城の現状	四
一 下朝陽面興德里白雲山山城	四
二 新興郡加平面東興里山城	五
三 上朝陽面塔洞里山城	六
四 西退潮面城洞里山城	七
五 徳山面上堡里山城	九
六 徳山面大德里山城	一一
七 雲田面雲城里山城	一三
八 上岐川面五老里山城	一四
九 川西面上雲興里中峰山城	一四
一〇 川西面高陽里山城	一五
第二章 尹瓘の征略地に關する後世の所傳	一五
第三章 尹瓘の征伐及び其の地域についての考察	一三
第四章 尹瓘の九城と咸興郡内に遺存せる古城との比定	一三

第一節 咸州の遺基……………三

第二節 英州及び福州の遺基——二州を築設したる尹瓊及び左軍の行動……………三

第三節 雄州及び吉州の遺基——右軍水軍及び中軍の行動……………四

第四節 公嶮鎮の遺基……………四

第五節 自餘の三城と其の遺基……………四

第六節 括言……………五

註……………五

附録

定平郡の長城……………五

第一 定州城及び長城の遺址……………五

一 定州城址……………五

二 鼻白山以東の長城……………五

三 宣徳面の長城……………五

四 鼻白山以西の長城……………五

第二 長城に關する考説……………五

註……………五

圖版目次

第一 白雲山々城 (上)外部より見たる東面の殘蹟(上部) (下)同 上(下部)

第二 白雲山々城 (上)東面殘蹟の一部 (下)白雲山々城圖(陸地測量部五萬分一地形圖地鏡像分載)

第三 白雲山々城 (上)外部より見たる東南面門址 (下)内部より見たる東南面門址

第四 東興里山城 (上)最高点より城内を俯瞰す (下)北入口の近傍より城内を望む

第五 東興里山城 (上)外部より見たる北門址及び其の右方の疊壁 (下)同 上内部

第六 東興里山城 (上)内部より見たる西壁の一部 (下)外部より見たる西門址

第七 東興里山城出土瓦片(其一)

第八 東興里山城出土瓦片(其二)

第九 塔洞里山城 (上)最高点(兼陰山)より城内を俯瞰す (下)南入口の近傍より城内を望む

第十 城洞里山城 (上)和洞里を越えて城址を望む (下)西南角遺基



第二 城洞里山城

(上)西北門址築城石壁外面 (下)西北門址内部障壁正面

第三 城洞里山城

(上)東壁の一部を越えて退潮灣を望む (下)城内出土瓦片

第四 上岱里山城

(上)南方より城址を望む (下)西門址

第五 上岱里山城

(上)西壁の一部と内院 (下)最高点と北門址

第六 大德里山城

(上)北壁の内面及び東壁の一部の外面 (中)河邊の平地に遺れる東壁 (下)城内出土瓦片

第七 雲城里山城

(上)東北より見たる全景 (下)城内井址

第八 五老里山城

(上)東南より見たる全景 (下)西方より見たる全景

第九 上雲興里中峰山城

(上)雲興里より中峰を望む (下)山城の正面(東面)

第二〇 上雲興里中峰山城

(上)雲興里より中峰を望む (下)山城の正面(東面)

附圖目次

第一 咸興郡及隣接地方古城址位置圖

第二 新興郡加平而東興里山城實測圖

第三 咸興郡上朝陽面塔洞里山城實測圖

第四 咸興郡西退潮面城洞里山城實測圖

第五 咸興郡德山面上岱里山城實測圖

- 第六 咸興郡德山面大德里山城實測圖
- 第七 咸興郡雲田面雲城里山城見取圖
- 第八 咸興郡上岐川面五老里山城實測圖
- 第九 咸興郡川西面上雲興里中峰山城實測圖
- 第二 咸興郡川西面高陽里山城見取圖
- 第二 定平郡府内面古定州城及同城附近長城實測圖
- 第三 定平邑附近長城断面實測圖
- 第三 (一)鼻白山以東長城踏査圖 (二)宜德面長城踏査圖
- 第四 鼻白山以西長城踏査圖

咸鏡南道咸興郡に於ける高麗時代の古城址

古蹟調査委員 池 内 宏

第一章 咸興郡内に遺存する古城

第一節 古城の所在 (附圖第一参照)

咸興郡は咸鏡南道の中部に位し、東は洪原郡に界し、北は新興郡に隣り、西北は黃草嶺を以て長津郡に連り、西は定平郡に接し、東南は日本海に臨む。郡の中央には北方新興郡に連なる盤龍山の臺地ありて、左に城川江、右に珊瑚川を帯び、咸興邑は其の南角に位す。珊瑚川は郡の東北境なる咸崗嶺に源を發し、咸興邑の南、西湖津の西なる雲田面に至りて海に入り、城川江は新興郡より來り、五老里に於て黒林川を入れ、南流して咸興邑の傍を過ぎ、珊瑚川と相並びて亦た海に注ぐ。而して城川江の流域は朝鮮屈指の大且つ肥美なる平野を形成し、郡の西境(白雲山の北方)に源を發して廣浦に流入する汝渭川と院水川とは、此の平野を灌溉す。東南の海岸は平地に乏しく、港灣には本郡の吐吞港たる西湖津及び港形の良好なる退潮灣あり。

さて東國輿地勝覽^{卷四}咸興府、古跡の條に、府内に存する古城として左の諸城を擧ぐ。

- (a) 德山古城、石築周四百九十七尺、今廢、○山川の條に「德山、在府東北四十五里」とあり
- (b) 白雲山古城、在府西六十三里、石築周一萬四千五百七十三尺、今廢、
- (c) 德山洞草原古城、在府東北四十八里、土築周一千一百四十七尺、今廢、

咸興郡の地勢

咸興郡の地勢
見ゆたる古城

成興郡の範圍

又た成興郡の地誌成山誌通紀卷二は、勝覽の是等の諸城に補ふに次の一城を以てせり。

- (d) 退潮古城、在府東六十里、石築周四千九百十七尺、今廢、
- (e) 中峯古城、在府西二十七里、石築周一千三十九尺、今廢、
- (f) 閻堂古城、在府西三十里、土築周六千五百一十一尺、今廢、
- (g) 吾老村古城、在府北三十五里、石築周一千七十六尺、今廢、
- (h) 加平古城、在府北六十里加平社堂雲山下、周十餘里、衝館古基、廢墟遺礎、至今尙在、世傳英州舊縣云、建置沿革今不可詳、

〔附記〕 大正三年三月、府郡廢合の際、新興郡を新設し、成興郡より八面、洪原郡より二面、長津郡より一面を割きて之を管轄せしむ。古へ成興府に屬せし加平社が、今ま加平面として新興郡の管内にあるは即ち是れが爲めなり。本篇の主題に謂ふ所の「成興郡」も、現時の地方行政區劃を嚴守したる稱にあらず。姑く新興郡の一部をも含めたり。

余の實査したる十城

- (一) 下朝陽面興德里白雲山々城
- (二) 新興郡加平面東興里山城
- (三) 上朝陽面塔洞里山城
- (四) 西退潮面城洞里山城
- (五) 德山面上登里山城
- (六) 德山面大德里山城

次に余は成興郡内(及び新興郡の一部)の古蹟を調査し、地名に依りて次の如く命名したる十城を得たり。

十城の所在

- (七) 雲田面雲城里山城
- (八) 上岐川面五老里山城
- (九) 川西面上雲興里中峰山城
- (十) 川西面高陽里山城

是等の十城の位置は、附圖第一に示す所の如くにして、(一)は汝涓川の支流の上源に、(三)・(十)・(九)は成興平野の西邊の臺地に、(二)・(八)・(七)は城川江の中流域及び其の河口に、(五)・(六)は瑚璉川の上流の溪谷に、(四)は退潮湖の西北少距離の處にあり。因つて成興邑より各城に至る里程と方向とを圖上に徴し、之を上につきたる輿地勝覽及び成山誌通紀の文に對照すれば、たやすく次の比定をなすを得。

勝覽の古城との對比

- | | |
|--------------|-------------|
| (一) 白雲山山城 | (b) 白雲山古城 |
| (二) 東興里山城 | (h) 加平古城 |
| (三) 塔洞里山城 | (f) 閻堂古城 |
| (四) 城洞里山城 | (d) 退潮古城 |
| (五) 上登里山城 | (c) 德山洞草原古城 |
| (六) 大德里山城 | (a) 德山古城 |
| (七) 雲城里山城 | ○地誌に見えず |
| (八) 五老里山城 | (g) 五老村古城 |
| (九) 上雲興里中峰山城 | (e) 中峰古城 |
| (十) 高陽里山城 | ○地誌に見えず |

然かも之に依りて知らるゝ所は、是等の古城が輿地勝覽編纂の當時既に廢城たりきといふのみにて、其の由来は全く不明なり。故に余は先づ次節に於て實査の結果を記述し、後、章を更めて歴史上の考察に入らむと欲す。

第二節 古城の現状

一 下朝陽面興德里白雲山山城 (附圖第一、圖版第一—三参照)

所在 成興郡下朝陽面と定平郡高山面との境上に聳ゆる白雲山(標高一〇七七米突、六)の北方の山嶺を城壁の一部となし、東に向つて傾きたる大城なり。汝渭川の一支流なる興德里の溪谷を西南に溯り、之に會する西來の急流を得、其の導く所に從ひて羊腸崎嶇たる澗路を十四五町許行けば、此の城の東邊に達す。通路の兩側に直立せる石壁あり。高さ八九尺にして、ところ々崩壊す。左側のもは、溪流に臨めるを以て直ちに盡き、右側のもは、山趾を得て遠く西北に上昇す(附版)。又た溪流の對岸(右岸)には、險崖を直上する石壘の殘跡ありて、其の石壘は直ちに方向を西南に轉じ、四五町許にして一の門址に連なる。而して上の溪流に沿ひて更に進めば、城内の大刹龍興寺に至るべく、別に城外より來りて門址を過ぐる徑路も、亦た是れに會す。門は左右の壘壁に對して「」字形に屈曲し、側壁の間隔約九尺、高さは七尺内外なり(附版)。

他の三面の城 城壁の自餘の部分は高峻なる山嶺の脊梁を渡り、其の幅員亦た長くして、到底短時日の間に之を實査し得べくもあらず、故に余は城内の鮮人を伴ひて、比較的全幅を窺ふに便なる門址の附近に到り、彼れをして城壁の走れる山嶺を指さししめ、携帶せる五萬分一實測圖に照して之を同圖に記入せり。其の結果は圖版第二に示す所の如し(實測圖に示されたる龍興寺の所在は正しからざるを以て、之を適當なる位置に移せり)。案内の鮮人は城の周囲を四十鮮里ありといひ、龍興寺の住持は三十鮮里といへるが、正確なる數字は實測を経たる上ならでは明かならず。城内は悉く寺傾にして、龍興寺及び之に屬する佛地庵の外には一二の民家あるのみ。

二 新興郡加平面東興里山城 (附圖第二、圖版第四—八参照)

所在 五老里の北二邦里餘、城川江の左岸に、加平面事務所の所在地なる中里あり。此處より細流に沿ひて半里許東すれば、此の山城の北入口に達す。

周囲の地形 中里の東約一邦里半に、標高四〇五米突、八の高峰聳り、西北と西南とに向つて各々城川江畔に落つる支脈を出だし、加平面の東部を劃す。城は此の地域の中央に位し、標高二〇〇米突内外の諸峯を最高部として東南より西北に傾く(附版)。而して其の前面は城川江畔の平地に連れり。中上里・東興里・中陽里等の諸部落城外に散在す。

城の北入口及び附近の現状 中里より中陽里を過ぎ、東興里を経由せずして直ちに中上里に至らむとすれば、細流の傍に數個の巨石の横はれるを見る(A點)。是れ此の城の北入口にして、其の右方の畑中には石壘の痕跡を留めたり。巨石は城門の遺材なるべく、細流は城内より來るものなり(附版)。左方は全く鋤犁にかゝりて殆んど殘石なけれど、二三十間許にして平地の盡くると共に、山趾は石壘を載せて東方に上昇す。さて右方の石壘址は、外面に芝草の生ひたるを以て、土壘の觀を呈すれども、平夷なる畑地を過ぐるごと三十間許にして、なだらかなる丘陵に接するや、石材の夥しく堆積したる點に於て、頓に面目を更め、暫く南に向つて登る(附版)。用材は割石に交ふるに丸石を以てす。其の堆積せる状態は、基邊の幅三間内外、垂直の高さ一間許なり。而して又た瓦片の多く混在せるを見る。想ふに本來直立して築かれたりしものが、頽落して現狀を呈するに至りしなるべし。石壘は平地より五六十間許の處に來り、方向を東南に轉じ(B點)、又た緩かに向上すること約三百間にして、一の門址に會す(C點)。此の部分に於ける壁の内側の丘陵は、其の上部を削られ、細長なる平地をなせるが(附版第二并上)外側には土沙を盛り添へたる形跡ありて、之を彼れに得たるを想はしむ。

建物の遺基

西門址

東門址

城址と瓦片

城の廢表

英州洞

蓋し石壘を載すべき天然の丘陵の外側面が、緩かなる傾斜を有し、外敵を禦ぐに便ならざるものありしを以て、其の缺點を補ふべく特別な工事を施せるに外ならざらむ。又た此の部分の壁の内外には平瓦の破片無数に散亂し、殊に文字を陽刻したるもの(圖版七)を出す處ありて(中部)、或る建物の存在したるを示す。前に引きたる咸山誌通紀に「衙前古基……至今尙在」とあるは、此のあたりを指していへるなるべし(瓦片は城壁の全部に互りて存すれども、他の部分に於ては斯くの如く多からず)。上に指摘したる門址は西門と稱すべきものにして、甚しく頽壞したれど、巨大なる二個の基石は儼然として遺れり(圖版八)。門址以東は山勢急峻なるを以て、石壘も堅固に築かれざりしが如く、登るに随つて殘石の數を減す。割石に丸石を交ふることは前の部分に同じ。而して標高二〇〇米突内外の諸峯を過ぐる間に、方向を北に轉じ、D點に於て最も高し。圖版第四の上圖は此の峯頂に立ちて城内を俯瞰したる實景を示し、ものに係る。こゝより急速に直下すれば、其の極まる處に又た一の門址あり(E點)。城壁V字形に開け、城外の峽谷と城内の其れとの間に小路を通ず。東門址と稱すべし。城壘は更に山趾の趨く所に從ひ、左右に屈曲しつゝ一上一下し、遂に北門址に近き上記の平地に落つ。各種の文様を有する瓦片は、石壘に沿ひて到る處に遺存し(圖版九)、今は頽然たる雉堞が悉く瓦を以て葺かれたりし當年の狀を想見せしむ。又たかばかり夥しき瓦片を出だす城は、他に多く其の例を見ず。而して今ま城内に瓦燒場あり、原料をこゝに仰いで製造に従事せるを以て觀れば、此の城を築きし當時のものも亦た然りとすべきか。

城の大小さは東西七百七十五間、南北四百四十間、周回二千六十間なり。其の約三分の一は平地にして、悉く畑に鋪かれ、何等の遺蹟もなし。人家三四軒ありて東興里に屬す。余等を案内したる加平面長は、此の平地を英州洞と稱すといへり。

三 上朝陽面塔洞里山城

(附圖第三、圖版第九參照)

所在

華陰山

淨水庵

南壁

瓦片

幅員

咸興邑の西北二里十九町、地境里と五老里とを聯絡する道路の傍に、上朝陽面事務所の所在地なる上間里あり。此處より六七町ばかり本道を北に進み、左に折れて塔洞里の部落の存する小河の溪谷を得、其の溪谷に由りて二十町許西北に入れば、此の城の南入口に達す。

上間里の西北約一那里、上朝陽面と下朝陽面との界の上に立てる山を華陰山(標高二六二米突)といふ。城は此の山を最高點として東南に傾き、狭小なる平地を擁して溪流の傍に口を開く。咸山誌通紀卷二、古に「花陰縣、在府西三十里、今廢、衙前基礎尙存、縣之東谷有知敦寧府事韓隆田之墓、仍爲韓姓族山」とあるは、此の古城を説明したるものにして、溪流に沿ひたる城内の山脚には、韓氏の墳墓相連なれり(入口の外に墓守の家あり、花陰齋といふ)。又た城内に佛宇ありて淨水庵といひ、光緒十三年に成りたる扁額及び重修記を掲ぐれども、今は俗人は是に居住し、たゞ金泥の小佛像一軀を安置するのみ。

余は本城調査の當日、病を押して咸興邑を發せしに、半途にして行歩に艱めり。然かも塔洞里に來りて城基の所在の程遠からざるを知るや、之を瞥見せずして去るに忍びず、強ひて淨水庵に到り、身を横ふること少時、遂に實測を田中十藏氏に、撮影を澤俊一氏に一任して本城を去れり。斯くの如くにして余は本城の一部を目撃したるに止まり、其の周圍を點檢せざりしかば、城壁の現狀に關しては、茲に詳細なる記述をなすを得ず。たゞ南壁について一言すれば、入口より東に向つて山趾を登る部分には、土壘の内側に頽落したる石材ありて、其の土壘が本來石にて蔽はれたりしを示し、反對の部分には樹木並び生ひ、殆んど殘石を留めず。輿地勝覽に閑堂古城即ち本城を土築となせるは、頽圯したる状態についていへるなり。又た城壁に沿ひて羽狀文ある瓦片の到る處に存することは、田中氏に依りて之を知るを得たり。城の幅員は東西三百五十間、南北六百間、周回千七百四十間なりとす。

四 西退潮面城洞里山城

(附圖第四、圖版第一〇一一二參照)

四、地形

西退潮面は成興郡の東隅に位し、内方との交通不便なる糞状の地なり。周圍に山岳を繞らし、たゞ退潮灣に口を開く。灣が天然の良港なるにも拘らず、其の眞價を發揚すること能はざるは、一らこれによる。然かも灣頭の平地は較や廣きを以て、人家稠密、郡内屈指の大部落をなせり。此の平地を前に控へて一基の古城の遺れるあり。城洞里山城是れなり。

西南角の石壁
南壁
東南角門址
西壁
西門址
西北角門址
北壁

古城は退潮の西北二十町許にありて、之を築くに利用せられし丘陵は、栢洞里及び城洞里の部落を貫流する小河を西南に帶ぶ(圖版第一)。後の部落と相對する處(A點)に口形の石壁ありて、口を外に開き(内法十九間内外、高さ四間許)、瓦片夥しく其の間に布けり(附圖第四、圖)。こは此の城の郭壁の一部なるが、路を城内に通せざれば、固より門址にあらず。或る特別な防禦的設備の遺基なるべし。又た此の石壁の東方には、平地より一段隆起したる處(I點)を中點とする殘壘あり。長さ約五十間、其の一端は今ま全く畑となれる二十間許の平地を越えて石壁の右肩に應じ、他の一端は城内より發する細流に近く低下す。中點には敗瓦を雜ふる石材殊に多く亂積し、是れ亦た城壁に附屬したる特別なる設備の遺基なるを疑はざらむ。又た細流の過ぐる平地は、幅四十間許にして、悉く畑に鋪かれたれども、之に接する山趾の存するを以て、石壘は再び形を現はし(II點)、暫く上昇して簡單なる甕城ある門址をなす(G點)。以上は城の南壁なり。

城の西壁は上の石壘の左肩より起り、之を築くに利用せられし山趾に依りて緩かに登る。登りて百間許の處に至り、郭壁の外部に突出したるは(B點)、城門の遺址なる如くなれども、今ま甚しく崩壞して、其の原形を詳かにせず。是れより以北は少しく急なる勾配にて上昇し、起點よりの距離約六百間、平地よりの高さ百六十米突許の高處に於て甕城の設ある一の門を作り(C點)。直ちに北壁に連絡す。甕城の石壁の外面は、城壁の他の部分の如く頽圯すれども(圖版第一)、内部の障壁は隔々頗る完全なる状態にて遺存し、城壁全体の構造を推測せしむる料となる(圖版第一)。北壁を載

東壁

東壁に沿へる二三の遺址

城壁の現状

廣表

所在

せたる山脊は、東に向つて漸く降り、石壁を弓形に落ち窪めし處(弦の長さ四間許)に至りて最も低く(D點)、又た上昇して南に轉じ、東壁の北部に於いて本城の最高點(標高一八四米突、三)をなす。東壁は山趾の趨く所に從ひて下降し、又た暫く昇りし後、再び降りて城の東南角をなせる門址(I點)に會す。此の最後の傾斜の始まる部分(F點)の城壁の内側と、門址に近き部分(D點)の内側とは、各々一の遺址あり。共に縱横四五間許を測して地盤を平かにし、周邊の斜面は石を以て築けり。更に門址を過ぎて平地に降らむとすれば、其の中間にも亦た加工したる巨石を發みし形跡の遺存せるを見る。而して是等の三點には瓦片無數に羅布せり。何れも軍倉などの遺基なるべし。

城壁は各部を通じて頽壞し、其の石材の堆積したる状態は、其邊の幅二間内外、垂直の高さ四五尺乃至八九尺なるが、山勢の急なる部分には殘石少なし。又た石垣を築くに當りては、其の基礎工事として先づ土壘を起し、之を以て、之に使用したる土砂を掻き取りたる部分は、城壁に沿ひて墮をなせり。たゞ全部に互りて然りといふにあらず。西壁の中部以上に於て特に著しきものあるなり。

五 徳山面上袋里山城 (附圖第五、圖版第一三一―一五参照)

成興邑の東北約五邦里半、成關嶺の西二邦里餘、上袋里の部落を貫流して直ちに瑚璉川に合する小河の傍にあり。此の小河の溪谷は、瑚璉川の上流域と城川江の一支流なる東徳川の上游とを聯絡する自然の通路にして、今ま其の路は城内の平地を過ぐ。

城の北半は山崗に凭り、南半は全く平衍なり(圖版第一)。山崗の最高點は標高二五〇米突許にして、其の一支は城の西

西壁 壁を載せ、城内より古城里(城南数町にある村落)を経て本街道に會する上の通路に近く平地に落つ(A點)。さて此の西壁の各部を檢するに、こゝより約八十間、即ち古城里と城内の人家とを聯絡する徑路に會する(B點)までの間は殆んど平夷にして、石壁の形跡斷續して殘る。次に百五十間ばかり彼方(C點)に懸城の設ある門址あり(圖版第一)。此の間の勾配は頗る緩、丸石にて築きし石壁は連續して遺存し(垂直の高さ七八尺)其の内側は土沙を掻き揚げたるを以て隙をなせり。門址以北は漸く壘の高さを減じて山腹を築ち登り(圖版第二)、少しく降りて又た上り、城内第二の高處(D點)の傍を過ぎたる後、遂に前記の最高點(E點)に達す。此間約二百餘間、内側の隙をなせるは前の部分の如く、石材は丸石に雜ふるに割石を以てす。最高點に接する部分の石壁は、特に落ち窪めて弦月形をなせるが(弦の長さ約三間)、之を過ぐる山路はなし(圖版第三)。蓋し形式的に設けられたる北門ならむ。次に北壁と稱すべき部分は僅かに二十間内外にて、殆んど勾配なき山脊を過ぎ、直ちに東南に降りて東壁となる(圖版第四)。東壁は、初めの五六十間許は(F點まで)山脊の内側にのみ直立して之を築き、次の百數十間は(G點まで)外側にも及びて直立せず。石材は通じて丸石と割石とを混用せり。是れより石壁は山趾の趨く所に從はず、左右に隙を作りて其の中腹を直下し(H點まで)、河邊の平地の其れに連なる(圖版第五)。

平地の殘蹟 平地に築かれたる石壁は、數間、十數間、乃至數十間づゝ部分的に鋤取にかゝり、或は河水に洗ひ去られ、殘れる部分は頗る齒の齒の如く、且つ絶え且つ續きて石材の堆積するを見るのみ。恐らくは此の殘石も亦た漸く除かるべく、今日幾かに徴し得べき城の南半の郭壁の遺基は、久しからずして殆んど其の形迹を失ふるに至らむ。

幅員 城の大きさは東西二百四十九間、南北四百九十間、周回千二百二十五間許なり。城内には特別なる遺址なく、又た溪流なし。平地は悉く畑に鋤かる。瓦片は所々に散在すれども、其の數概して少なく、有文のものに方眼・羽狀の二種あることは、城洞里古城に同じ(圖版第六)。

六 德山面大德里山城

(附圖第六、圖版第一六參照)

所在 上谷里山城の西南約二十町、大道の傍に峙ちたる丘陵の上にある。東南二面は瑚璉川畔の荒地にして、西北は拜峰(標高六五〇米突)より落ち來る山趾に連なる。拜峰は大德里の背後に聳ゆる高峰なり。大德里の山間より來る小河あり、大道を横切つて瑚璉川に流入す。

城壁 丘陵の頂は平地より六十米突を越えず。之に環らすに石垣を以てしたる鉢巻式の小山城は此の城なり。石垣は高さ五六間、少しく内方に傾いて築かる。其の上縁を一周すれば、最も高きは西壁にして、水平なる直線をなし、之に連なる北壁と南壁とは、各々二十五度内外の勾配にて下り、東壁の中點(C)に至りて最も低し。周回僅かに二百二十五間なり。此の小區域内の傾斜は外部に比して遙かに緩なれども、平地といふべき部分はなし。最高點に近く井址一あり。石にて甃まる(圖版第七)。他に何等の遺跡なし。

幅員 此の城は俗に麻姑城と稱す。余は咸興郡の古蹟調査に著手するに先ち、咸鏡南道參事某氏(鮮人)より郡内諸處に麻姑の築けりと傳ふる城あり、然かも麻姑の意義は詳かならずと聞きしが、後、調査を進むるに及び、其の實例として本城・高陽里山城及び上雲興里中峰山城を得たり。麻姑の本體并に其語義を不明とするは、獨り某氏のみにあらずれば、尙は後考を要すれども、咸興地方の鮮人が此の不可思議なるものに係けて呼ぶ所の城の、何れも大城にあらざるは、本城以外の二城を説明するに及びて明かにせらるべし。

井址 (附記) 咸山誌通紀(卷)に輿地勝覽の記事を轉載して「德山古城、石築周四百九十七尺、今廢」といひ、之に附記して「按、山之一名冷山、有曰燕獄城、周僅一里、凡因地名之相同、而思其人者有之」といへり。勝覽の德山古城が大德里山城の稱なることは前節に述べたるが如くにして、實に「周僅一里」といふべき小山城なり。然るに關

北志成興に「燕獄基、在府東德山社五十里、古城前、廣田數頃、頽垣、古壁、猶可識認、俗稱燕獄、行路過之、每顧名輿懷」といへる「古城」は、前項の上登里山城なること疑なければ、所謂燕獄址に關して二書の指す所の古城は、各異なれりとすべし、然らば何れか一方に誤ありとせざるを得ざるが、余は關北誌の所傳を排して成山誌通紀の其れを採る。上登里山城は獄址と呼ぶるには其の規模餘りに大なればなり。

七 雲田面雲城里山城 (附圖第七、圖版第一七參照)

成興邑の東南約三邦里、西に東城川江、瑚連川の下流の河口を控へ、東は海を隔て、西湖津に對する雲田面の南角に勝地あり。擊毬亭といふ。成山誌通紀卷一に「擊毬亭、在府南三十里、一斷麓陡入石潭、西控廣野、東臨滄海、我太祖成桂潛邸時、築場仔毬、後人稱之曰擊毬場、觀察使南九萬建亭于舊址之場、自是以後謂之亭」といひ、亭は低地に隆起せる山崗の上にある。洗米川と稱する小河其の傍を流れ、東城川江の河口に注ぎ、附近の平地は肥沃なるを以て雲城・雲中・雲南・雲下等の諸部落散在す。又た此の山崗に關しては、通紀に引きたる十景圖序に「自本宮南一邦里餘南行十餘里、城川江三澤之水、匯爲石潭、而山脚陡入高塞、其頂削成平地、傳言太祖微時仔毬處云、且有築城遺址、古置安陽外堡萬戶、以防守倭寇云、而未知廢置在何時也、今其上設烽燧、而無亭舍、聖祖登覽遊武之地、乃爲荒墟、廢草使人躑躅徘徊、無以寓慕而表敬、余於甲寅光緒六年秋、始作四楹之亭、蓋茲亭、左臨大海、右瞰滄溟、軒豁宏大、甲於天下、其島嶼出沒之奇、川澤縈回之勝、不可殫論而盡記云」といひ、南九萬の亭を設けし所謂擊毬場は、一の古城址なるに、今は何人も之を知らず、余等の爲めに案内の勞を執りたる雲田面長の如きも、共に現地を踏むに先ちては、こゝに城基の遺存するを否認したり。

擊毬亭の立てる山崗の形勢

擊毬亭の立てる山崗は、頂部の著しく尖れる小丘(S點、標高五〇米突餘——土沙崩れ落ちて石骨露出し、一見封

城壁遺存の狀

土を失ひたる古墳に似たるを以て、今ま之を馬塚と稱し、李成桂の愛馬に關する俗説を傳ふれども、實は十景圖序にいふ所の烽燧臺の遺址に外ならず)を中心とし、南・東・北の三面に棟を分出する屋根の狀をなせり(圖一七)。即ち南棟は擊毬亭を蔽せて直ちに平地に落ち、東棟は東北に低下して雲中・雲城二里を聯絡する通路を横切らしめ(通路の東は標高七二米突の周峰を主峰とする丘陵地なり)、北棟は極めて緩かに下り、洗米川と雲中里との間に存する平夷なる阜に連なる。而して南棟と東棟、東棟と北棟の互に相接合する部分は、それ／＼極めて淺き谷をなせり(一は擊毬亭の東に於て南に面し、他は烽燧臺址の東北に於て雲中里に面す)。さて此の棟と谷とを點檢すれば、おぼろげながらも彼れを越はれを渡りて石壘の痕跡の遺存するを認むべく、即ち所謂擊毬場が築城の遺址とせらるゝ所以なり。先づ擊毬亭の附近には其の前面の崖に沿ひて彎曲せる極めて低き海鼠型の土手あり、美しき高麗芝にて蔽はれ、亭下に降る坂路の上まで(B點)其の形跡を存し、亭の正東なる險崖の上縁(C點附近)には全く之を闕く。又た烽燧臺址の南の谷には、之を渡りて石塊一線上に點在し(C點よりD點まで)、直ちに土壘に連なれり。土壘は東棟の上面を横互するものにして(DよりE)、垂直の高さ三四尺、非邊の幅五六尺、其の表面には石塊處々に露出す。然らば彼の覺束なき海鼠型の土手が此の土壘と共に石築の壘壁の遺基なることは、殆んど疑を容れざる所にして、そは必ず擊毬亭下の人家の附近(A點)より起りしものなるべきなり。次に東棟の土壘は烽燧臺址を中心として方向を西北に轉じ、頗る緩かに雲中里に面する谷を渡り(EよりF)又た北棟の上を踰ゆ(FよりG)。前の部分は、松樹並び生ひて、明かに其の形を存し、後の部分は、芝生の少しく高まり、且つところ／＼石塊の露出せるに依りて纒かに之を識別するを得。而して其の尾は南に向つて崖下に落ち(GよりH)、上の起點と相應せり。

大體の幅員 余等は此の城を調査せし日、實測を遂ぐるに足るべき充分なる時間を有せざりしを以て、巴むなく目測を以て之に代へたり。従つて城の幅員に對し、精確なる數字を得ざりしも、田中十藏氏の步測の結果に依れば、東西約百五十五

間、南北約二百十間、周回約六百九十間なり。

八 上岐川面五老里山城 (附圖第八、圖版第一八参照)

所在 五老里は黒林川と城川江との會流點に近く位し、咸興郡内に於ける屈指の大部落なり。黒林川に流入する小河ありて部落を兩分し、細流を帯びて河東に峙つ山を金盤山といふ。城は此の山の上にある。

金盤山

落に接して一大圓墳の狀をなし、中間と高さ相若き、北岡は二岡の背後にありて少しく高く、上に鉢巻式の石垣を戴けり。さて此の石垣の周囲を一巡すれば、壁は直立せずして少しく内部に傾き、悉く割石を用ゐたり。東壁(AよりB)と北壁(BよりC)との外部は、山勢緩にして、壁の高さ五六間、西壁(CよりD)は險崖に臨めるを以て、高さを二間乃至三間に減す。南壁(DよりA)は内部に彎曲して山の懷に築かれ、頽壞の程度他の部分に比して甚しく、其の高さを知るを得ず。周圍三百十間、東西に廣く、南北に狭く、西より東に傾くと共に、北より南に傾けり。壁の内側に帯の如き平地の存するは、其の部分の土沙を削りて之を築きしが爲めなるべし。最高點(標高一五二米突)に近く井址二あり。其の一には今も水を湛ふ(附圖第九)。

楯具

井址

慈塘城の稱

此の城は今も慈塘の稱を有す。上朝陽面長朴癸股氏の言に依れば、其の家の墳墓は、城の附近にあり。而して家藏の文書には城塘にありと記るすといふ。然らば慈塘(不守)は城塘(不守)の轉なるべし。

九 川西面上雲興里中峰山城 (附圖第九、圖版第一九—二〇参照)

雲興等の里

咸興邑の西二邦里餘、地境里の西北一邦里餘に頗る人家多き聚落あり、雲興・雲洞及び上雲興と名づくる三里に分

麻姑城の稱ある石垣

る。聚落の西方は咸興平野の一部を限れる山地にして、其の主脈は咸興郡の川西面と定平郡の朱伊面との境をなし、中峰の稱ある一峰最も高し(標高二八一米突——上雲興里の平地よりの高さは二五三米突、同里より二十町許の山路に由りて頂に達す)。峰頂には石垣を環らしたる形跡歴然として残り、俗に麻姑の築きしものと傳ふ。

井址

此の城は大德里山城及び五老里山城と其の形式を同じくする鉢巻式の小山城にして、西より東に傾き(上雲興里等の部落に面して)東壁は少しく内部に彎曲す(附圖第二)。但だ本城の石垣は二重に築かれ、前の二城の如く單垣にあらず。今ま甚しく頽圯すれども、西南及び正西の二面に於て最もよく形跡を存す(附圖第三)。其の断面は附圖第九に示す所の如し。内壁の周回は三百十五間、南に偏して井址あり。瓦片は處々に散在し、就中東壁の内部に多し。

一〇 川西面高陽里山城 (附圖第一〇、圖版第二四、上参照)

麻姑の遺址

雲興里の北約三十町、高陽里の人家に接せる小丘の上にある。長さ約五十間、幅約二十五間、極めて小規模なる橢圓形の山城なり。東北に面する部分は、其の傾斜面を削りて三段となし(各段の幅は二間乃至三間、高さは一間乃至一間半)、西北の一面にも少しく之を及ぼせり。されども他の二面には全く其の形跡を見ず。而して西南の一面には四五寸ばかりの丸石處々に散在す。蓋し此の城は三段に削りし部分を正面とし(附圖第三)、背面には無造作なる石壘の設ありしなるべし。里人は之を「麻姑の棲みたる跡」と傳ふれども、麻姑の何者なるかについては答ふる所なし。

第二章 尹瓘の征略地に關する後世の所傳

麗將尹瓘の遺蹟

今日咸鏡南道を旅行して少しく智識ある鮮人と語れば、麗將尹瓘の名を識らざるものなし。北青郡の侍中臺碑と端川郡の將士臺碑とは隨つて即ち話頭に上る。而して或は北道の鏡城郡にも元帥臺碑あるを口にすものさへあり。侍中臺

北青郡の侍中

鏡城郡の元帥

高麗史

尹璫の築きし

辛禔の鐵嶺

碑に曰く「維我先祖文肅公、披平尹公諱璫、字同玄、高麗文宗朝登文科仕元、睿宗朝以門下侍中爲行營大元帥、征討
 靺鞨時、嘗登臨于此、後人因以侍中名焉」と、碑は北青郡の東海岸、利原郡との界を劃する蔓嶺にありて、崇禎紀元後
 九十四年辛丑李氏景宗元年、清康熙
 六十年、西紀一七二二、璫の二十二世の孫にして時の咸鏡道觀察使たりし尹憲柱の建つる所なり。將士臺碑
 は端川邑の西北約二里、東に南大川を帯びたる何多面古邑里の山崗の上にあり（附錄第三）。崇禎紀元後四乙酉の歲、李氏
 王二十五年、清道光
 五年、西紀一八二五、亦た璫の子孫の財を竭めて立てたるものにして、文に「此我祖文肅公北征時古蹟碑也、公姓尹、諱璫、
 高麗睿宗朝、以門下侍中爲行營大元帥、征討女真、開拓六鎮、豐功偉烈俱載麗史、至今照人耳目、於休盛哉、遺蹟之
 在北固者、鏡城有院宇及元帥臺、北青有侍中臺、端川有將士臺、端之臺即此也、臺以將士名、蓋因符饋士卒而稱焉者
 也」云々といへり。鏡城郡の元帥臺碑につきては、關北誌、鏡城府、山川の條に「元帥臺、在府南八里、西連長白、
 東臨大海、高麗元帥尹璫、開拓北固凱還、駐軍于此、後人仍名焉、臺上有碑、名曰功、蓋海東威振漠北、即判書尹憲
 柱重修廟宇時所立也」と見ゆ。尹璫歿して後八百餘載、其の名の人口に膾炙し、其の功業の記念せらるゝこと此の
 如し。

高麗史卷十睿宗世家、三年遼乾統六年、
 西紀一〇八八、二月の條に、璫の征略當時の事實を記して曰く「甲午、以尙書柳澤、爲咸州
 大都督府使、置英・福・雄・吉四州及公嶮鎮防禦使。戊申、尹璫以平定女真新築六城、奉表稱賀、立碑于公嶮鎮以爲
 界至」。又た尹璫傳高麗史、
 卷九十六に曰く「璫又城英・福・雄・吉・咸州及公嶮鎮、遂立碑于公嶮鎮爲界」と。璫の築きし是
 等の城は、幾ならずして空しく女眞の有に歸し、後世殆んど忘れられたるが如くなりしも、獨り征服地の界至をなした
 りといふ公嶮鎮のみは然らず。璫の征略の後二百年を経て辛禔十四年明洪武二十一年、
 西紀一三八八に至り、高麗の政府が領土の
 問題に關して抗議を明に提出せしことあり。其の表文に「切照、鐵嶺迤北、歷文・高・和・定・平、
 咸・成、等諸州、以至公嶮鎮、自來係是本國之地、至遼乾統七年、高麗睿宗
 二年、西紀一〇八八、有東女真等作亂、奪據咸州迤北之地、睿王

李成柱の勝文
に於ては

告遠請討、遣兵克復、就築咸州及公嶮鎮等城、及至元初戊午年間、高麗高宗四十五年、
 西紀一二五八、蒙古散吉大王・普只官人等領兵、收
 附女真之時、有本國定州叛民卓青・漣津縣人趙暉、以和州迤北之地迎降、……遂將和州冒稱雙城、以趙暉爲雙城總管、
 卓青爲千戶、管轄人民、至々正十六年間、西紀一三五六、申達元朝、將上項總管・千戶等職革罷、以和州迤北還屬本國、
 至今除授州縣官員、管轄人民、由叛賊而侵削、控大邦以復歸、……公嶮之鎮、限邊界非一二年、……伏望陛下度擴包
 容、德教撫綏、遂使數州之地、仍爲下國之疆」といへるは公嶮鎮以內が自國の有なることを主張したるものなるが、
 當時高麗の勢力の及びし東北面の境界は、伊板嶺（磨天嶺）外なる今の吉州地方當時海陽なりき、又た恭讓王の朝、高麗
 の事實上の主たりし李成柱は、豆滿江の下流地方に據れる幹都里・兀良哈等の女眞部族を招諭し、王の四年明洪武二十
 九二、其の會長の入朝貢獻するや、更に他の諸部落に勝諭せしむ。即ち勝文に「洪武二十四年七月、差李必等、齎勝文
 前去、女真地面豆滿等招諭、當年幹都里・兀良哈萬戶・千戶頭目等即便歸附、已行賞賜名分、俱各復業、所有速頻・失
 的竟・蒙骨・改陽・實憐・八隣・安頓・押蘭・喜刺兀・兀里因・古里罕・魯別・兀的改地面、原係本國公嶮鎮境內、
 既已曾經招諭、至今未見歸附、於理不順、爲此再差李必等、齎勝文前去招諭、勝文到日、各々來歸、賞賜名分、及凡
 所欲、一如先附管都里・兀良哈例」といひ、豆滿江外の地を以て公嶮鎮の境內となせり。又た少しく降りて李氏太宗
 の世、明に於て成祖位を踐む。帝は直ちに遠界の雄圖を豆滿江方面の女真に向け、吾都里・兀良哈等の諸部族を招撫
 するに努めしが、更に朝鮮の領内參散（北青）・柔魯兀（端川）等の地の女真にさへ招諭の勅書を放てり。朝鮮の政府は
 之に對して機宜の處置を執り、且つ抗議を提出すべく特に前朝（高麗）の睿宗實錄を検して尹璫征女眞の事實に其の辭
 柄を求め、乃ち上奏する所あり（太宗四年明永樂二年、
 西紀一四〇四）。此の奏本には東北地方の古來の沿革を述べて「照得、本國
 東北地方、自公嶮鎮歷孔州、○今の度嶺の地、李成柱即位の年其の疆を稱す
 る程の爲めに段々築き、累年又た城を築く、吉州、○元代の海陽、高麗恭讓王の二
 年吉州萬戶府を置く今の吉州、端州、○元代の秀魯兀、
 高麗辛禔の八年端
 州安撫使を置、
 今の端川、英州、
 雄州、
 上、咸州、
 王の五年收復して知咸州府、高麗恭讓
 等州、俱係本國之地、至遼乾統七年、

李氏太宗の明
へは奏本に見
えたる公嶮鎮

再度の考案に見えたる公嶮鎮

東女眞作亂、春據成州蓮北之地、高麗睿王々候、告邊請討、遣兵克復、及至元初、戊午年間、蒙古散吉・普只等官、収付女眞之時、本國叛民趙暉・卓青等、以其地迎降、以趙暉爲總管、卓青爲千戶、管轄軍民、由是、女直人難處其間、各以方言名其所居、青州稱海陽、端州稱柔魯兀、英州稱三散、雄州稱洪肯、成州稱哈蘭、至正十六年間、恭愍王々顯申達元朝、並行革罷、仍以公嶮鎮遼南還屬本國、委定官吏管治」といひ、次に洪武二十一年(辛卯十四年)公嶮鎮遼北を遼東に、公嶮鎮以南鐵嶺に至るまでを高麗に屬せしむる協約ありしこと、李氏の祖安社(穆祖)の墳墓の孔州に在ること等の事實を擧げ、要するに參散・禿魯兀等の處を包含する豆滿江方面までの地方を古の公嶮鎮の境内となせり。成祖は直ちに此の請を容れ、朝鮮の領内に住する女眞に對しては招諭の手を濫めたり。されどもなほ吾郡里及び兀良哈を羈縻せむとし、連りに使者を送りしかば、朝鮮は吾音會(會寧)に於ける韓都里の會長猛哥帖木兒及び伐時温(鍾城の江外)に於ける兀良哈の會長把兒遜等をして成祖の勅を迎へざらしむるに腐心し、而して明へは「猛哥帖木兒等、始綠兀狄哈侵擾邊地、到來本國東北面慶源・鏡城地面居住、○吾音會に來りしなり……切詳、猛哥帖木兒・答失等并管下一百八十餘戶、見居公嶮鎮遼南鏡城地面、○吾音會の地を指す把兒遜・着和○着和の住地は慈州即ち今の鍾城等并管下五十餘戶、見居公嶮鎮遼南慶源○今の慶源の南に會する河水を會川家川といふ乃豆滿江之下流也、越江十里、大野中有大城、即縣城、○又た安國城といふ、春秋の南內有六井、其北九十里山上有古石城、名曰於羅孫站、其北三十里有虛乙孫站、其北六十里有留善站、其東北七十里有土城基、即巨陽城、したるものなり。

公嶮鎮の所在に關する實錄地理志の記事

麗末・鮮初の間、公嶮鎮の名の數々、史上に見え、東北面に於ける當時の國境の北方に存すとせらるること斯くの如し。然らば其の所在は明かに之を知るを得べきか。李氏世宗朝の十四年明宣德七年、西紀一四三二に成れる世宗實錄地理志、慶源都護府(富居の)の條に「自東林城○今の慶源の東南東林里北距五里許、有所多老營基、○今の慶源其北三十里有會吐家灘、○今の慶源の南に會する河水を會川家川といふ乃豆滿江之下流也、越江十里、大野中有大城、即縣城、○又た安國城といふ、春秋の南內有六井、其北九十里山上有古石城、名曰於羅孫站、其北三十里有虛乙孫站、其北六十里有留善站、其東北七十里有土城基、即巨陽城、

此の記事の實質上の價值

○寧古塔に近き今の東京城、內有兩石柱、古懸鐘處、鐘高三尺、圓徑四尺有奇、嘗有慶源人庚誠者、至其城、碎其鐘、用九馬馱來、纒十分之一、從者三十餘人皆死、其遺鐵實草芒中、人不敢收、城本高麗大將尹璠所築、自巨陽西距六十里先春峴、即尹璠立碑處、其碑四面有書、爲胡人剝去其字、後有人掘其根、有高麗之境四字、自先春峴越慈愍江、○慈愍江、有古城基、自所多老北去三十里有於豆下峴、○慶源と鍾城との境をなせる雲霧嶺其北六十里有董董里、○遼其北三里許、越豆滿江灘、北去九十里、有吾音童沙吾里站、○東登勇其北六十里有河伊豆隱、○其北一百里有英哥沙吾里站、○布爾巴其北蘇下江邊有公嶮鎮、即尹璠所置鎮、南隣具州、○寧古塔探州、○其北北接堅州、○吉林自英哥沙吾里西去六十里、有白頭山、山凡三層、頂有大澤、東流爲豆滿江、北流爲蘇下江、南流爲鴨綠、西流爲黑龍江」といへるは、實に公嶮鎮の的確なる所在を指示せる記事なるが如し。されどもこはた、外見上然るのみ。筆緻に於て然るのみ。今の東京城に比定すべき巨陽城は、渤海國の上京の遺基にて、尹璠の築きし城にあらず。其の西六十里の先春峴が尹璠立碑の處なりといひ、英哥站の北蘇下江の邊に公嶮鎮ありといふまことしやかなる記載は、全然机上の製作に係り、畢竟此の鎮の古基を漠然豆滿江外にありとなせると毫も撰ぶ所なし。仔細に上の記事を檢査し、之を實際の地理に照せば、かゝる結論に到達す。富居の慶源府の四境を説明したる實錄地理志の一條に「北距公嶮鎮七百里、東北距先春峴七百餘里」といへるも、方向の一致せざる點に於て亦た其の歸趣を同じくするものなり。又た高麗史地理志には「公嶮鎮、睿宗三年築城置鎮、爲防禦使、六年築山城、一云孔州、一云巨州、一云在先春嶺」とありて、此の夾註は一見鎮の所在に關する諸説を列擧したるが如くなれども、後半の二句は實錄地理志の記事の摘要に過ぎず。前半の孔州と巨州とは同一地名にして(今の慶興の地)、之を鎮の所在に擬せるは、高麗の經略の豆滿江の下流に達せざりし辛禰時代に於ては斯くも思料せらるることなしたる高麗史地理志の編者の私見なるべし。

高麗史地理志の公嶮鎮

公嶮鎮と國境問題

退いて按ずるに、高麗は恭愍王の五年、元至正十六年、西紀一三五六元の國運の凋落したるに乘じ、雙城總管府の略取を敢てし、忽

實録地理志の
記事は外交文
書に基きて成
る

公嶮鎮の遺基
の不明

尹瓊の築きし
他の諸城と高
麗史地理志の
記事

成州

尹瓊は公嶮鎮と共に雄州・英州・福州・吉州等の諸城を築けり。尹瓊傳に據れば、彼れの經略したる地域は、東は火申嶺に、北は弓漢伊嶺に、西は蒙羅竹嶺に至りしが、其の火申嶺下に築きしを雄州といひ、弓漢伊村に築きしを吉州といひ、蒙羅竹嶺下に築きしを英州といひ、又た吳林金村(方向不明)に築きしを福州といへりしなり。尙書柳澤を以て長官となしたる成州大都督府も、亦た同時の建設に係る。さて高麗史地理志に是等の諸州を説明したる記事あり。成州につきては「成州大都督府、久爲女眞所據、睿宗二年命元帥尹瓊等、率兵擊逐、三年置州爲大都督府、號鎮東軍、……四年撤城、以其地還女眞、後又沒於元、稱哈蘭府、恭愍王五年收復舊疆、爲知成州事」といひて、之を今の咸興

吉州

英州、雄州

福州

地理志の記載
に對する疑

となし、吉州につきては「吉州久爲女眞所據、號弓漢村、睿宗三年置州爲防禦使、六年築中城、尋以地還女眞、後沒於元、稱海洋、一云三海陽、恭愍王時收復舊疆、恭讓王二年置雄、吉等處管軍民萬戶府州在北、雄在南」といひて、之を今の吉州となす。英州・雄州につきては「英州、睿宗三年置州、爲防禦使、號安嶺軍、四年撤城、以其地還女眞、後併於吉州」、「雄州、睿宗三年置州、爲防禦使、號寧海軍、四年撤城、以其地還女眞、後併於吉州」といひて、是等に擬定すべき後世の地名を擧げざれども、嘗て吉州に併せられたりといふ點に於て、暗に吉州附近なるを示せり。福州につきては「福州久爲女眞所據、號吳林金村、睿宗三年置州爲防禦使、四年撤城、以其地還女眞、後沒於元、稱禿魯兀、及恭愍王時收復舊疆、辛禡八年改端州安撫使」といひて、之を今の端川となせり。されども瓊の築きし五州城の配置が果して斯くの如くなりしや否やは、大いに疑なき能はず。成州は大都督府の所在地として占領地の中樞に位したりと思はるゝに、其の北界をなしたる吉州が今の吉州にて、而して雄・英二州が嘗て之に併せられたることありとせば、本來東界と西界とに置かれたりといふ後の二州は、比較的の位置に於て餘りに北方に偏せずや(今の吉州に併せられし二州は、地勢上磨天嶺外にありたりとすべきが故に)。而して今の端川が福州に擬せられたるに對し、遠く咸興に至るまでの間、一の州治のなかりし如くなるも怪しむべし。且つ端川即ち禿魯兀は、恭愍王五十六年の間元朝の治を離れて高麗の有に歸したる地なるが、元代の禿魯兀が古の福州の改稱たること、實に地理志のいふ所の如くにして、それが時人の記憶に存せりとせば、辛禡八年此處に安撫使を置きたる時、何故舊名を復せずして新たに端州の稱を用ひしか。哈蘭府の成州、海洋の吉州は、共に其の名を古に復せしものなりといふにあらずや。更に世宗實錄地理志を檢するに問題の事項に關する本書の記載は、多く高麗史地理志と異なる所なし。即ち吉州收の條下に、尹瓊傳に據りて雄州・福州・英州・吉州の築城を述べ、次に「吉州在北、雄州在南」と附記したるは、上記の高麗史地理志の吉州の條の夾註に「州在北、雄州在南」とあるに應じ、端州即ち當時の端川郡につきては「久爲胡人所據、別號豆乙外、一作禿魯

實録地理志の
記事との關係

兀、高麗大將尹璫逐胡人置九城、以郡爲福州防禦使、洪武十五年壬戌○辛酉改端州安撫使といひて、彼れ是れ相違の存するなく、北青を説明して「本號參散、久爲胡人所據、高麗大將尹璫逐胡人置九城、其名未詳」といへるは、高麗史地理志に「北青州府、久爲女真所據、九城時名號未詳、後沒於元、稱三散」とあるに當る。乃ち知る、高麗史地理志上の記載は、實に公嶮鎮の所在を説明したる註文の如く、主として實錄地理志に本づきたるものなるを。但だ英・雄二州が女真に沒せし後吉州に併合せられたりといふは、實錄地理志に見わざる所にして、高麗史地理志にのみ其の記事あり。然かも吉州の女真に沒せしことを否認せざる限り、斯くの如きは斷じてあり得べからざる事實なるが故に、こは二州の所在に關して何等かの説明を與へむとしたりに出でたる麗史の編者の杜撰ならざるべからず。隨つて實錄地理志の記載を以ては、英・雄二州の所在は全く不明なりとすべし（尹璫傳の文に附記して「吉州在北、雄州在南」といへるは、其の文に璫の占領地の北界に築設せられし城を吉州となしたるより、雄州は其の南にありしならむと臆測したるに過ぎざるべし）。又た上に引きたる李氏太宗四年の明への奏文を見よ。是れには元朝の治下にあるし東北地方に關して「女直人雜處其間、各以方言名其所居、吉州稱海陽、端州稱禿魯兀、英州稱三散、雄州稱洪肯、咸州稱哈蘭」といひ、端州を禿魯兀の舊名なりしが如く見做せるのみならず、今の北青及び洪原なること疑なき三散及び洪肯を英州と雄州とに擬せり。太宗實錄に依れば、此の奏本は特に高麗の睿宗實錄を檢して作製せられしものなりといへど、一見實錄地理志の缺陷を滿たせる如き地名の比定は、容易く信を措くに足らず。雄州と英州とが璫の征服地の東界と西界とをなせりといふに對し、東海岸に位置する洪原は或は前者に適應せむも、其の東北なる北青は明かに後者に相當せざればなり。故意か偶然か、後年の編纂に係る實錄地理志は此の説を掲げず、北青の沿革を記して「高麗大將尹璫逐胡人置九城、其名不詳、恭愍王丙申○五……置安北千戶防禦所、壬子○二十改北青州萬戶府」といひ、洪原については、咸興府の條に「古稱洪獻、遼陽志稱紅坑、本朝太祖七年戊寅、洪武三改稱洪原縣、來屬」といへ

英雄二州の所在の不明

太宗の奏本の英雄二州

り。こは蓋し實を得たりとすべく、若し三散と洪肯とが古の英州と雄州とにして、其の事實が後世に傳はりたりとせば、恭愍王の五年兩地を占有せし時、或は其の後治所を設けし時、尹璫時代の舊名によりて之を呼ぶが當然なるべければなり。太宗四年の奏本に見わたる地名の比定は、必ず任意的のものならざるべからず。斯くの如くにして麗末・鮮初の間、雄・英二州の所在の全く不明なりしは、殆んど疑を容れざる所なり。又た太宗四年の奏本に當時の端州が古の福州なりといはざるは、吾人の注意を値すべく、而して兩者を同一視したる記事に對しては、既述の如き疑義を生ずるが故に、福州についても亦た其の所在の不明なりしを想はざるを得ず。然らば恭讓王の時元代の海陽の地に萬戶府を置き、之を吉州と命名したるは、確實なる地理上の知識を基礎として尹璫時代の舊名を復活せしめしものなるか、是れもおのづから疑問とすべし。

福州の所在の不明

海陽の吉州と尹璫の吉州

尹璫の功業の大小は彼れの征服地の廣狹に依りて定まる。然るに之を徵する資料たるべき實錄地理志や高麗史地理志の記載は、却つて璫の置きたる諸州の所在が二書の成りたる以前より既に殆んど不明となりしを示す。金・元二代を通じて久しく其の領内に沒せし間、即ち斯くの如くなるに至りしなり。州治の古墟さへ然りとせば、其の他の遺蹟は推して知るべく、或は璫の登臨し、或は士卒に餉饋し、或は凱還に際して軍を駐せりといふが如き瑣末の事件に關する地が、それ／＼某々の處として遙かに後代まで世人の記憶に残らむやうなし。蔓嶺の侍中臺碑、端川郡の將士臺碑、鏡城郡の元帥臺碑が歴史上の價值なきものなることは、殆んど疑を容れざらむ。されば璫の征略が那邊に及び其の功業が如何なる程度のものなりしかは、宜しく當昔の史料に溯つて之を考查すべきなり。

尹璫の遺蹟と傳ふるもの、史的價值

第三章 尹璫の征伐及び其の地域についての考察

尹璫の女真征伐、即ち所謂九城の役は、睿宗二年十二月の出兵に始まり、同四年六・七月に於ける和議及び其の結

果としての九城の放棄に了れり。今ま先づ高麗史睿宗世家より之に關する記事を左に抄出す。均しく此の役の顛末を傳へし尹瑾傳の記載は、初めの部分はこれより遙かに詳密にして、主要の問題の解釋に資すべき屈竟なる材料なれども、個々の事實に對する月日の全く省かれたる點に於て、直ちに考據となし難く、以下之を利用するに當り、常に世家の記事を參照するの必要を感ずればなり。

ア二年閏十月 壬寅^{三十一} 以將伐女真、……以尹瑾爲元帥、吳延瀧爲副元帥、
 イ同 十一月 庚午^{二十九} 幸西京、時日官奏、宜御西京以遣將帥、故有是行、
 ウ同 十二月 乙亥^{二十四} 至西京、
 エ同 十二月 丙申^{二十五} 尹瑾擊女真大破之、遣諸將定地界、築雄・英・福・吉四州城、
 オ三年 二月 壬辰^{十一} 女真圍雄州、崔弘正開門出擊、大敗之、俘斬八十級、獲軍馬兵仗無算、
 カ同 同 甲午^二 以尙書柳澤爲咸州大都督府使、置英・福・雄・吉四州及公嶮鎮防禦使、
 キ同 同 戊申^{二十七} 尹瑾以平定女真新築六城、奉表稱賀、立碑于公嶮鎮、以爲界至、
 ク同 三月 己卯^{二十九} 女真來屯英州城外、官軍出戰敗之、斬賊二十級、獲兵仗及馬八匹、
 ケ同 同 庚辰^{三十} 尹瑾獻俘三百四十六口・馬九十六匹・牛三百餘頭、尹瑾又築宜州・通泰・平戎三城、徙南界民、以實新築九城、
 コ同 四月 壬午^{十一} 以尹瑾爲門下侍中尙書吏部事知軍國重事、吳延瀧爲尙書左僕射參知政事、遣內侍郎中韓儆如、齎詔書・告身及紫緗鞍具厩馬二匹、至雄州分賜之、
 サ同 同 戊子^八 女真設柵圍雄州城、
 シ同 同 己丑^九 尹瑾・吳延瀧凱還、王命其鼓吹軍衛以迎之、

ス同 同 癸卯^{十三} 遣兵馬副元帥吳延瀧、授鉄鉞、往救雄州、
 セ同 五月 癸丑^五 吳延瀧至雄州、擊女真、破走之、
 ソ同 七月 乙卯^二 命行營兵馬元帥門下侍中尹瑾、復征女真、
 タ同 八月 丁亥^六 吳延瀧還、王引見于文德殿、親問邊事、賜宴以勞之、
 チ同 同 戊子^七 兵馬判官王字之・拓俊京與女真戰于咸・英二州、斬三十三級、
 ツ同 同 庚寅^九 行營兵馬元帥尹瑾獻賊三十一級、
 テ同 同 癸巳^{十二} 兵馬判官庚翼・將軍宋忠・神騎軍朴懷節等、與女真戰于吉州死之、
 ト同 九月 癸亥^{十六} 行營兵馬判官王字之・拓俊京擊女真于沙至嶺、斬二十七級、擒三人、
 ナ四年 正月 己酉^{十八} 東界行營兵馬錄事王思謹・河景澤等、與女真戰于咸州死之、
 ニ同 二月 癸卯^{二十} 遣李汝霖如遼、奏新築東界九城、
 ノ同 三月 辛亥^{二十三} 行營兵馬錄事長文緯等、與女真戰于崇寧鎮、斬三十八級、
 ハ同 同 乙卯^{二十五} 行營兵馬判官許載・金義元等、與女真戰于吉州關外、斬三十級、獲其鐵甲牛馬、
 ヒ同 四月 戊寅^{二十八} 東界兵馬副元帥吳延瀧降辭、王詣景靈殿、親授鉄鉞、
 フ同 五月 庚申^{三十} 東女真復遣吏顯、款塞請和、
 ヘ同 六月 乙丑^三 女真圍吉州、吳延瀧引兵救之、師大敗、
 ホ同 同 乙酉^四 遣東界兵馬元帥尹瑾于西北路、
 同 同 丙申^五 尹瑾・吳延瀧引兵救吉州、問女真請和、還定州、
 同 同 同 召宰相臺諫六部、議還九城、平章事崔弘嗣等二十八人皆曰可、禮部郎中朴昇中・戶

部郎中韓相曰不可、

東蕃使裴弗・史顯等來朝、

會宰樞及臺省・諸司・知制誥・侍臣・都兵馬判官以上、文武三品以上于宣政殿、宣問還九城可否、皆奏曰可、

御宣政殿南門、引見裴弗等、許還九城、裴弗感泣拜謝、王賜物遺還、命內侍金珣、護送境上、仍詔元帥等、諭以還九城之意、

行營兵馬別監承宣崔弘正・兵馬使吏部尚書文冠、諭女真酋長居垓伊等曰、汝若請還九城、宜如前約誓告于天、酋長等設壇感州門外、告天誓曰、而今已後至于九父之世、無有惡心、連々朝貢、有渝此盟、蕃土滅亡、盟訖而退、弘正等始自吉州、以次收入九城戰具糈糧于內地、狄人喜、以其牛馬載還吾民遺棄、老幼男女一無殺傷、

是日、撤東界崇寧・通泰二鎮城、

撤英・福二州、真陽鎮城、

撤威・雄二州、宜化鎮城、

東文選卷四に「伐女真取其地、築設城池、實入丁戶訖、獻功表」と題する表箋を載す。兵馬鈴轄として尹璫の軍に従ひたる林彦が、璫の爲めに代作したるものにして、其の文に「臣璫言、聖上以東女真背逆作亂、將欲問罪懲惡、以去年冬十一月二十四日、幸御西京、十二月初一日、於祖真殿前、親授臣鉄鉞、臣受命、分兵四道而行、至十三日到定州界首、十四日味爽、撤去關防、出軍急擊、大破不定、就築城池六所、奏依聖旨定名訖、一曰鎮東軍威州大都督府、

尹璫の獻功表

出征の時日

五州一鎮の築設

同 同 壬戌
同 同 甲子
同 同 乙丑

尹璫傳の記事
軍の編成及び
出動の地點

充一千九百四十八丁戶、二曰安嶺軍英州防禦使、充一千二百三十八丁戶、三曰寧海軍雄州防禦使、充一千四百三十六丁戶、四曰青州防禦使、充六百八十八丁戶、五曰福州防禦使、充六百八十八丁戶、六曰公嶺鎮防禦使、充五百三十二丁戶、各令守禦者略下」といへり。璫の出征の時日は睿宗世家に見えざれば、十二月十三日定州に到り、翌曉敵地に進撃せりといふは其の遺漏を補ふ。又た此の上表に對して特に精査すべきは尹璫傳の記事なり。傳に依れば、璫の東界に至りし時、其の地に屯せし兵は十七萬、彼れは之を五軍に編成し、自ら五萬三千人を以て定州の大和門を出で、中軍の將金漢忠は三萬六千七百人を以て安陸戍を出で、左軍の將文冠は三萬三千九百人を以て定州の弘化門を出で、右軍の將金德珍は四萬三千八百人を以て宜德鎮の安海・拒防兩戍の間を出で、船兵別監梁惟棟等は水軍二千六百を以て道驛浦を出でたり。定州は今の定平(精密)に、へば邑城の傍に遺存せる古州城、安陸戍は州城の右翼をなせる古長城が廣浦の西岸南與里(舊名城末里)に於いて盡くる處、安海・拒防兩防は廣浦の南の土築の長城の附近、道驛浦は今の廣浦なり。璫の上表に所謂「撤去關防、出軍急擊」は、五軍が斯くの如く定州及び以東の長城を踰りて其の北方に進撃したるをいへるものなりとす。さて是等の諸軍は各々女眞の村落を攻略し、斬獲頗る多かりしが、其の結果として築設せられし城池については、傳に「璫又分遣諸將、畫定地界、東至火串嶺、北至弓漢伊嶺、西至裴羅骨嶺、又遣日官崔贊顛、相地於裴羅骨嶺下、築城廊九百五十間、號英州、火串嶺下築九百九十二間、號雄州、吳林金村築七百七十四間、號福州、弓漢伊村築六百七十間、號吉州、又創護國仁王・鎮東普濟二寺於英州城中」と記るさる。次に「明年」即ち三年に繋げては、璫・延龍が出で、は加漢村の瓶項小路に、入つては英州城の南に闢ひたる事實を叙し、又た之を承けて「璫・延龍乃率諸將、會于中城大都督府、權知承宣王字之、自公嶺城領兵詣都督府」といへり。然らば所謂地界を畫定して置かれし四州城の外、大都督府たる中城、并に公嶺鎮城が亦た殆んど同時に築かれたりしは、尹璫傳に依りても之を知るべく、璫の表文の「威州大都督府」が、傳の「中城大都督府」なるは固より論なし。次に記

証服の界を
に置かれし四
州城

瓶項小路及び
英州城の殿
中城大都督府
公嶺城

雄州の戦
壇の賀表

傳の賀表と獻
功表

公嶮鎮碑

五州一鎮築設
の時日

るされたる事實は雄州城の戦にして、「女真兵數萬、來圍雄州、弘正訓勵士卒、衆皆思闘、即開四門、齊出奮擊、大敗之」云々といひ、之に續いては「瑠[○]城[○]英[○]・福[○]・雄[○]・吉[○]・咸州[○]及公嶮鎮、遂立碑于公嶮、以爲界、造其子彥純、奉表稱賀」といふ前置の下に其の賀表の文を擧げたり。尹璫傳を精讀して茲に至れば、此の前置は是れより先き既に築き訖れりと記るされたる、及び然か見るべき諸城に對して重複の言をなしたるものとすべく、文字の表面に現はれたる所を以ては、斯く解釋するの他なし。されども「聖人之德、允合於乾坤、仁義之兵、已平其夷狄」云々といへる冗漫なる賀表の本文を一讀し、退いて東文選の獻功表を再閲するに、上に引用したる部分（瑠の出征したる時日、其の築設したる五州・一鎮の名稱、及び其等に充當せられし守兵の數を的知すべき記載として吾人の注意を惹きたる部分）の下文——價值ある文字を含まざるを以て故ら引用せざりし——は、正に此の賀表の文に相當す。換言すれば尹璫傳の編者は、獻功表即ち賀表の全文の前半を省略し、上の如き簡單なる前置を以て之に代へ、唯々其の後半のみを掲げしなり。従つて「又」字の存する點に於て當然重複の言をなせりと見るべき其の前置は、實は「瑠が是れより先き英州・福州・雄州・吉州・咸州及び公嶮鎮を成き、丁戸を實入し訖りしを以て、表を奉りて賀を稱せり」との謂にて、「又」は「以」の譌なるか、若くは編者自ら不用意に加へし文字なるべし。但だ碑を公嶮鎮に立て、界となせりと云ふ事實は獻功表の何れの部分にも見ぬに、傳の前置には其の句を挿めり。是れ亦た別に解釋を要する事項なれども、論旨の岐路に入るを懼れ、姑く疑問として保留す（第四章第五節「附記二」を見よ）。

さて睿宗世家を見るに、二年十二月丙申（十五日）の條（キ）に、「尹璫擊女真、大破之、遣諸將定地界、築雄・英・福吉四州城」とあり。されども此の丙申の日は瑠の出征したる翌日にて、四城の設置のいまだしきは言を俟たず。蓋し尹璫傳にあるが如く、瑠が諸將を分遣し、地界を畫定して某々四所に州城を置きたることを傳へし（的確なる時日を明かにせざる）或る史料の存せしより、世家の編者は之を瑠の出征に聯繫して記るしゝなるべし。而して獻功表と一

日の相違ある丙申の日は、出征の當日と見做されたるに似たり。翌三年二月戊申（二十七日）の條（キ）には「尹璫以平定女真新築六城、奉表稱賀」と見ゆ。即ち上述の獻功表に關する記事なり。又た十數日を溯りて同月甲午（十三日）の條（キ）には、尙書柳澤を咸州大都督府使となし、英・福・雄・吉四州及び公嶮鎮に防禦使を置きたりとあるが、獻功表に「大破平定、就築城池六所、奉表稱賀」といへる「奉賀」は此の事實を指したるものなるべし。新築の六城に對する名號の裁可と其等の長官の任命とは、同時に發表せられたりと見て不可なかるべければなり。故に六城其のものゝ築設は是れより以前にありとすべく、尹璫傳に崔弘正が雄州の城門を開きて賊の圍を突けりと記るされたる戦は、世家の二月壬辰（十一日）の條（キ）をなし、又た此の雄州の戦に先つて公嶮城及び中城大都督府の名、さては英州城南の戦の記事が尹璫傳に見ゆるは、事實の上より之を證す。従つて是等の六城の成れるは、晚くも三年正月中にありとすべし。乃ち知る、瑠が女真を攻伐し、而して其の占領地を守禦する六城を築き終るまで、之に費やしたる時日は、彼れの出征の日より數へて約一個月半を踰えざりしを。——王旨に依りて城名の定まれるに先ち、其の名の既に史上に見ゆるは、或は追稱なるが如く解せられむも、恐らく然らず。瑠は新設の諸城に對して自ら名號を撰定し、後之を朝に奏せしなるべく、其の名號は裁可の下るを待たずして夙く使用せられしならむと想はるればなり。但だ未だ大都督府使の任命なきに、其の城を大都督府と呼びむやうなければ、これは追稱と見るの外なし。「中城」は朝命に依りて咸州と命名せられし以前の假稱ならむ。

英州廳壁の銘
壇、兵籠點

瑠は所築の六城に民戸を實入して賀表を奉り、又た林彦をして同じ事實を記したる文を作らしめ、之を英州の廳壁に書せしめたり。而して翌月彥獲を獻じ（キ）、早くも四月己丑の日（九日）には延寵と相携へて京都に凱還せり（キ）。こは固より豫定の目的を達成したるが爲めにして、即ち獻功表に「山川險阻、城池因得以高深、原野膏腴、田井亦從而耕鑿、在昔人求而未得者、今茲天與而既取之、上足以謝宗廟在天之靈、下足以雪朝廷積年之耻」といひ、英州廳壁の

其の後の経過

璫の逃げたる
實際の功業

占領地の範圍
如何

璫の軍及び左
軍の行動

大乃巴只村

文乃泥村

冬音城

石城の戦

伊位洞の戦

銘に「嗚呼女真之頑愚、不量其強弱衆寡之勢、而自取於滅亡如是、其地方三百里、東至于大海、西北介于蓋馬山、南接于長・定二州、山川之秀麗、土地之膏腴、可以居吾民」といへる所以なりとす。斯くて延寵は凱旋の後日ならずして再征の途に上りへん、璫も七月に至りて再征しつ、明年四・五月の間、又た各々三征したるが、之、彼等は之に依りて更に邊土の開拓を増大したるにあらず。當初の征略の後、女真の反抗は月を歴歳を踰れて熄まず、雄州・吉州等の守備を危殆に陥れしを以て、之を救はむとて然りしなり（サ、ス、セ、ホ、ヘ）。されば前後三年に互れる戦役に於いて、璫の逃げたる實際の功業は、大體自ら賀表に披陳し、併せて英州廳壁に記したる六城築設の外に出でず。而して之に費やしたる日数は上に考へたる如く僅かに一個月半以内なりとす。

述べ來りて茲に至り、吾人の特に考察せむと欲する所は、是等の六城の置かれし地域即ち占領地の範圍に關する問題なり。若し璫の統率する諸軍が、敵の抵抗に遭ふことなく、且つ唯々一方面に向つて進撃したりとせば、斯かる短時日の間に於ても頗る遠距離の地に及びりて見るを得む。彼等の行軍は果して斯くの如きものなりしか。再び尹璫傳を検するに、五軍の兵數及び其の出動したる地點を列擧したる文を承けて曰く「璫過大乃巴只村、行半日、女真見軍勢甚盛、皆遁走、唯畜産布野、至文乃泥村、賊人保冬音城、璫遣兵馬鈴轄林彦、與弘正率精銳、急攻破走之、左軍到石城下、見女真屯聚、遣譯者戴彦諺降、女真答曰、吾欲一戰以決勝否、何謂降賊、遂入石城拒戰、矢石如雨、軍不能前、璫謂俊京、將拓俊京、曰、日吳事急、爾可與將軍李冠珍攻之、……俊京遂至石城下、撰甲持楯、突入賊中、擊殺酋長數人、於是璫麾下與左軍合擊、殊死戰、大破之、賊或自殺巖石、老幼男女殘焉」と。こは璫自ら率ゆる軍と文冠の將たる左軍とが、策應して同じ方面に進撃したるを示すものにして、兩軍の出發地點の、門こそ異なれ、齊しく定州城なるに對して洵にふさはしき行動なり。又た石城の戦に次いで、崔弘正・金富弼等の諸將は、璫の軍より分遣せられて伊位洞の賊を撃ち、久しく之と戦ひて一千二百級を斬れりといふ。以上は主として璫の軍の行動を述べたる文に

他の諸軍の行

各軍の進撃方
面

して、其の他の諸軍については、戦闘の狀況に觸れたる記事なし。されども伊位洞の戦の次に水軍以外の四軍の攻破したる村落及び斬獲の數を擧げて「中軍破高史漢等三十五村、斬三百八十級、虜二百三十人、右軍破廣灘等二十二村、斬二百九十級、虜三百人、左軍破深昆等三十一村、斬九百五十級、璫軍自大乃巴只破三十七村、斬二千一百二十級、虜五百人」といへるは注意すべく、此の中、璫の軍に屬する分は、上記の冬音城・石城・伊位洞等に於ける戦闘の結果なるべきが故に、他の三軍も且つ戦ひ且つ進めるに由りてそれ々々斬獲する所ありたりとなさざるべからず。即ち其の進軍は無人の境を行くが如く極めて容易なりしにあらざるなり。且つ出發地點を同じくしたる璫の軍と左軍とは協力交戦せしこと明かなるも、安陸成を出でたる中軍、及び宣德鎮の安海・拒防兩成の間を出でたる右軍に於ては、さる形跡なきを以て之を見れば、此等は各々別方面に向へりとすべし。而して其の結果としての経略が、東は雄州（寧海軍）を置きたる火中嶺に、北は吉州を置きたる弓漢伊嶺に、西は英州（安嶺軍）を置きたる蒙羅骨嶺下に至れりといふは、此の推測の不當にあらざるを證するものなりとす。果して然らば攻伐と築城とを合せて一個月半以内に一段落を告げたる璫の経略は、決して遠き地方に及べる理なし。

英州廳の銘文
に見わたる占
領地の大きさ

尹璫の吉州と
麗末の吉州と

又た上文所引の英州廳壁の銘に「其地方三百里、東至于大海、西北介于蓋馬山、南接于長・定二州」といへるは、當事者自ら占領地の大きさを述べたる文字として特に注意すべし、就中三百里の里程は璫の置きたる吉州と今の吉州とを同一地なりとする後世の所傳をして顔色なからしむるものにして、曾て津田左右吉氏の説破せし所の如し。随つて恭讓王の二年（明洪武二十三年、西紀一三九〇）當時海陽といへる今の吉州の地に萬戶府を置き、之に吉州の名を負はせしは、二年前なる辛禔十四年睿宗時代の史實を假りて國境問題に關する抗議を明に提出したる高麗の政府が、璫の征服地の北界の州名にて、其の實際の所在の知られざりしものを、妄りに當時の領土の限界に適用したるに過ぎざるなり。さもあれ更に上の銘文について考ふるに、「其地方三百里」は、蓋し大體の廣袤を示せるにて、數字としては其の正確を保し難き

地勢上の觀察

が故に、之を憑據として直ちに占領地の界線を定むることは固より不可能ならむも、「方」字の存する點に於て、東西の幅員に對し、南北の延長の大差なかりしを推するを得。而して「東至于大海、西北介于蓋馬山」といへる蓋馬山は咸興郡の西北に連互せる山岳、即ち黒林川の上流に黃草嶺の險あり、城川江の上流の北方に赴戰嶺の關隘ある高峻なる分水山脈を指したること疑なし。然るに城川江の河口より黃草嶺へは約十六邦里、赴戰嶺へは約十九邦里にして、定平邑より洪原邑に至る約十八邦里が之と伯仲の間にあるを以て見れば、長・定二州を南界とする征服地は、大體洪原郡の西大川の流域を以て其の東北界としたりしにはあらざるかと思像せらる。されども又た地勢の上より觀察するに、咸興郡の東北には赴戰嶺より南に走りて海に盡くる山脈あり。此の山脈は咸興郡と洪原郡との境を劃するものにして、瑚璉川の源する處に於て成南屈指の險なる咸關嶺の隘口をなせり。故に定平地方より西大川の流域に出づるには、東海岸に沿うて迂回せざる限り、必ず此の關隘を過ぎざるべからず。而して西大川の流域及び之に屬する地方をまた其の東北に於て限れる山は、咸關嶺に次いで要害の處なる大門嶺にして、洪原邑とは三邦里餘を隔てたり、然らば所謂方三百里の地の一面は、西大川の流域を包容して大門嶺に及べりとすべきか、或は咸關嶺内に限られたりとすべきか。余は姑く之を疑問として卒かに斷することをなさざるも、寧ろ後の見を探らむとするに傾く。城川江・黒林川及び瑚璉川の貫流する廣義の咸興平野は、咸關嶺外の地と全然區域を異にすること、又た其の嶺路は甚だ高險なるに、高麗の軍兵が或る著しき山嶺を越えて行動したる徵證を、尹璿傳の何れの部分にも發見すること能はざること、攻伐に次ぐに築城を以てしたる全體の經營が、僅かに一ヶ月半以内なりしこと等は、後の見に左袒すべき條件ならむと思はるればなり。

如上の考察に
現在の古城址

璿の經路したる地域が果して斯くの如くならば、吾人は咸州・英州・福州・雄州・吉州及び公嶮鎮等の諸城を其の範圍内に於ける適當なる地點に配置せざるべからず。舊説を墨守せむと欲するものは、之をなし得るや否やを吾人に

反問せむ。今や實査の結果を利用すべき時は來れり。貧弱なる記録の力と聲とを藉り、問題の地方に遺存せる古城を永久の眠より喚び覺まさしむべき秋は來れり。醒めて語る所は何事ぞ。璿の功業に關する最後の斷案は、乞ふ之を彼等の口より聽け。

第四章 尹璿の九城と咸興郡内に遺存せる古城 この比定

第一節 咸州の遺基

咸州の位置

咸州大都督府は又た中城大都督府ともいひ、占領地の中樞に位せしこと疑なし。而して之を元代の哈蘭府、恭愍王五年以後の咸州、即ち今の咸興邑なりとするは、高麗史地理志の説なり。津田氏の批判に曰く、「地理志の説に従ひて何等の支障を發見せず。咸州は大都督府の置かれし地なれば、其が本土の北境たる定平に接近し、内地と緩急相應するを得べき咸興附近ならんことよく事理に合へり」と。余は雙手を舉げて之に贊す。

咸興城

元代の哈蘭府

咸興邑は北に盤龍山を負ひ、西南に城川江を控へ、東南は平野に面せり。たゞ此の邑の城郭は李朝時代に於て屢々改築を經、且つ近年甚しく破壊せられたれば、溯つて高麗時代の城基、殊に尹璿の創設したる當時の其を彷彿せしむることは殆んど不可能なるべし。故に余は之を踏査せざりき。又た哈蘭府の治所につきては、龍飛御天歌（第二十四章）の註に「哈蘭即咸興府古治、在今府南五里」といひ、輿地勝覽（咸興府古跡）にも此の文を擧げたれども、咸興邑の近傍には如何なる城址もなし。咸山誌通紀（卷二、古蹟、新增）に「府南五里、今無古治基址、恐註者之誤也」といへる考案は從ふべきなり。蓋し元の哈蘭府は尹璿の築きし舊城に治せしならむ。

第二節 英州及び福州の遺基——二州を築設したる
尹璫及び左軍の行動

三四

英福二州の所在如何
大乃巴只村
文乃泥村
石城の戦

伊位洞

瓶項小路の戦

英州及び瓶項小路

英州城の築設は石城の戦につく

瓶項小路の戦

璫の軍と左軍との關係

次に英州及び福州の所在を討ね、併せて二州を築設したる軍の行動を闡明せむと欲す。前章に述べたる如く、左軍と共に定州城を出でたる尹璫は、大乃巴只といふ村を過ぎたる後、文乃泥村に近き冬音城の賊を攻め破り、左軍が石城に據りて拒戦したる賊を攻めあぐみし時には、麾下の將拓俊京・李冠珍等をして合撃せしめ、又た崔弘正・金富弼等を遣はして伊位洞の賊を撃たしめたり。以上は出征したる年内、即ち十二月中に起りし事件として尹璫傳に見わたる所なるが、次に明年に繋けては「璫・延龍率精兵八千、出加漢村瓶項小路、賊設伏叢薄間、候璫軍至、急擊之、軍皆潰、僅十餘人在、賊圍璫等數重、延龍中流矢、勢甚危急、倭京率勇士十餘人、大呼突(賊)陣、擊殺十餘人、弘正・冠珍等自山谷引兵來救、賊乃解圍而走、追斬三十六級、璫等以日晚還入英州城」といへり。此の文を讀みて特に注意すべきは、首尾相應する句の存することなり。即ち初に「出」といひ、末に「還入」とあるを以て、璫が或る日英州城より加漢村の瓶項小路に出で、戦ひ、其の日の晚景英州城に引き還へしを知る。然らば璫は石城の戦の後、占領地の西界をなせる蒙羅骨嶺下に到り、英州と名づけし九百五十間の大城を築きて居り、此處を本據として一日内に往復し得らるゝ瓶項小路に出動したりとすべし。而して此の瓶項小路は、次に述ぶる如く石城の戦の後璫が麾下の將士を分遣したる伊位洞の地なるが故に、英州城の築設が石城の戦に隨げるは毫も疑を容れざる所なり。又た尹璫傳に上の文を承けて曰く、「會長阿老喚等四百三人、詣陣前請降、男女一千四百六十餘人、又降于左軍」と。こは明かに瓶項小路の戦の結果としての賊徒の來降を記したるものなるが、再び左軍の名の現はれたるを見逸すべからず。蓋し璫の兵と協力して石城の賊を破りし左軍は、又た瓶項小路の賊に對する璫の出撃に策應したるか、若くは其の附近に駐屯したるに由りて斯かる結果を來せりとすべし。是に於てか知る、璫の軍と左軍とは、出征の當初より同一方面即ち占

英福二州等の方位

上の考察に實際の地理及び遺蹟との對照

大乃巴只村の地理里との比定

地境里より分岐する三路

尹璫及び左軍の進撃路

領地の西界をなすべき方面に向つて進撃し、英州城の成りたる後も、尙ほ其の方面に於て賊徒の討平に従事しつゝありしを。然るに方向不明の吳林金村に築かれたる七百七十四間の大城福州につきては、高麗史^{卷九}文冠傳に「尹璫征女真、冠以左軍兵馬使、從攻石城、克之、築福州城」と見ゆ、實に此の城は石城の戦の後左軍の將文冠の築きしものたり。隨つて英・福二州の所在は石城及び瓶項小路等と共に之を同一方面に究むべきなり。

さて以上述べたる所に依りて、璫の軍と左軍との關係及び英・福二州等の大体の方位を推究するを得たり。然かも記録の不十分なるが爲めに、全体としては頗る茫洋の感なき能はざれども、之を實際の地理と余の踏査の結果とに照して考ふれば、忽ち明快なる歸結に到達すべし。璫の始めて過ぎたる女真の部落は大乃巴只村にして、高麗史、文宗^{六年}五月の條に「遣定州將文選及將校・譯語等、著蕃服、與那復其村都領霜昆下蕃軍同發」といひ、肅宗世家^{六年}に「東女真乃巴只村歸德將軍甫馬……等五十五人請入朝、許之」と見わたる村名は、之と字音を同じくす。而して又た尹璫傳に「璫・延龍自定州、勒兵赴吉州、行至那卜其村、咸州司錄俞元皆馳報、女真公兄・奕弗・史顯等叩城門曰、我輩昨到阿之古村、^{○滿洲阿勒}大帥烏雅東^{○金}欲請和、使我傳告兵馬使……璫等聞之、還入咸州」といへる那卜其村あり。津田氏が是等を以て何れも同一地名なりとし、尹璫傳の文より推して定州と咸州との中間なりと斷せしは從ふべし。今日朱伊川の傍に地境里と稱する大部落あり。周圍の平野は沃饒にして、然かも洪水に侵かざるゝ憂なく、古へとても必ず聚落をなすべき要地なれば、余は之を大乃巴只村に擬するに躊躇せず。乃巴只村に大字を冠せしは、之を區別すむ。文宗世家、四年四月の條に「檢定東女真大^{○小}乃巴只村^{○小}其の類例を以てし、さてこの地境里は定平より來る通路の三方に岐るゝ處にして、(一)定平より同一方向を追へば直ちに咸興に至るべく、(二)咸興平野の西面を限れる一帯の丘陵地に沿ひて正北に進めば、平坦なる道路に由りて雲興里・高陽里・上間里・五老里等の地を通過すべく、(三)西に折れて朱伊川の流域を溯れば、白雲山と道成山との間の峰筋を走れる長城を踰わて其の内地に入るべし。璫と文冠とは是等の中の何れかに由りて進撃したり

塔洞里山城
福州城東興
里山城東興
城との比定

加平古城

英州洞

蒙羅骨嶺

蒙羅古村

閑堂古城

吳林金村

しならむが、第一路と第二路とは英州城の築かれたりといふ蒙羅骨嶺の方位に通はず、獨り第三路のみ之に副へり。されども問題の地方は言ふまでもなく上の長城（女真と高麗との界を劃せる）の外なるが故に、此の通路に由りて進みし軍のあるべき理なし。因つて左軍の稱より之を推し、二將の進撃したるは、必ず第二路なりとなさざるべからず。果して然らば上間里の西北二十四五町の處にある華陰山下の塔洞里の山城（附圖第一の）は福州城に、而して五老里の東北々約二邦里半の地にある東興里の山城（附圖第二の）は英州城に擬すべきにはあらざるか。余は此の推測に對し、後の比定を動かすべからざるものとする有力なる證左として、咸山誌通紀（卷二）古に「加平古城、在府北六十里加平社疊雲山下、周十餘里、衙館古基、廢堞遺礎、至今尙在、世傳英州舊縣云、建置沿革今不可詳」とあるを擧げ、隨つて亦た前の比定の動かすべからざるものなるを思ふ。東興里は加平面の東部にあり、加平面は古の加平社にして、所謂加平古城の東興里山城なるは固より辯を俟たず。而して東興里に屬する二三の人家ある城内の平地を今も「英州洞」と稱することは、加平面長の親しく余に語りし所なり。但だ咸興の管内には曾て所屬の縣の置かれし事實なきに、後世此の城を舊縣の遺址となせるは、偶々英州といふ名のみ傳はり、其の沿革を知るに由なかりしを以て、妄りに斯く臆測したるに過ぎず。中里・中陽里・東興里等に屬する沃饒なる平地を前に控へ、西北を追手とする城の背後には、加平面の東南界をなせる疊雲山あり。所謂蒙羅骨嶺は是れならむ。而して蒙羅骨嶺は亦た村名として文宗世家、元年八月の條に「蒙羅古村……等三十部落蕃長、率衆內附」、同十月の條に「東女真蒙羅等村古無諸等三百二十戸來附」と見わたるものなるべければ、城の前面の平地は此の村名を有せし女真の巢窟なりとすべし。又た前にいへる如く輿地勝覽（咸興府）に「閑堂古城、在府西三十里、土築周六千五百一十一尺、今廢」と記るされたる古城は、明かに塔洞里の山城に相當し、閑堂は城の前面の邑なる上間里附近の舊名なるべく思はるれば、福州築設當時の吳林金村はこゝに擬して不可ならむ。咸山誌通紀（卷二）古に「花陰縣、在府西三十里、今廢、衙館基礎尙存」とあるは、亦た同じ山城を説

「石城」高陽
里の小城との
比定

文乃泥村及び
冬音城の所在
と中峯麻姑城

伊位洞及び瓶
項小路の所在

明したるものなるが、花陰と呼ばれし縣は斷じて置かれしことなし。蓋し山名に依りたる後世の妄稱なり。

文冠が斯かる地點に福州城を築き、而してそが石城の戦の後なりとせば、石城の存せし地の中間里の南方なるべきは、おのづから推測せらるゝ所なり。然るに上間里の南約三十町、高陽里の人家に接する小高き處に麻姑の居所と傳ふるさゝやかなる城基（附圖第一の10）ありて、僅かに遺存せる石壁の跡は、其の構造の極めて幼稚なるものなりし當年の狀を語り、余をして女真の據りて拒戦したる「石城」は即ち是れなるべしとの推定を下すに躊躇せざらしむ。隨つて文乃泥村及び之に接連せる冬音城は、高陽里と地境里との中間なる雲興里附近なりとすべく、後文第五節に於て六城以外の三鎮の一なることを名乗り出づべき所謂中峯麻姑城が、當年女真の窟穴たりし此の雲興里の西山の頂に存するは、決して偶然にあらざるなり。

石城の戦の後僅が賊を撃たしむべく麾下の將を遣はしたる伊位洞と、彼れが英州築城の後自ら出動して敵の重圍に陥りたる加漢村の瓶項小路とは、肅宗の朝女真を征せむとする議ありし時既に問題に上りし地名にして、即ち尹璠傳に「伊位界上有連山、自東海岸崛起、至我北鄙、險絶荒翳、人馬不得度、間有一徑、俗謂瓶項、言其出入一穴而已、邀功者、往往獻議、塞其徑則狄人路絶、請出師平之」と見ゆ。實際の地理を按ずるに、退潮灣の一角より起る山脈は、北に走りて咸關嶺となり、又た東北に上りて禁牌嶺（城川江の水源）に近く其の高度を極め、急に西方に轉じて赴戰嶺となり、更に西南に下りて黃草嶺となり、瑚璉川・城川江及び黒林川の流域を其の内部に包容す。故に伊位といひ瓶項といふ地は、赴戰嶺若くは黃草嶺の邊に之を求むべきが如し。されども五老里より赴戰嶺へは約十二邦里、黃草嶺へは約八邦里にして、高陽里に於ける石城の戦の後先づ將士を發遣し、又た東興里に於ける英州築城の後一日内に進出して歸陣したる地としては、共に其の距離遠きに過ぎ、地理上の記載と史上の事實とは互に相容れざるものあり。相容れざるこそ當然なれ、瓶項に關しては、又た別に尹璠傳に「初朝議以、得瓶項塞其徑、狄患永絶、及其攻取、則

水陸道路無往不通、與前所聞絕異」といへるを見る。即ち此の地は、傳聞を基礎とした地理的智識に依りて斯く呼ばれしも、確自ら攻め取るに及びて知得したる所は、大いに之と異なり、實は人馬の度り得ざる險にあらず、出入一穴の隘口にもあらず、却つて交通至便の處に位し、其の名は實に副はざるものなりしなり。されば所謂瓶項小路の所在に對し、尹璠傳の前の記事は殆んど價値なく、後の記事こそ尊重すべきものなるが、確自ら征略に従事したる方面に於て、水陸の道路往きて通せざるなしといふ特別な條件に適する地は、狹義の咸興平野の北端、黒林川と城川江との會流點なる五老里附近を措きて他に之を求むべからず。而して一方には既に述べたる如く瓶項小路の戦の結果として賊の酋長阿老喚等四百三人は璠の陣に來りて降を請ひ、同時に一千數百の男女は左軍に降りりといふ事實ありて、こは璠の英州城(東興里山城)より出で、賊を撃ちたる時、福州城(塔洞里山城)を根據とする左軍も之に與かれるが爲めなりとの推測を下し得べしとせば、其の交戦地を二城の中間なる五老里附近なりとせむに、殆んど不可なる理由の存するを見ず。況んや東興里山城より五老里へは約二邦里半にして、即ち一日内に進出交戦して歸陣し得べき行程なるに於てをや。所謂瓶項小路が黒林・城川兩河の會流點の稱、而して加漢村が其の五老里の地なるべきは、殆んど疑を容れざる所なり。又た按ずるに瓶項を斯かる地點の稱なりとすれば、英州城の築設に先ちて既に一たび其の地の賊徒の掃討せられしは、之を察するに餘あり。隨つて石城の戦の後璠の遣はしたる麾下の將が賊の久しく逆戦したるを撃ちて克ち、一千二百級を斬れりといふ頗る顯著なる伊位洞の戦は、之に相當するものにはあらざるか。伊位洞は肅宗世家、六年二月の條に「東女真伊位村都領怪夫等三十人來朝」と見わたるものにして、高麗人が瓶項に聯關して其名を知れるは是等の女真の來朝したるが爲めなるべく、亦た以て伊位と瓶項との同一地方なるを推するを得。故に余は英州の築城に先ちたる伊位洞の戦及び後の加漢村瓶項小路の戦を、共に金盤山下の五老里の地に起れりとなさむとす。金盤山上の慈塘城につきては第五節にいふべし。

慈塘山城

瓶項の所在

伊位洞の假

伊位洞の地名事情

加漢村及び伊位洞が、明かに女真語の地名なるに對し、其の近傍の地を指せりとおぼしき瓶項は、女真人より得たる地理的智識に依りて高麗人の命名したるものならざるべからず。然るに此の地を略取したる璠は、名と實との間に大なる徑庭あるを發見し、之を昔日の傳聞の誤に歸したりとせば、其の誤は如何にして生ぜしものなるか。咸興の東北約八邦里にある咸關嶺は、洪原郡に通ずる隘口にして、關北誌の洪原關阨の條に「在縣西三十里咸興接境、嶺路崎嶇、巖谷深險、無異於馬陵井陘之阻阨、故自朝家禁其樵牧、樹木鬱然陰翳、以爲不虞時藏兵之所」といひ、嶺勢甚だ高險なり。而して彼の女真人より聞知したる所として尹璠傳に記るされたる「伊位界上有連山、自東海岸崛起、至我北部、險絶荒翳、人馬不得度、間有一徑、俗謂瓶項、言其出入一穴而已」なる文より、「伊位界上」の四字を除き、之を實際の地理に照せば、咸關嶺は實によく瓶項の名に稱へり。女真人の語りし眞の瓶項は是れならむ。然かも高麗人は別方面なる五老里附近の伊位に瓶項の存するを信じ、其の誤なるを知りたる後も、なほ名實稱はざる稱呼を用ゆることを敢てしたるが、それは初め伊位の女真人より瓶項に關する智識を得たるが爲めにして、即ち瓶項の名が伊位に聯關して記るされたる所以ならざるべからず。然らば其の女真人は伊位其のものにつきても亦た説明する所ありしなるべく、これは必ず誤なき事實を傳へ、伊位は通路の岐るゝ要衝に位し、其の分岐せる二路を追へば、共に咸關嶺より高麗の北部に連なる山嶺(赴戰嶺及び黃草嶺)を踰ゆといふにありしならむ。然るに之を聞きたる高麗人は眞の瓶項(咸關嶺)と伊位とを混一し、即ち伊位の界に瓶項ありとなしよなるべし。されば所謂瓶項は五老里附近の伊位洞(村)及び加漢村に對する高麗人の稱にて、本來斯かる地名の存せしにはあらざるなり。又た今の五老里は金盤山下の小河(黒林川に流入する)の兩岸に跨りたる大村なれば、當昔女眞の二部落の併存したるは之を怪しむを須あらず。

瓶項の稱に通合する孔道

伊位と眞の瓶項との混同

概括

以上述べたる所を統ぶるに、璠は左軍の將文冠と共に定州を出で、今の地境里なる大乃巴只村を過ぎたる後、雲興

里附近の文乃泥村に至りて冬音城の賊と戦ひ、又た左軍を援けて高陽里の石城の賊を破る。斯くて左軍は上間里の西北に福州城を築きしが、璫は先づ麾下の將崔弘正等を遣はして五老里附近の伊位洞の賊を掃討せしめ、遂に疊雲山下の東興里の地に至り、英州城を築きて之に據る。されども五老里地方の賊徒はなほ其の窟穴を維持したれば、璫は延龍と共に精兵八千を率ゐて出撃す。福州城を本據とする左軍も亦た之に應せしが如し。所謂加漢村瓶項小路の戦是れなり。此の戦に次いで賊の歩騎二萬來りて英州城の南に屯し、城を出で、戦ひたる拓俊京等に破られたり（此の賊徒の何者なるかにつきては今詳説せず）。

第三節 雄州及び吉州の遺基——右軍水軍及び中軍の行動

上述の如く璫の軍の行動の較や詳しく、及び之に附隨して左軍の動靜の一斑の尹璫傳に記るされたるに對し、其の他の軍については、安陸成（定平の長城の末端南興里）を出でたる中軍が、高史漢等の三十五村を破り、宜德鎮の安海・拒防兩成の間（廣浦の南邊）を出でたる右軍が、廣灘等の三十二村を破り、各々斬獲ありたりといふ外、更に多くを知るを得ず。されども既に璫と左軍とが咸興平野を北に向つて進めりてせば、中軍が咸興より瑚璉川に沿ひて東北に進み、右軍が道麟浦（廣浦）を出でたる水軍と相應じて海岸道を進みしことは、出發地及び山河の形勢を考料して略々推測せらるゝ所なり。然らば占領地の東界をなし、英州の安嶺軍防禦使に對して警海軍防禦使の稱ありし九百九十二間の大城雄州は、右軍の進撃したる海岸地方に築設せられしにあらざるか。

前節の終にいへる英州城の戦の後、璫は諸將を率ゐて中城咸州に會せり。蓋し英州にはたゞ守兵のみを留めしなるべし。王字之といふ一將も公嶮鎮より兵を領して來りしに、途に虜酋史現の兵に遇ひ、與に戦ひて利を失ひ、拓俊京の勁卒を引きて來援せるに依りて賊を破るを得たり。斯かる事實を述べたる尹璫傳は、次に雄州に關して「女眞兵數萬來圍雄州、弘正訓勵士卒、衆皆思闘、即開四門、齊出奮擊、大敗之、……時俊京在城中」云々といふ。璫の麾下の

尹璫麾下の諸將と共に咸州に會す

中軍及び右軍の進撃路

雄州の戦

將崔弘正・拓俊京等が、英州より咸州に來りし後、更に占領地の東界に至りて雄州城に入りしを知るべし。而して世家に依れば此の戦の起りし日は三年二月壬辰の日（十一日）にして、璫の定州を發せしより五十六日の後なり。雄州が咸州を距ること遠近ならざるは、是等の諸將の行動と此の日數とに依りて察せらる。

述べて茲に至れば、彼の退潮灣の一角より崛起する山脈が咸興の東六七里の處に於て自然の地界をなせることは、當然余の注目を惹く。而して更に余をして退潮の西北二十町許の處にある城洞里の古城（附圖第一の）が雄州の遺基にあらざるかを想はしむ。さて尹璫傳に上の雄州の戦の記事を承けて「時俊京在城中、州守謂之曰、城守日久、軍饗將盡、外援不至、公若不出城收兵還救、城中士卒恐無應類、俊京服士卒破衣、夜絕城而下、歸定州整兵、道通泰鎮、自也等浦至吉州、與戰大敗之、城中人感泣」といひ（文意より推して吉州を雄州の譌とすべきは津田氏のいへる如し）。

城洞里古城

通泰鎮也等浦

定州より雄州に至るには、通泰鎮及び也等浦を過ぐとなせり。通泰鎮は本章第五節に述べべき如く、六城以外の三鎮の一なり。又た四月己丑の日（九日）、璫・延龍は相携へて京師に凱旋したるに、恰も其の前日雄州城は復た女眞に圍まれたりしかば、延龍は同月癸卯の日（二十三日）再征の途に上り、翌月癸丑の日（四日）雄州に至りて之を救へり（サ、シス、セ）。吳延龍傳（高麗史）には此の事件の顛末を記して「女眞復來爭地、圍雄州、王授延龍鉄鉞、往救之、雄州被圍二十七日、都知兵馬鈴轄使林彦・都巡檢使崔弘正等、率諸將、分兵固守、與戰日久、人馬困乏、將潰、延龍使文冠・金陵・王字之等、率精銳一萬、分爲四道、水陸俱進、至烏音志、沙烏二嶺下、賊先據嶺頭、我兵爭登急擊、斬百九十一級、賊奔北、欲復結陣拒戰、官軍乘勝、力戰大敗之、斬二百九十一級、賊遂燒柵而遁、延龍入城」といへるが、水陸より并進したる救援軍の陸路を進みしものが、雄州に至るに先つて賊の據守せる烏音志・沙烏二嶺を過ぎたりといふは注意すべし。定平より海岸に沿ひて東北に向ふ通路は、城川江及び瑚璉川を其の河口に近く渡り、渡りて直ちに擊毬亭の名にけおされたる雲城里の廢城の近傍を過ぐ。其の東一里半許の處は西湖津にして、咸興平野の海岸に於ける唯一

烏音志嶺沙烏嶺

雲城里古城西湖津

小嶺 朱仁非嶺 通泰鎮と雲城 里古城との比 雄州と城洞里 古城との比定 右軍及び水軍 の行動 廣灘

の要津なり。西湖津の彼方に嶺路二あり。二里許進みて踰ゆるを小嶺(標高一三米突)といひ、更に一里行きてまた越ゆるを朱仁非嶺(標高二四一米突)といふ。後者は前者に比して頗る險なり。而して之を下れば一里弱にして城洞里の古城の前面の平地に達す(附圖一)。されば通泰鎮は雲城里古城に(附圖第一の七)、也等浦は西湖津に、烏音志・沙烏二嶺は小嶺及び朱仁非嶺に比定すべく、随つて雄州城の遺基の城洞里古城なるは之を疑はむと欲するも得べからざらむ。雄州の遺基が斯かる地點に存することは、史上の記載に漏れたる事實の幾分を語る。廣浦の邊より海岸道を進み、通泰鎮及び此の州城を築設したるは、廣灘等の三十二村を破れりといふ右軍ならざるべからず。廣灘は蓋し城川江及び瑚璉川の三角洲の稱、肅宗世家六年二月の條に「廣灘村將軍骨夫等五十五人請入朝、許之」と見たるものも亦た然り。又た退潮海は天然の良港にして、港門の廣濶なる西湖津の如きは、遠く之に及ばず。道麟浦を發せし水軍の船を寄せしは、必ず此處にて、彼等は右軍を助け、灣頭の大なる平地を窟穴とする女眞を攻撃したりしなるべし。雄州を救はむとしたる延龍が、軍を分ちて水陸より進みし事情も、之に依つて説明せらる。

吉州城 弓漢伊村 吉州の大體の 方位 上笠里古城との比定

次に吉州は占領地の北界、弓漢伊村に築かれたる六百七十間の城なりといひ、弓漢伊村は乃巴只村及び上の廣灘と相並んで肅宗世家六年二月の條に「弓漢伊忽村都領麻浦……等五十五人請入朝、許之」と見たるものなるが、既に明かにせられし西東兩界の城なる英州・雄州の方向及び位置より推すに、此の城は必ず咸關嶺以内に於て瑚璉川の流域に築かれたりとなさざるべからず。而して許載傳(高麗史、卷九十八)に「九城之役、以中軍錄事、守吉州城」とあるは、中軍が其の當事者なりし證とすべし。故に余は殆んど無疑する所なく、咸興の東北約五邦里半、咸關嶺の西二邦里餘の處にある上笠里古城を吉州城の遺基なりと斷せむとす(附圖第一の五、附圖第五)。古城は瑚璉川に流入する河水を帶ぶ。上笠里は之に臨める山間の平地にして、こゝより瑚璉川に沿ひて東陽里(林道元)に至るまで約一邦里の間、亦た小規模の平地に乏しからず。弓漢伊村は此のあたりに散居しておのづから一團をなしたる女眞部落の稱なるべし。

第四節 公嶮鎮の遺基

所在に關する 世家及び尹璫 傳の記述

公嶮鎮に關しては世家に「尹璫以平定女眞新築六城、奉表稱賀、立碑于公嶮鎮、以爲界至」といひ(キ)、尹璫傳にも「璫又城英・福・雄・吉・咸州及公嶮鎮、遂立碑于公嶮、以爲界」といひて次に賀表の文を擧げたれども、英州・雄州及び吉州がぞれく、西・東・北の三方面を限れる城なりといふに對して、之には充分疑を容るべき餘地あり。又た上にいへる如く英州にありし璫が、諸將を率ゐて咸州に會せし時、王字之は公嶮城より兵を領して來れりといへど、城の方位は詳かならずして、たゞ其の英州方面にあらざるを推すべきのみ。さて吉州については上に引きたる許載傳に「女眞來攻、載與兵馬副使李冠珍等、固守數月、城幾陷、勵士卒、一夜更築重城、以拒之、虜乃退」といふ。李冠珍は瓶項小路の戰に與りたる璫の麾下の一將なれば、其の吉州に入りしは、璫に従つて咸州に來りし崔弘正等の雄州に向ひし際ならむが、其の頃より女眞は吉州を攻撃して已まざりしなり。吳延龍傳に「女眞復聚遠近諸部、圍吉州數月、去城十里、築小城立六柵、攻城甚急、城幾陷、兵馬副使李冠珍等、訓勵士卒、一夜更築重城、且守且戰」とあるも亦同じ事實を述べたるもの、世家の三年八月の條(コ)に記るされたる兵馬判官庚翼等の吉州に於ける戰死は、此の間の事ならむ。斯くて四年三月に至り、又た許載等の勝利を獲たる吉州關外の戰あり(許載傳及びキ)。尋いて四月戊寅の日(四日)、延龍は鉄鉞を親授せられて三征の途に上る(ハ)。其の結果は世家の五月庚申(十六日)の條(ヒ)に「女眞圍吉州、吳延龍引兵救之、師大敗」と見え、吳延龍傳に「然役久勢窮、死傷者多、延龍聞之、憤然欲行、王復授鉄鉞遣之、行至公嶮鎮、賊遮路掩擊、我師大敗、將卒投甲散入」とあるは之に應ずる記事なり。公嶮鎮が吉州の此方に存せし一城なるはこれに依りて明かなりとす。然るに上笠里古城の西南約二十町、街道に面して其の傍に立てる鉢卷式の小山城(大德里山城)あり(附圖第一の六、附圖第六)、而してこゝより咸興に至るまで、他にまた城址と認むべきものゝ遺存せざるを以て觀れば、此の城即ち所謂德山麻姑城こそは、必ず公嶮鎮の遺基ならざるべからず。随つて世家并に尹璫傳の記載は全

然價值なきものとせざるを得ざるが、何故斯かる誤傳を生ぜしかは、他の同様なる問題と共に次節に於て明かにせらるべし(附記第二)。

第五節 自餘の三城と其の遺基

吉州の陷落と和議

前章に引きたる吳延寵傳の文の續きに「諸城陷沒、死傷不可勝數、延寵具狀自劾、與瑾勸兵、將再赴吉州、會賊遣使請和、遂還」といひ、世家の六月乙酉(十二日)の條(一)に「尹瑾・吳延寵引兵救吉州、問女真請和、還定州」とあり。而して同月丙申の日(二十三日)には世家に「召宰相臺諫六部、議還九城、平章事崔弘弼等二十八人皆曰可、禮部郎中朴昇中・戶部郎中韓相曰不可」といへる廟議は開かれたることなれば(二)、女眞の攻圍に由りての吉州城等の陷落が、遂に高麗をして彼等と和を議するの己むなきに至らしめしを知るべし。金仁存傳高麗史卷九十六に「尹瑾等破女眞築九城、女眞失窟穴、連歲來爭、我兵喪失甚多、女眞亦厭苦、遣使請和、乞還舊地、群臣議多異同、王猶豫未決、仁存言、土地本以養民、今爭城殺人、莫如還其地以息民、今不與、必與契丹生釁、王問其故、仁存曰、國家初築九城、使告契丹、表稱「女眞弓漢里乃我舊地、其居民亦我編氓、近來寇邊不已、故收復而築其城、表辭如是、而弓漢里會長多受契丹官職者、故契丹以我爲妄言、……以此思之、國家不還九城、契丹必加責讓、我若東備女眞、北備契丹、則臣恐九城非三韓之福也、王然之」とあるは、蓋し此の廟議の際に於ける仁存の意見を傳へしものにして、彼れが特に吉州城の存する弓漢里(弓漢伊村)と契丹との關係を述べて和議の可否を論せし、吉州城の陷沒が其の議の直接の原因なりしが爲めならむ。

六城以外の三城

初め尹瑾の女眞を平定するや、其の地に六城(咸・英・福・雄・吉の五州及び公嶮鎮)を築き、之を朝に奏して賀を稱せしが、後又別に三城を築きしことは世家の三年三月の條(三)に「尹瑾又築宜州・通泰・平戎三城、徙南界民、以實新築九城」と見ゆ。然らば今や女眞と和せむとするに當りて之に還付せむとするは是等の諸城にして、即ち尹瑾の獻

九城遺附と其の城名城數に關する疑問

功表の六城に宜州・通泰・平戎の三城を加へしものならざるべからず。されども斯く斷ずるは早計なり。開京に於ては上の廟議の後、女眞の請和使喪弗・史顯等來朝したるを以て、再び廟議を開きて九城還附の事を決し、之を彼等に告ぐ。而して彼等は境上に送還せられたり。仍つて麗將崔弘正・文冠等朝旨を奉じ、女眞の會長をして咸州城の門外に誓はしめ、占領地の守備を撤して戰具資糧を内地に收めぬ(マ、ミ、ム、メ、モ)。撤廢の州鎮につきては世家に「七月壬戌、九〇+撤東界崇寧・通泰二鎮城」、「甲子、〇二十撤英・福二州、眞陽鎮城」、「乙丑、〇二十撤咸・雄二州、宣化鎮城」とありて(マ、ヤ、ヨ、ユ、ヨ)、吉州及び公嶮鎮の名の見ゆは、二城の陷沒が曩日の敗戰(和議の因をなしたる)の際にありしが爲めならむ。然かも茲には崇寧・通泰・眞陽・宣化の四鎮名ありて、之に例の六城を加ふれば、其の數合せて十となり、九城といふに適はず。且つ上にいへる三城に對して城名の共通なるは、通泰鎮のみなりとす。故に高麗史地理志の編者も、疑つて以て「以此考之、咸・英・雄・福・吉・宜六州及公嶮・通泰・平戎三鎮、此九城之數也、其撤城還女眞之時、則無宜州及公嶮・平戎二鎮、而崇寧・眞陽・宣化三鎮乃加現焉、置戶之數、又各不同、是可疑也、○夾註に林彦の、英、州記、(英州撤廢の綱目)の文を引く。且宜州之地、在定州以南、不必擊逐女眞而後置也、豈非適至是乃削築城堡、故併稱爲九城、而不在撤去之數歟」といへり。

九城の稱

さて世家の諸條に疊出する「九城」の稱は、上に引きたる金仁存傳以外の傳にも見ゆ、吳延寵傳に「拓地築九城」、許載傳に「九城之役」、朴景仁傳高麗史卷九十五に「留定州、聞瑾將築九城」、任懿傳上に「崔弘正等已收入九城軍民兵仗」といへり。而して殊に世家の四年二月癸卯(二十八日)の條(三)に「遣李汝霖如遼、奏新築東界九城」といひ、同月戊戌(二十三日)の條に載せたる右諫議大夫李載の上疏に「今東蕃攻戰未休、屯兵不去、近詐遣史顯、來請和好、國家信之、欲遣使告遼、還其九城、甚不可也」といへる例もあれば、「九城」は即ち尹瑾の築きし城堡の實數に由りての稱ならざるべからず。金史の原據は言ふまでもなく高麗史に對して獨立のものなるに、本書の世紀一卷一に「高麗背約殺二使、築九

宜州等の三城は誰の築きしものか

城於曷懶旬、以兵數萬來攻、幹賽敗之、幹魯亦築九城、與高麗九城相對、高麗復來攻、幹賽復敗之、高麗約以還通逃之人、退九城之軍、復所侵故地」といひ、高麗傳卷百三十五に高麗……出兵曷懶旬、築九城……高麗許歸亡入之民、罷九城之戍、復所侵故地」とあるを以ても（同様な記載は列傳にも多し）、斯く断するは至當なり。然るに世家に獻功表の六城以外の三城として宜州・通泰及び平戎を挙げ、彼れと是れとを尹璫の「新築したる九城」となせりとせば、撤廢の城名及び城敷の如何に拘らず、璫の創築したる城堡を説明したるものとしては、世家の此の記載は實を得たりとすべきが如し。されども宜州は高麗史の地理志に「宜州……高麗初稱湧州、成宗十四年置防禦使、後更名、睿宗三年築城、別號東牟成廟」と見たるものにして、其の地は今の徳源なれば（李朝の初斯克改名す）、州城の築造を尹璫の女眞征伐と同時にとするも（其の然らざるべきは「附記一」にいふ）、之を以て九城の一に數ふべからず。地理志の編者が「宜州之地、在定州以南、不必擊逐女眞而後置也」といへるは洵に當を得たり。又た世家の四年三月の條に「行營兵馬錄事長文緯等、與女眞戰于崇寧鎮、斬三十八級」といへる崇寧鎮は、撤廢の諸城の中にも見ゆ、必ず六城の創設に次いで其の占領地内に築かれたるものなるべきに、世家が之を「新築の九城」より除外したるは甚だ奇ならずや。平戎鎮は他に所見なく、たゞ通泰鎮のみは、其の名の尹璫傳にも撤廢の諸城の中にも見ゆるに依りて（尹璫傳の文は本章第三節に引けり）、眞の九城の一なりとすべし。然らば世家は六城以外の三城に關して誤謬の事實を傳へたりとせざるを得ざるが、其の由來を討ぬるに、高麗史地理志の註に「閔漬所撰綱目云、尹璫築九城、徒南界民實之、號成州曰鎮東軍、置戶一萬三千、號英州曰安嶺軍、雄州曰寧海軍、各置戶一萬、福・吉・宜・三鎮、各置戶七千、公嶮・通泰・平戎三鎮、各置戶五千」とありて、世家の三城の名は全く之と一致す。閔漬の本朝編年綱目は高麗忠肅王の四年西紀一三二七撰進、高麗の國初より高宗の朝に至るまでの事蹟を纂錄して四十二卷となしたるものなりといふ。たゞ本書は今日傳はらずして、其の全体の性質價值等を知るに由なけれど、上の逸文にいふ所の成・英・雄・福・吉五州及び公嶮鎮の

宜州等の三城は誰の築きしものか

戸數は、史料として充分なる確實性を有する尹璫の獻功表及び英州廳壁の銘の其れと合はず（第二章參照）。即ち閔漬は後世の俗傳に據りて是等の諸城の戸數を掲げしなり。而して自餘の三城を宜州・通泰・平戎なりとすれば、上述の如き疑議を生ずるが故に、是れ亦た俗傳なるを疑はず。乃ち知る、世家の三城築設の記事は、確實なる材料に本づきて成れるにあらず、實に此の編年綱目の説を採用したるに過ぎざるを。

宜州に關する附會説の由來

〔附記一〕 宜州を九城の一なりとする俗説は、宜州城の築造を睿宗三年となしたる或る記事に其の由來を有するものなるべく、即ち尹璫の女眞征伐が宜州城の築造と年代を同じくしたるを以て、彼れと是れとの不自然なる結合を生せしなるべし。而して高麗史地理志に宜州の沿革を記して「睿宗三年築城」といへるは、此の或る記事を原據となせるに似たり。されども高麗の初湧州といへる後の宜州が、睿宗の時まで無城の治所たりしことは必ずあるべからず。従つて築城といふは、此の時湧州を改めて宜州といへるを斯く誤傳したるものとすべし。又た平戎鎮を九城の一となせるは如何にといふに、恐らく睿宗三年此の稱を負ひたる鎮城が或る地に築かれ、其の事實を傳へし記録の存在したるに依りて、閔漬の編年綱目編纂以前、斯かる附會説を生せしならむと想像せらる。

公嶮鎮立碑の誤傳

〔附記二〕 高麗史の編者は尹璫の獻功表の後半を割き、之を彼れの賀表として尹璫傳に收め、其の前半に代ふるに極めて略に従ひたる「璫又城英・福・雄・吉・成州及公嶮鎮、遂立碑于公嶮以爲界」なる文を以てせり。されども碑を公嶮鎮に立て、界となせりといふ事實は、獻功表の何れの部分にも見えず（第三章）。而して又た世家に「尹璫以平定女眞新築六城、奉表稱賀、立碑于公嶮鎮、以爲界」とあるは、上の文と相應するものなれども、公嶮鎮は璫の占領地の界上に築かれたる城堡にあらずること疑なければ（本章第四節）、立碑といふも必ず實事にはあらず、蓋し此の説は、璫の占領地が女眞の有に歸し、公嶮鎮の所在の不明なるに至りて後生せしものなるべし。即ち高麗史の編者は宜州等の三城に於けるが如く、後代の謬傳を採用し、之を世家と尹璫傳とに載録したりとなすべきなり。

た、此の場合に於て其の原據は詳かならざれども、高麗朝の間比較的後代の編纂に係る本朝編年綱目・世代編年節要の類ならむと思はる。なほ公嶮鎮の碑につきましては、第二章に引きたる世宗實錄地理志の文に「自巨陽西距六十里先春峴、即尹璫立碑處、其碑四面有書、爲胡人剝去其字、後有人掘其根、有高麗之境四字」といひ、時代の降るに隨つて、俗説の更に俗説を生めるを知るべし。

六城以外の四鎮

通泰鎮と眞陽鎮と宣化鎮と比里古城との比定

州城と鎮城

雲興里及び五老里の山城

さて世家は九城撤廢の事實を記したる條に、六城以外のものとして崇寧・通泰・眞陽・宣化の四鎮を擧げ、九城といふに對して一城の多きを加へたり。是等の四城の中、尹璫の征略に伴うて築かれたること疑なきは崇寧鎮及び通泰鎮にして(上述の如く)、眞陽鎮と宣化鎮とは他に所見なし。而して通泰鎮は雄州城の的確なる位置を究むるに當り、尹璫傳の文に據りて瑚璉川の河口に近き雲城里古城(附圖第一の七)に比定せられたるが(本章第三節)、崇寧鎮の方位は之を記録に徴すべからず。翻つて既に所在の確定したる諸州鎮の遺基を見るに、英・福・雄・吉四州の城址は、何れも平地を抱擁する邑城式の大山城にして、公嶮鎮址は單獨なる山の平頂部に石壘を繞らしたる鉢卷式の小城なり。中城大都督府といへる咸州城が前者に屬する大規模のものなりしは疑なかるべく、通泰鎮址は邑城式にもあらず、又た鉢卷式にもあらず、規模形式共に兩者の中間にあり。州といひ鎮と呼ばれし城に、其の名に伴ふ相違の存せしことは、之に依りて明かならむ。然るに雲興里の西方なる中峯の頂と、五老里の金盤山とに各々鉢卷式の山城ありて(附圖第一の八及び九)前者(俗に麻姑城と稱す)は地境里(大乃巴只村)と福州城址との中間、後者(慈塘城と稱す)は福州城址と英州城址との中間に位す。而して雲興里の附近が、尹璫征略の際、女眞の據りて拒戦したる文乃泥村の冬音城の所在地に相當し、五老里の地がまた彼れの軍の攻伐を煩はし、賊徒の巢窟としての伊位洞及び加漢村(所謂瓶項)に外ならざるべきは、本章第二節に論證したる如くなれば、是等の二城は此の征略の結果、女眞を防禦し、威制すべく築かれたる鎮城として、即ち公嶮・通泰以外の二鎮に擬すべきものならざるべからず。是に於て余は世家の州鎮撤廢の記事の中、其の第

眞陽鎮と五老里山城、崇寧鎮と雲興里山城との比定

第十城として宣化鎮

鳳始里山城

地理志の妄誕

二條に英・福二州及び眞陽鎮城の列擧せられたるに依りて、眞陽鎮城の所在が二州と同一方面なるべきを推測すると共に、此の鎮城を五老里の山城(附圖第一の八)に比定し、又た第一條に崇寧・通泰二鎮城を撤せりとあるに依りて、咸興の此方に於て雲城里山城(通泰鎮址)と東西相對する雲興里の中峰城(附圖第一の九)を崇寧鎮の遺基なりとなさむとす。上の比定に依りて九城の數は既に満たされたり。然るに同時に撤廢せられし州鎮の一として別に宣化鎮城の名の世家に見ゆるは何故か。九城の稱を以て尹璫の築設に係る州鎮の實數を示しよものとすれば、こは甚だ奇なり。又た此の稱に拘らずして、第十城の築設を認むるとするも、城川江・瑚璉川・黒林川の流域及び東南の沿海地方には、吾人の比定の對象たりし九基の城址を措きては、他に然るべき古城の遺存せざるを如何にせむ。朱伊川の畔の地境里は、征討軍の通過したる樞要の地なれど、こゝにも古城はこれ無きなり。されども定平邑の東北三十町許なる鳳始里に一基の山城あり(附圖第一の十一)。余は廣浦の南の長城を踏査し、歸途此の里の南を過ぎ、明かに之を望むを得たりしも、會て遺次の調査を終了せむとする際なりしを以て、遂に實査せずして己みたり。輿地勝覽、定平都護府、古跡の條に「蓬臺古城、在府北六里、石築周二千二百六十尺、今廢、今稱古邑城」とあるは即ち此の城なるが、余は之を以て宣化鎮址なりとなさむとす。想ふに此の城は尹璫の征略に伴うて成りたるものなれども、征略以前の關防即ち長城に密邇したるを以て、深く賊地に入りて築かれたる五州四鎮と一様には見做されざりしなるべし。新設の諸城を九城といひ、十城の稱を用ゆることなかりしは、即ちこれが爲めならむ。高麗史地理志に「宣化鎮、睿宗四年撤城、以其地還女眞、後收復、五年併吉州」といへるは、此の鎮城の所在を今の吉州方面となしたるものにして、英・雄二州に關する同様なる記載(第二章參照)と共に甚しき妄誕なり。

第六節 括言

余は咸鏡南道咸興郡内に遺存せる古城址の研究を目的とする本篇に於て、先づ其の現状を記述し、次に歴史上の考

括言

察に移れり。即ち尹璫の女真征伐の地域に關する問題を提出して其の對象とし、第二章に於ては、彼れの経路を咸鏡北道若くは滿洲地方にさへ及べりとする後世の所傳及び其の時設置せられし州鎮を是等の地方に配置せる高麗史地理志と世宗實錄地理志との記載の全部を疑ひ、第三章に於ては、睿宗世家・尹璫傳等の確實なる記事に據りて、州鎮設置の時日及び征討軍の行動を考へ、以て占領地の大體の大きさを想像し、之を當事者自ら「方三百里」といへると實際の地勢とに照合して、璫の経路が洪原の西大川の流域若くは咸關嶺の山脈を越えざるべきを推測せり。而して本章の諸節に於ては、然るべき理由の下に、問題の州鎮を悉く咸興郡内に遺存する古城址に比定するを得たり。是に於て璫の征路地に關する疑問は全く解け、女真の大部落の存せし地點も、亦たおのづから明かにせられぬ。即ち城川江の流域なる東興里(英州城址)、瑚連川の上流域なる上堡里(吉州城址)、東南の海邊なる退湖の城洞里(雄州城址)は、それ〴〵占領地の三方の界至をなし、是等と共に、五老里(眞陽鎮址)・上間里(福州城址に近き)・雲興里(崇寧鎮址に近き)・大德里(公嶮鎮址)・咸興邑(咸州城址)・雲田面の南角(通泰鎮址)等の地は、何れも高麗軍の攻伐を被りたる女真の巢窟なりしなり。

占領地の南界

然らば英州廳壁の銘に「南接于長・定二州」といへる占領地の南界は如何。余は第三章に於て征討諸軍の進發地點を擧げたる時、是等の地點と定州城を樞軸とする長城との關係を指摘したるが、所謂長・定二州は、新領土の南界、即ち高麗と女真との舊界としての此の長城を指したるものなれば、次に之に關して詳説する所あらむとす。特に分ちて附録としたるは、暗に尹璫の九城を意味する本篇の主題に重きを置けるに由る。

註

- (1) 麗末・鮮初の公嶮鎮については、往年「公嶮鎮と蘇下江」と題する一篇を草し、東洋學報、第九卷、第一號(大正八年一月)に之を掲載せり。以上述べたる所は、當面の問題に必要な範圍内に於て其の要領を再説したるものなれば、讀者の本篇を参照せられむことを望む。
- (2) 是等の進發地點并に廣浦の東西の長城については、本篇の附録に之を詳説す。
- (3) 朝鮮歴史地理、第二卷、一四〇—一四二頁。
- (4) 同上、一三二頁。
- (5) 金代の高麗(合爾)路の治所も亦た尹璫の咸州城に外ならず。此の事は他日別に草する拙稿「完顔氏の高麗南征略と尹璫の九城の役」の中に之を述べし。
- (6) 朝鮮歴史地理、第二卷、一三五頁。
- (7) 附録参照。
- (8) 朝鮮歴史地理、第二卷、一四〇頁。
- (9) 金史、卷六十五、幹養傳。卷七十、習失傳。卷七十一、幹魯傳。卷八十、斜卯阿里傳。卷八十一、阿徒魯傳。
- (10) 高麗史、卷三十四、肅宗世家、四年四月の條。同、卷百七、閔漬傳。
- (11) 忠烈王、鄭可臣に命じて金鏡錄を撰せしめ、後又た閔漬等に命じて之を増修せしめしが、忠肅王の元年成りて上り、世代編年節要といへり(鄭可臣傳、閔漬傳、忠肅王世家)。

補 正

麻姑城の稱について

今日咸興郡に於て、大德里山城(公嶮鎮址)・高陽里山城(女真城址)・雲興里中峰山城(崇寧鎮址)等は「麻姑の權少たる處」と稱せらる。然かも一般の里人も所謂智識階級に屬するものも、共に麻姑の何なるかを知らざる。こゝは上に記るし、所の如し。余も亦た本稿を草せし當時、之に對して證明を與ふべ

き智識を缺きしを以て、後考を要すまなし、が、其の後葛洪の神仙傳を讀みて、麻姑が神仙談中の仙女の名なるを知り、此の傳説の性質を明かにするを得たり。即ち麻姑城の稱は、由来の不明なる遺蹟を古の神仙談に結合したるに外ならざるなり。而して此の説はもと成興地方の智識ある鮮人より出で、後漸く民間に流傳したるものならざるべからず。(大正十年十二月追記)

附 録

定平郡の長城

第一 定州城及び長城の遺址

定平郡の邑城の傍に、古の定州城の遺基あり(附圖第一)。翼を左右に張りて長城を形成し、右翼の長城は廣浦の近傍に至りて盡く。而して廣浦の南、宣徳面の北部の山間にも亦た長城の遺址あり。

一定 州 城 址 (附圖第一参照)

定平邑城と定州城址

定平の邑城は、邑の東北に聳ゆる鼻白山(標高一五六米突、九)を頂點とし、西南に小河の流を帯びたる歪四角形の山城なり。其の東側に三角形の中窪の地ありて、之を南方より望めば、大船の前半に宛然たり。中央より少しく北方に偏する所に孔子廟立てり。鼻白山より落ち來る山趾は、此の地區の東と南とを劃し、外部の傾斜面は三段に削られたる土壘をなす。然かも土壘といふは今日の状態にして、本來石壘なりしは、なほ多少の殘石を留むるに依りて之を知るべく、其の形迹は、此の壘壁が同一形式の長城を分出する部分(E點)に於て殊に著しきものあり。又た此の地區の一面は、定平の邑城の石壁にて限らる。而して其の石壁のA點よりB點に至る部分は、山趾の脊梁を利用したるものなるが、B點よりD點に至る部分は然らず。然るにD點の北方小距離におぼろげながらも壘壁の名殘を留むる小高さ處一二ありて、(C點は其の一なり)、之をB點に聯絡せしむれば、其の一線は、今の石壁が東方に向つて弧線を描けるに對し、正に反對の方向に彎曲す。然らば其の壘壁は孔子廟の存する地區が儼然たる一城たりし當時のものにして、城は則ち今の邑城の築設に依りて(築設の年代は詳かならざれども、李朝時代なるは疑なからむ)、頽廢に歸した

る高麗時代の定州城ならざるべからず。石壁の化して土壁となれるも、其の石材が邑城の築造に利用せられたればならむ。城門は東・西・南の三面に存せしなるべく、尹璠傳には城及び左軍の將文冠の各々進發したる門として、大和及び弘化の名を擧げたり。

一 鼻白山以東の長城

(附圖第一、二、三、三三、三三三、三三三三)

長城に關する
勝覽等の記事

東國輿地勝覽^{卷四}定平府城郭の條に、定平の邑城を「北、依古長城」となし、其の古長城については古跡の條に「高麗時所築、西踰大嶺、東接都連浦、三周其隍、以禦女眞、此乃三關門之地」といへり。而して關北誌にも定平縣古蹟の條に「古長城、在縣北鼻白山上、高麗時所築、西踰大嶺、東接咸興宣德海濱、三周其隍以禦女眞、古稱三關門」と見ゆ。こは定平城の北角なる鼻白山に依りて築かれたる高麗の長城が、延びて東海の沿岸に及べること述べたるものなるが、其の基址は今日歴然として遺れり。

鼻白山附近の
長城

鼻白山の頂部を過ぐる長城は、定平邑城及び定州城の東壁と並行して南に降る。而して山頂と山麓には別に二城の分出する壘壁ありて、之と相連なれり(附圖第一)。即ち此の部分の長城は、二城の側面の第一防禦線をなせるなり(定平城の築造以前は専ら定州城の側面の)。輿地勝覽に「三周其隍」といへる如く、二條の隍を中間に挟みて三段に築かれ、定州城の郭壁と其の構造を同じくす。本來石築なりしに、今は殆んど赤體となりて、土築の觀を呈し、隍は概ね畑に鋪かれたり。附圖第十二の断面圖は、鼻白山附近の最もよく形跡を存する部分に就いて之を實測したる結果を示し、ものにして、Iは鼻白山より西に下りて車輪嶺に至る間の一點(附圖第二)、IIとIIIとは山の南麓に於て方向を東南に轉せむとする部分(附圖第三)なること、附圖第十一に標記する所の如し。さて此の鼻白山より落ち來る長城は、山麓(標高七七米突)より五町ばかり降りて定平の本街道(標高二二米突)に會するまで、頗る雄偉の觀を呈すれども、更

以東の長城

長城の終點

特別なる設備
の基址

長城の末端
都連浦
道鱗浦

長城に關する
實錄地理志の
記事

に數町にして平夷なる地に即き、頓に各段の高さを減ず。而してこより南興里の三角點(標高九米突、二)に至る十數町の間には、巨大なる石材頽落して遺存し(附圖第二)、此の部分の前半の最上段は、本街道と南興里とを聯絡する通路の一部となせり(附圖第三)。南興里は近年里名の改めらるゝまで城末里と呼ばれし部落にして、且つ廣浦に近ければ、長城の終點は此の地に之を求めざるべからず。附近を點檢するに、長城の遺基は、三角點の東南々二町ばかり、水田に臨める小高き處(三株の古松の並び生ひたる)に至りて、垂直に築かれたる石壁に連なる(附圖第三)。而して臺地の水田に下る部分には、大石の夥多落ち重なりたる中に、綫形を施したる長方形の遺材さへ少なからずうち雜はり、此の小高き處が、長城の一部としての或る特別なる設備の基址なるを疑はざらしむ(之を安陸戍に擬すべきことは後にいふべし)。又た頽落せる石材は同一方向を逐ひて五六十間ばかりの間、水田の中にも遺存し、堤防の設ある小河の傍に盡く(附圖第三)。是れぞ長城の末端にて、小河の彼方の水田は廣浦の浸水區域に屬せり。上に引きたる勝覽の文に、長城は東、都連浦に接すといへるは、南興里に於ける此の終點を指したるものにして、同書の咸興府の條にも「都連浦古作都麟、在府南三十五里、有牧場、古長城尾接于此、我太祖討納哈出時、右軍由都連浦、即是」と見え、都連浦は今この廣浦なること疑なし。尹璠の女眞を征せし時其の水軍の解纜したる地として尹璠傳に「大都部署使鄭崇用・鎮溟大都署使甄應圖等、以船兵二千六百出道鱗浦」といへる道鱗浦も亦た然り。

二 宣德面の長城

(附圖第三參照)

李朝世宗實錄地理志、預原郡の條に「古長城基、在郡南德化觀及廣城觀、謫傳、萬里長城接于道鱗浦、水中列木柵、其遺根尙存、浦東長城、連木柵跨山十里許、至于海涯、城南有古倉基三處、謫傳、古元興・宣德鎮守禦時、南道糧餉漕轉處」とあり。預原郡は高麗時代の豫州にして、永興郡の金津川の北岸なる草原に近き地なり。而して德化觀及び

浦東長城

廣城觀に在りといふ長城は、金津川と其の南方なる龍興江(永興邑の傍を流る)との間の分水山脈を利用して築かれたる石壘を指したるものなりとす。然らば茲に諸傳として附記せらるゝ如く、道獮浦即ち廣浦に接せる前記の長城に對し、廣浦の東にもまた長城は存するか。徳化觀及び廣城觀を過ぐる永興郡の長城を説明して直ちに鼻白山系の長城に關する諸傳を掲げしは、兩者を以て同一長城と思惟せし實録地理志の編者の謬見を表白したるものなれども、諸傳其のものは正しくして、所謂「浦東長城」の名に適へる壘壁の遺基は、廣浦に面せる宣徳面の北部の山間に現存す。

浦東長城の現狀

此の壘壁は廣浦(人字形をなせる廣浦の左脚)を隔て、南興里の長城の末端と相應する浦東の一地點より始まり、宣徳面中の最高點なる標高三一三米突、九の峯頂に登り、東北に下りて明湖里の南に至り、又た東に降りて廣浦の反對の沿岸(右脚の西岸)に近づく。隍を中間に挟みて三段(或る部分は二段)に築かれ、鼻白山附近の長城と略々外觀を同じくす。たゞ石を甃みし形跡は毫もこれなければ、彼れの石築なるに對して、是れは純然たる土築なりとすべし。各段の高さは一定せずして、或は二十尺、或は三十尺、而して其の傾斜面は概して急なり。余は大德里の西北四五町の處に於て偶然此の壘壁を發見し、直ちに西方に向つて調査を進めしを以て(附圖第一覽)其の東端を窮めざりしも、大德里の附近に終點の存することは地形上殆んど疑なきが如し。然らば全體の長さは一邦里十數町なるべく、實録地理志に之を説明して「跨山十里許、至于海涯」といへるは、簡にして要を得たり。斯くの如く南興里に盡くる石築の長城と、宣徳面に於ける土築の長城とは、廣浦を隔て、相應せるが故に、亦た之を聯絡せる設備の存せしは當然なり。即ち水中に木柵を列ねたりといふ諸傳は信據に値す。又た此の長城の前面には、廣浦の南岸に落つる山脚を縫ひて走れる土壘ありて、第一防禦線をなせり。海鼠型の單垣にして、垂直の高さ三四尺乃至六七尺。中上里の平地を過ぐる部分には石築なりしが如く、こゝには多少の殘石あり。

廣浦の南岸の土壘

四 鼻白山以西の長城 (附圖第一四参照)

鼻白山以西の長城

鼻白山(標高一五六米突、九)の西麓に、風埜川の流域と定平邑とを聯絡する嶺路あり、車輪嶺(標高四三三米突)といふ。鼻白山の頂部を過ぐる長城は、西に下りて此の嶺路を過ぎ、風埜川の一支流なる風陽川(其の實名を詳かにせざれど、風陽里を過ぐるを以て姑く斯く名づく)と並行して其の南の山嶺を互り、府内・高山・廣徳三面の界上に聳ゆる道成山に至りて方向を北に轉す。

其の現狀

此の長城は、鼻白山より車輪嶺に至る間は、半ば裸形を呈せるが、以西に於てはなほ石築の原狀を保てり。されども其の構造は地勢に應じて齊一ならず。風陽川の南に風埜川に流入する小河あり、源を長城の傍に發し、其の溪谷は自然の通路をなせるを以て、之と相近くして、且つ山勢の低下せる部分の長城(B點附近)は、特に巨大なる石材を甃みて堅牢に築かる。然るに其の東北、風陽里の平地に面する部分(A點附近)に於ては、山の較々高きに應じて、幾分堅牢の程度を弛べ、小形の石を用ゐたり。又た二條の隍と三段の石壁とを設くること鼻白山以東の長城と同様なるは西林上里の南に方れる一峰(C點)に至るまでの間に於て、高險なる山嶺に依りたる以西の石壁は、主として單垣なり。但だ風陽川の一支流の源に近き隘口(標高三八二米突)の左右は(D點よりE點まで)山勢の急峻なるにも拘らず、嶺路の過ぐる故を以て、ところ々二段に築かる。而して單垣の場合に於ては、壁の外面は直立せり。隘口と道成山との間の險崖に最もよく其の形跡を存す。

道成山以北の長城と鼻白山

余は上述の如き石壘を注視しつゝ、道成山に登り、又た草茅の間を探りて、其の甚しく頽圯したる遺基が、山の最高點(標高六四三米突、一)の東二町許の處に於て方向を北に轉するを知り、更に數町の間其の跡を尋ね、是に於て踵を回せり。然かも漫然踵を回しゝにはあらず。此の方向の指す所と、實測圖に現はれたる山河の形勢の較ぶる所とに従ひ、高山面の東界をなせる萬年山・泉徳山等の山嶺が、或る状態に於て遺存する石壘を載せ、遠く白雲山城の西壁に連なることを推測するを得たればなり。咸山誌通紀(卷二)を見るに、「白雲山古城、在府西六十三里、石築周二萬四千五

百七十三尺、今廢」といへる輿地勝覽の文を轉載し、之に編者の見を附記して「按高麗成宗時、以和・溟等郡爲朔方道、後置定州・宣德・元興三關門、以都連浦爲界、而築長城、勝覽所云古作都濟浦有牧場、古長城尾接于此者、即此城也」といへり。勝覽に所謂「古長城尾」が、鼻白山以東の長城の廣浦(都連浦)の沿岸に於ける終點を意味することは上に述べたる所の如く、而して以西の長城については同書に「西踰大嶺」と見ゆ。されば古長城の尾を白雲山古城に接すとしたる通紀の案文は、勝覽の記事に對して甚しき曲解を施したるものなれども、それは恐らく本書の編者が鼻白山以西の長城の通過する山嶺に關して實際上の智識を有せしが爲めならむ。

白雲山古城に關する疑問

〔附記〕 白雲山古城は本篇の初(第一章第二節第一項)に説明したる如き稀有なる大城なり。されども築設の由來は之を詳かにするを得ず。假令長城に連なれりとすも、外側に於て東方に傾けりとすれば、女眞に對する防禦を目的としたるものにあらざることは、毫も疑を容れざる所にして、即ち長州・定州等と同視すべきにあらざるなり。而して城内の龍興寺に藏する白雲山事蹟記(咸豐七年撰)に「今奎章野史所傳白雲古城云者、關北一道古爲女眞胡所據、故高句麗太祖東明王欲拒女眞、以猛將李連守使之築城、令彼不敢者是也」といへるが如きは、固より一顧の價値だもなし。故に余は之を以て咸興郡内に於ける疑問の一城となす。

第二 長城に關する考説

長定二州城及び元興鎮城築設定州城長州城

高麗靖宗の十年、西紀一〇四四、東北路兵馬使金令器等事に當り、長・定二州城及び元興鎮城を築きしことは、高麗史卷九十五王寵之傳等に明記せらるゝ所なり。定州は今の定平にして、州城の遺基につきては上にいへり。長州は輿地勝覽定平府古跡に「古長州城、在府西南五十五里、石築周二千二百三尺、今廢」とあり。而して別に「長谷廢縣、在府南五十五里、本高麗長州、……本朝世宗四年革爲長谷社」といへるは、方向の相違はあるにもせよ、必ず同一地點を指したるもの

豐陽里の古城

ならざるべからず。然かも定平の西南若くは南五十五里に相當する地には、今日然るべき城址の存するなく、正西直徑約二邦里半、金津川畔の豐陽里に廢城ありて(附圖第13)、俚俗之を「古邑」と稱すといひ、大東輿地圖に示されたる長谷の位置に適合す。定平邑と豐陽里との中間には道成山を主峯とする山嶺ありて、之を横切る直接の通路なし。又た關北誌が定平縣古蹟の條に長州古城を「在縣南五十五里」となせるは、勝覽の長谷廢縣の記事を轉載したるものなるが、坊里の條には長谷社を「在縣西南三十五里」と記せり。乃ち是等の關係を綜合して考ふれば、勝覽の五十五里は三十五里の誤とすべく、今の豐陽里と長谷とを同一地點として、此の地に存する古城は之を長州城に擬すべきなり。次に

元興鎮城

元興鎮は高麗史地理志に「靖宗十年、城狹川爲鎮」と見ゆ。狹川が今の金津川なるは、勝覽、定平府の山川の條に「狹川、在府南五十里、今稱金伊江津、即長溪川下流」とあるにて著しく、元興鎮の所在につきては古跡の條に「在府南五十里、土築周四千四百七尺」といへり。而して大東輿地圖は定平の東南狹川の河口に近く其の北岸に之を標出したるが、今此の地點に相當する春柳面道興里に古城址の存するありて(附圖第14)、正に元興鎮に比定せらる。

道興里の古城
三城所屬の成所

さて金令器等の築きしは、是等の二州一鎮のみにあらず。高麗史卷八十二兵志、城堡の章に「靖宗十年命金令器・王寵之、城長州・定州及元興鎮。長州城五百七十五間、成六所、曰靜北・高嶺・掃兎・掃蕃・厭川・定遠。定州城八百九間、成五所、曰防成・押胡・弘化・大化・安陸。元興鎮城六百八十三間、成四所、曰來降・壓虜・海門・道安」といひ、同時に所屬の十五成をも設置したりしなり。而して之を兵志の記載の他の例に照すに、成所の設置は長城の築造を意味す。即ち兵志に「靖宗七年、崔冲城寧遠・平勝二鎮」とありて、其の條下に先づ寧遠城の幅員及び所屬の成所八を挙げ、「關城一萬一千七百間」と附記し、次に平虜城の幅員及び成所六を挙げ、「關城一萬四千四百九十五間」と附記したるは、二鎮を樞軸とする長城の築造に關する記事なればなり。然らば定平邑の定州城及び豐陽里の長州城を樞軸として築かれたる長城は、鼻白山より起りて東南は南興里に至り、西は道成山を越えて更に北方に走れる石壘なる

定長二州を樞軸とする長城

安陸成址

こと疑なく、實に此の石壘は靖宗十年金令器等の築きしものとすべし。現に當年の成所とおぼしきもの、廢址は、長城に沿うてところ／＼に遺存し、瓦片多く散亂せり。而して上に述べたる南興里の終點の顯著なる遺基は、之を定州城所屬の五成の中其の最後に位したる安陸成に擬するを得。尹璫の女眞征伐の際中軍の將金漢忠の進發したる安陸成は即ち是れなり。

元興鎮を樞軸とする長城

次に元興鎮を樞軸とする長城について考ふるに、宣徳面の土築の長城は、金津川の河口に近き此の鎮城を距ること頗る遠し。抑も長城は敵の難き山嶺に因りて之を築き、彼等の來犯するに當りては乃ち兵を配置すべきも、平時は其の備を闕く。而して之が樞軸たるべき州鎮は、常に兵を駐屯せしむる處なれば、長城の通過する山嶺の一局部を利用し、或は相近接せる適當なる地點を擇びて州鎮を設置するは、最も宜しきを得たりとすべく、鼻白山附近の長城の定州城に於けるが如きは、即ち之に稱へり。されども兩者の接觸は到る處可なるにあらず。州鎮は其の性質上、險要にして然かも少なからざる人口を容るるを要し、長城の走れる山嶺の如く徒らに高險なるを許さざればなり。長州城が道成山附近の長城の西直徑約一邦里の地にあるは、是れが爲めに於て、又た此の城に關して文宗八年八月、世家に「東路兵馬使奏、長州地高且險、城中無井、乞令設城南門外平地、徙民居之、有急入城、從之」と見わたる如き議のありたる所以なりとす。然るに宣徳面の土築の長城と元興鎮の遺址(道興里古城)とは、直徑三邦里餘の距離を有し其等の間に離るべからざる關係を認むるとすれば、相互の間隔は少しく遠きに過ぐ。上記の如く元興鎮には來降・壓虜・海門・道安の四成之に屬せり。輿地勝覽、定平府山川の條に、甘祥津を説明して「柱川南流三十里許、爲此津、入道安浦」といひ、道安浦は金津川(柱川)の河口の稱なり。又た同書に府南五十里に道安山あり、同五十二里に道安浦營ありといひ、大東輿地圖を参照すれば、共に元興鎮址に近し。道安成の大體の所在は之に依りて知らる。而して海門成も亦た其の名稱より推して海邊にありたりとすべし。因つて想ふに元興鎮を樞軸とする長城は、必ず別に築か

道安成及び海門成

れたりしなるべく、そは恐らく南興里の安陸成と相應する廣浦の西南隅の一點より始まり、宣徳面及び春柳面の山地を東南に下りて金津川の河口に達せしものなりしならむ。余は宣徳面の長城を實査せし時、斯く推測せらるゝ他の長城の遺基(當時未だ此の事に想到せざりしも)に關して何等耳にする所なかりしも、前者は實に余の發見に係り、曾て士民の注意をすら惹かざりしものなれば、余は亦た後者に對して前者と同様なる期待を有す。

宣徳面の長城築造の年代

論じて茲に至り、隨つて生ずる疑問は、宣徳面の長城の築かれたる年代なり。高麗史地理志に「德州、文宗九年、始築宣徳城爲鎮、後稱德州防禦使」といへる宣徳鎮あり。兵志には長・定二州及び元興鎮と相並べて此の鎮城の築造を靖宗十年に係けたれども、こは實を得たるものにあらず。禮志高麗史、卷六十三雜記の章に「文宗九年三月壬申、宣徳鎮新城置城隍神祠」云々とありて、三城築設の後十一年を経たる文宗九年西紀一〇五五の創築なること疑なし。其の所在は輿地勝覽、咸興府古跡の條に「宣徳鎮、在府南四十五里、在城基」と見む、此の里程に相當する地は宣徳面の長城の走れる附近なるが、此處には古城址と認むべきものなし。然るに長城を南に距る約一邦里、宣徳場里の西南の山間、倉里といふ處に廢城ありて、門址も遺り、城内には人家ありといへば、是れ即ち宣徳鎮の遺基なるべし。果して然らば此の鎮城が宣徳面の長城に對して其の樞軸をなせるは甚だ見やすき所。隨つて彼れと是れとは文宗九年に於ける同時の築造となすべきなり。尹璫傳に「右軍兵馬使兵部尙書金德珍、以四萬三千八百人、出宣徳鎮安海・拒防兩成之間」と見わたる二成も亦た然りとすべく、二成は固より長城に沿ひて設置せられしものならざるべからず(勝覽に里程を擧げたる次に「在城基」といへるは、他に例なき筆法なり。城基といふは本材料には長城を指したるものなりしに、勝覽の編者が妄に宣徳鎮に結合せしにはあらざるか)。

宣徳面倉里古城

安海拒防二成

括言

以上定平郡の長城に對する實査の結果を記述し、次に之を記録に照して、長州・定州及び宣徳鎮と長城との關係、及

び尹璠の女眞征伐の際に於ける諸軍の進發地點を明かにするを得たり。即ち諸軍の出動したる定州・安陸成・安海・拒防兩成及び道麟浦は、何れも廣浦の東西の長城の一部若くは其の附近にして、高麗と女眞との境を劃する其の長城の樞軸は長・定二州及び宣德鎮なりしなり。彼の英州廳壁の銘に「南接于長・定二州」といへるは、暗に此の長城を指したるものなりとす。

註

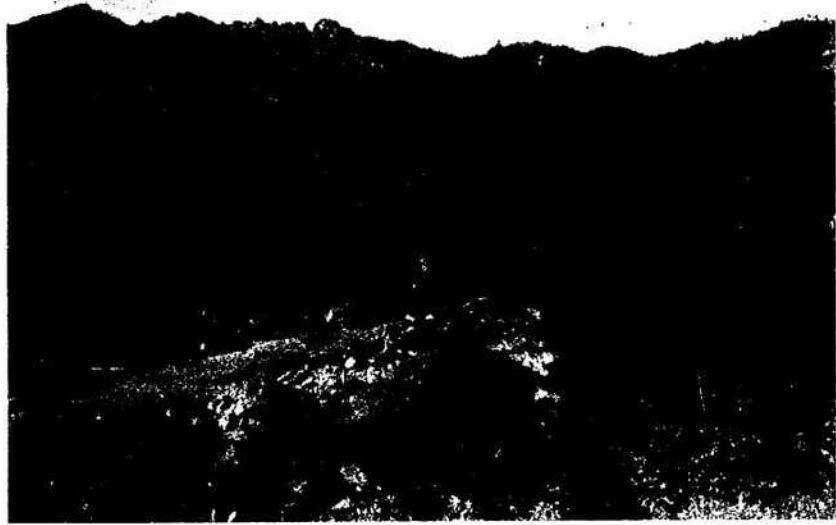
- (1) 定平郡の長城に關する説は、特別なる必要ありて、滿鮮地理歴史研究報告、第八所載の拙稿「朝鮮高麗朝に於ける東女眞の海寇」の中に之を述べたり。然かも今全く彼れに譲り難きを以て、抄記して本章となす。
- (2) 定平邑に於て鮮人郡書記より聞知したる所なり。
- (3) 同上。
- (4) 東京帝國大學文學部紀要、第三、「朝鮮平安北道義州郡に於ける高麗時代の古城址」第四章、第四節、第三項參照。
- (5) 宣德面長城踏査の際、定平郡書記を通じて宣德面事務所より得たる報告に依る。

咸鏡南道咸興郡に於ける 高麗時代の古城址 終

圖 版

寫眞 堀託澤 俊 一
製版 市田オフセツト印刷株式會社

圖版第一



白雲山々城

(部上) 嶺の南東るた見りよ部外



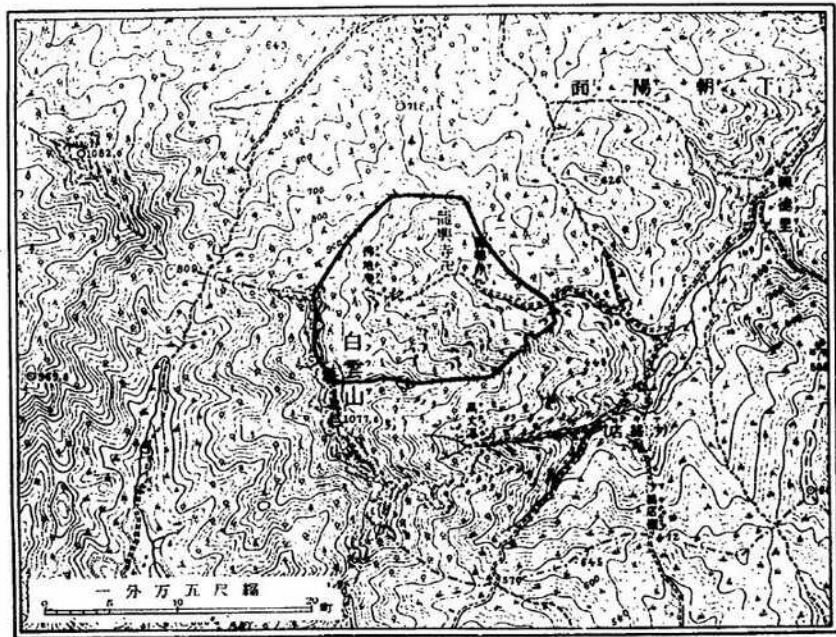
同上

(部下) 上 同



部一の嶺終面東

白雲山々城



圖城々山雲白

同上

(陸地測量部五萬分一地形圖地境線分裁)



(るた見りよ部外) 城門面南東

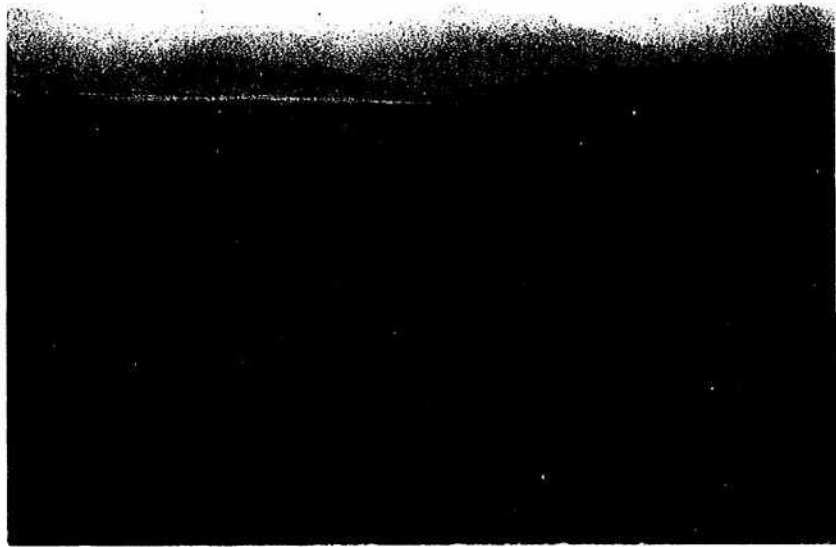
白雲山々城



(るた見りよ部内) 上 同

同
上

圖版第四



守取留を内城りよ點高最

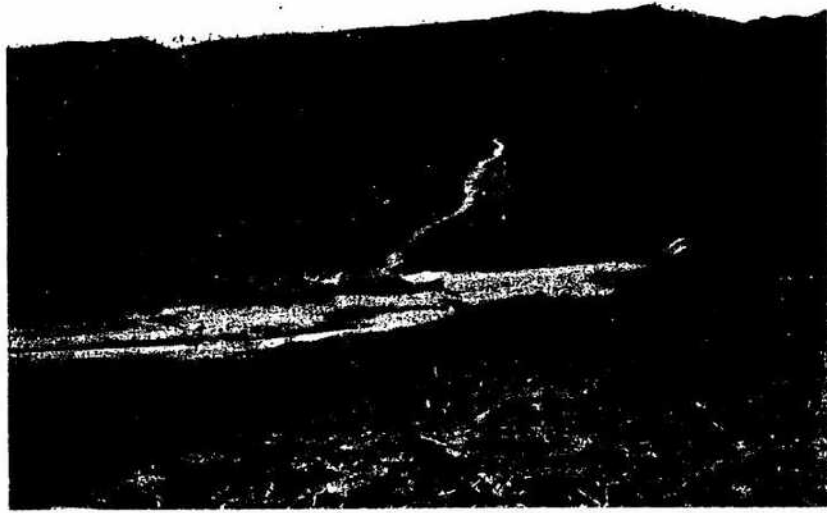
東興里山城

同



む望を内城りよ傍近の目入北

上



(るた見りゝ部外) 吹嶺の方石の共び及風門北



(るた見りゝ部内) 上 同



(るた見りよ部内)部一の城西



(るた見りよ部外)址門西

東興里山城

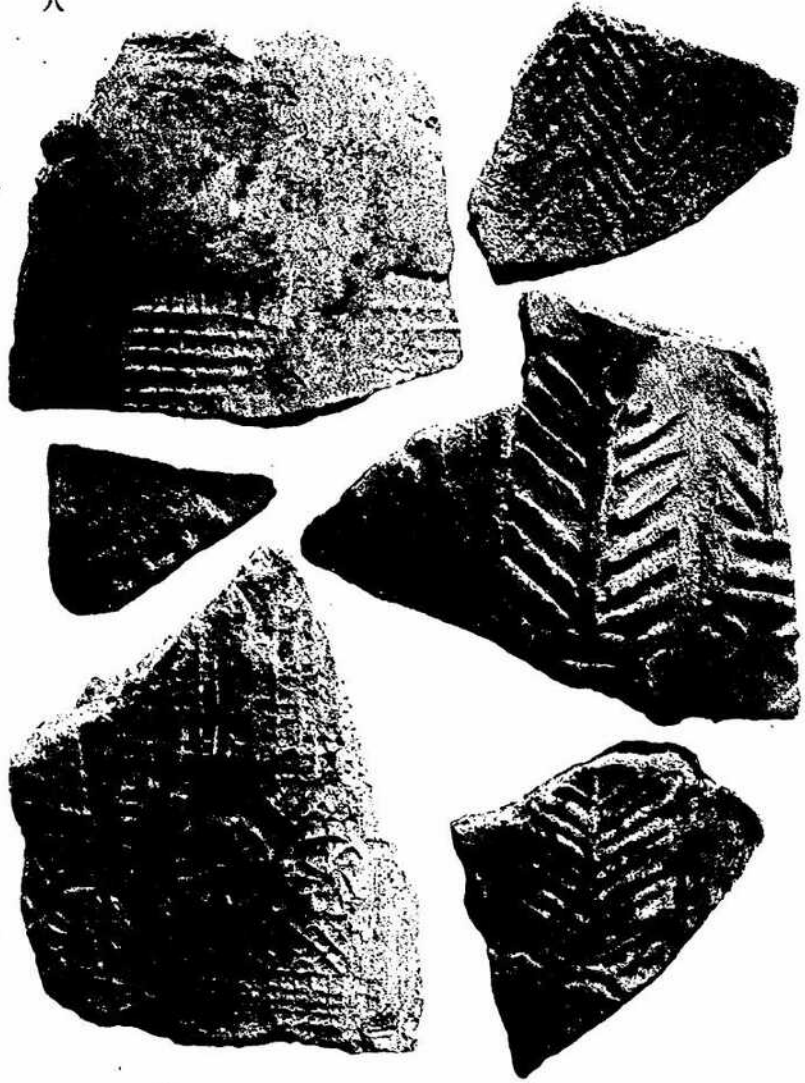
圖版第七



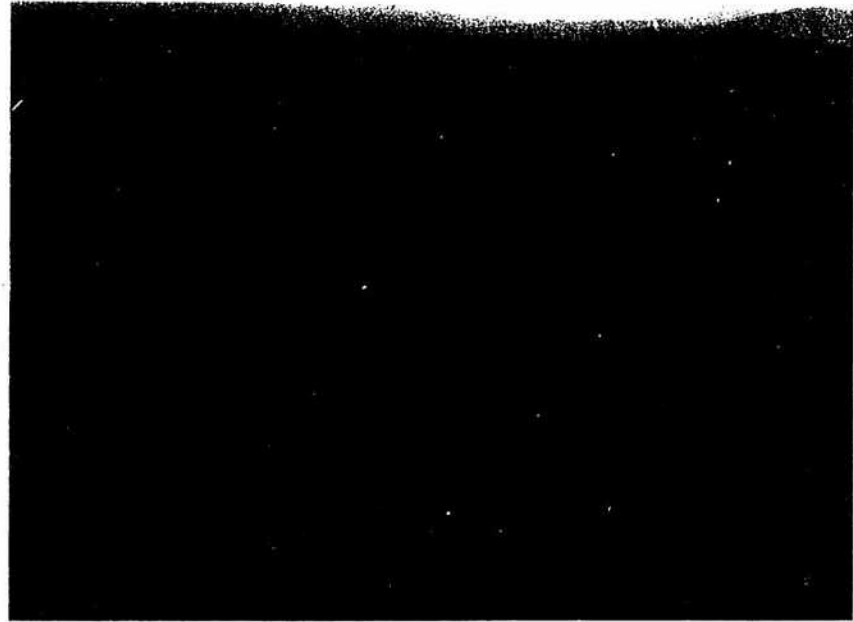
(一 共) 片瓦土出

圖版第八

東興里山城



(二共)片瓦土出



塔洞里内城りよ(山陰華)點高最

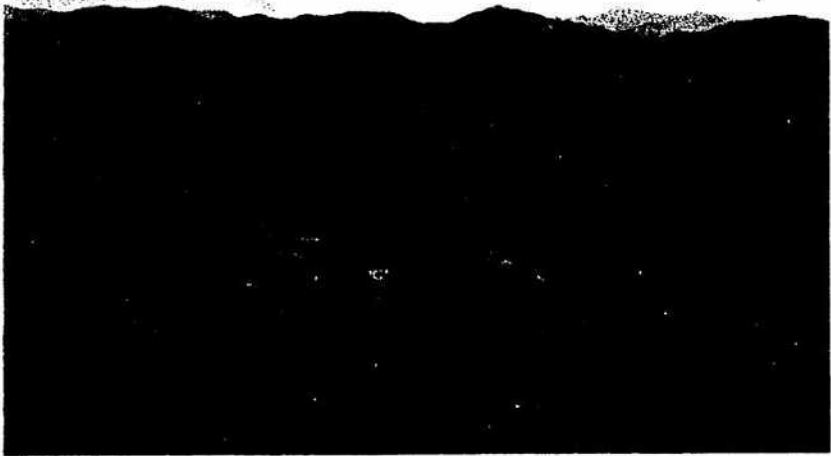
塔洞里山城



む望を内城りよ傍近の目入南

同
上

圖版第一〇



む望を山城てえ越な里洞箱

城洞里山城



基遠角南西

同

上

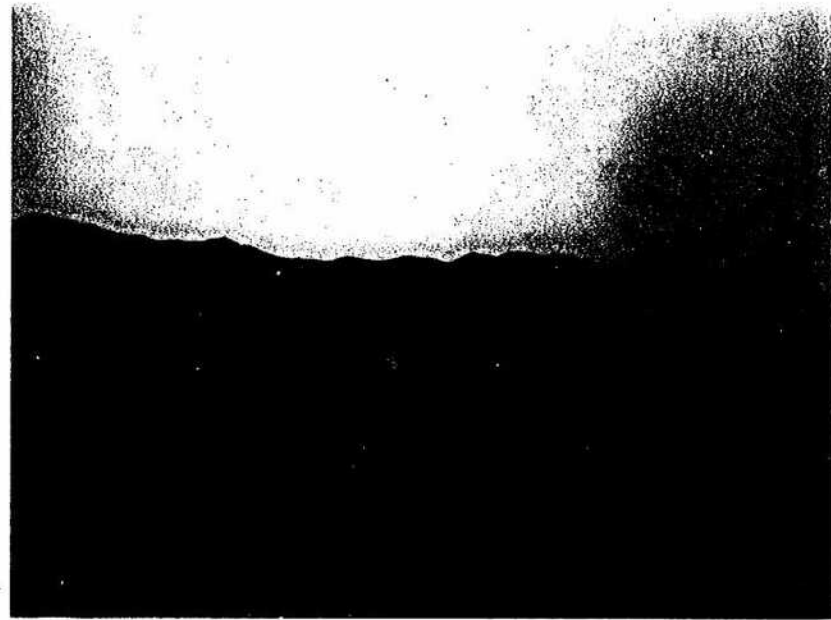


面外壁石城築地門北西



面正壁障部内址門北西

同
上



城洞里山城

む望か洞潮退てえ越か部一の壁東



同
上

片瓦土出内城



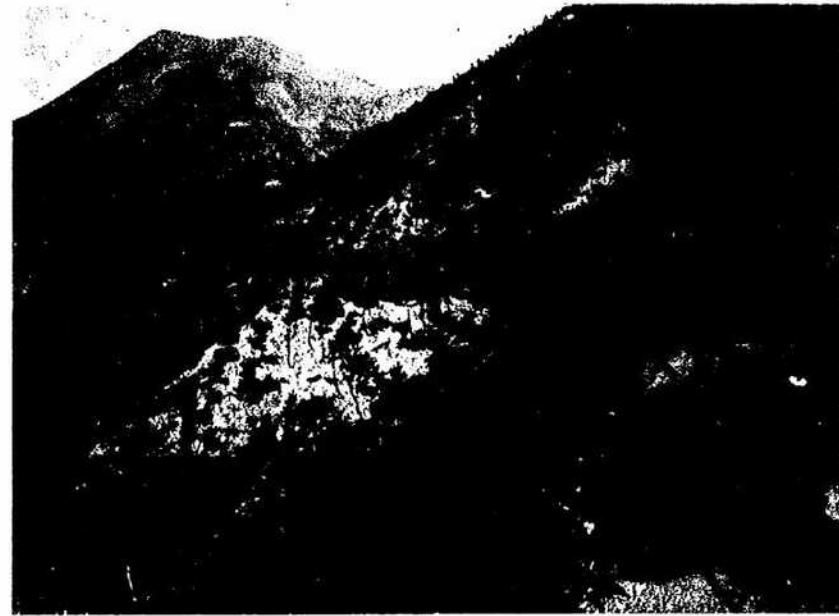
むすな址城りよ方南

上
祭
里
山
城



址 門 西

同
上



西壁の一部と内障

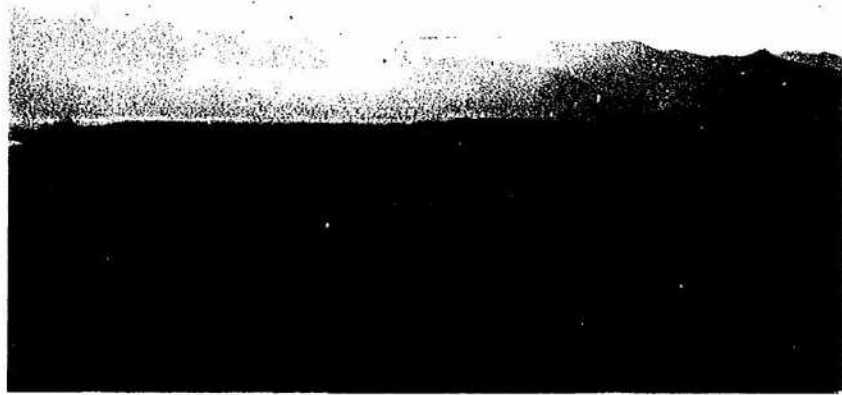


最高點と北門址



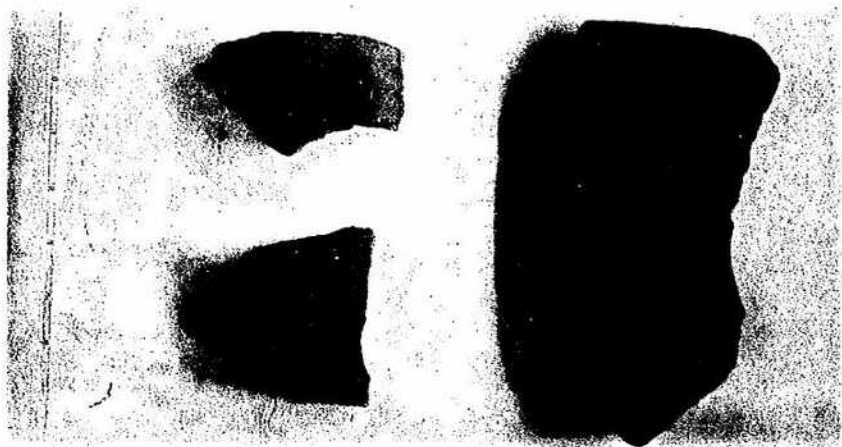
上
袋
里
山
城

面外の部一の壁東及び面内の壁北



同
上

壁東るれ遺に地平の邊河



同
上

片瓦土出内城



(石子見りよ北東) 景全

同
上



址 井 内 城



(るた見りよ南東) 景 全

同
上



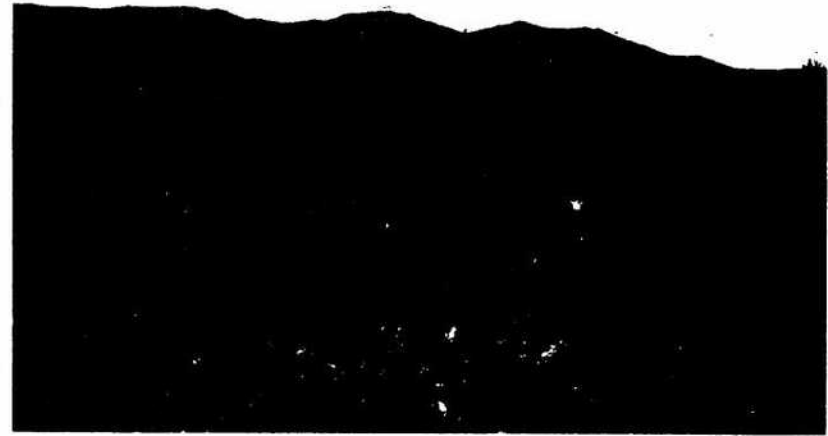
(るた見りよ方西) 景 全



(るた見りよ南東) 景全



址 井 内 城



上雲興里中峰山



(面東) 面正の城山

圖版第二〇



部外壁石面南西

上雲興里中峰山城



(るを見に斜りよ方南) 上 同

同

上



部一の問嶺陸車山自阜

定平郡長城



同上

上 同



部一の間中のミ道街平定と麓南の山白鼻

定平郡長城



部一の間中のミ里興南と道街平定

同上



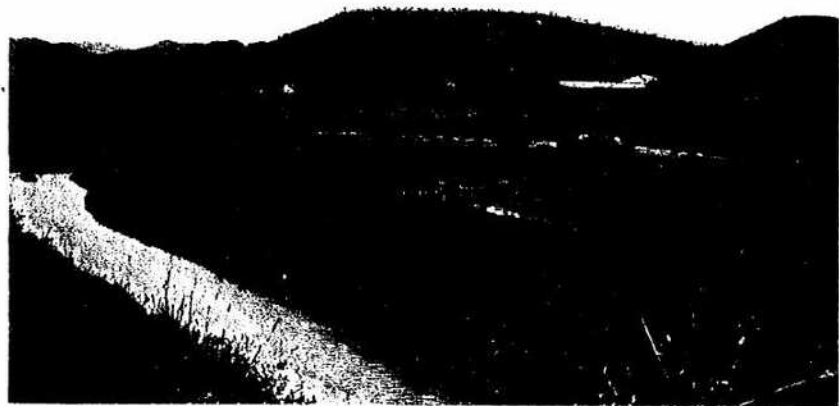
南奥里に於ける終點

同

上



同上

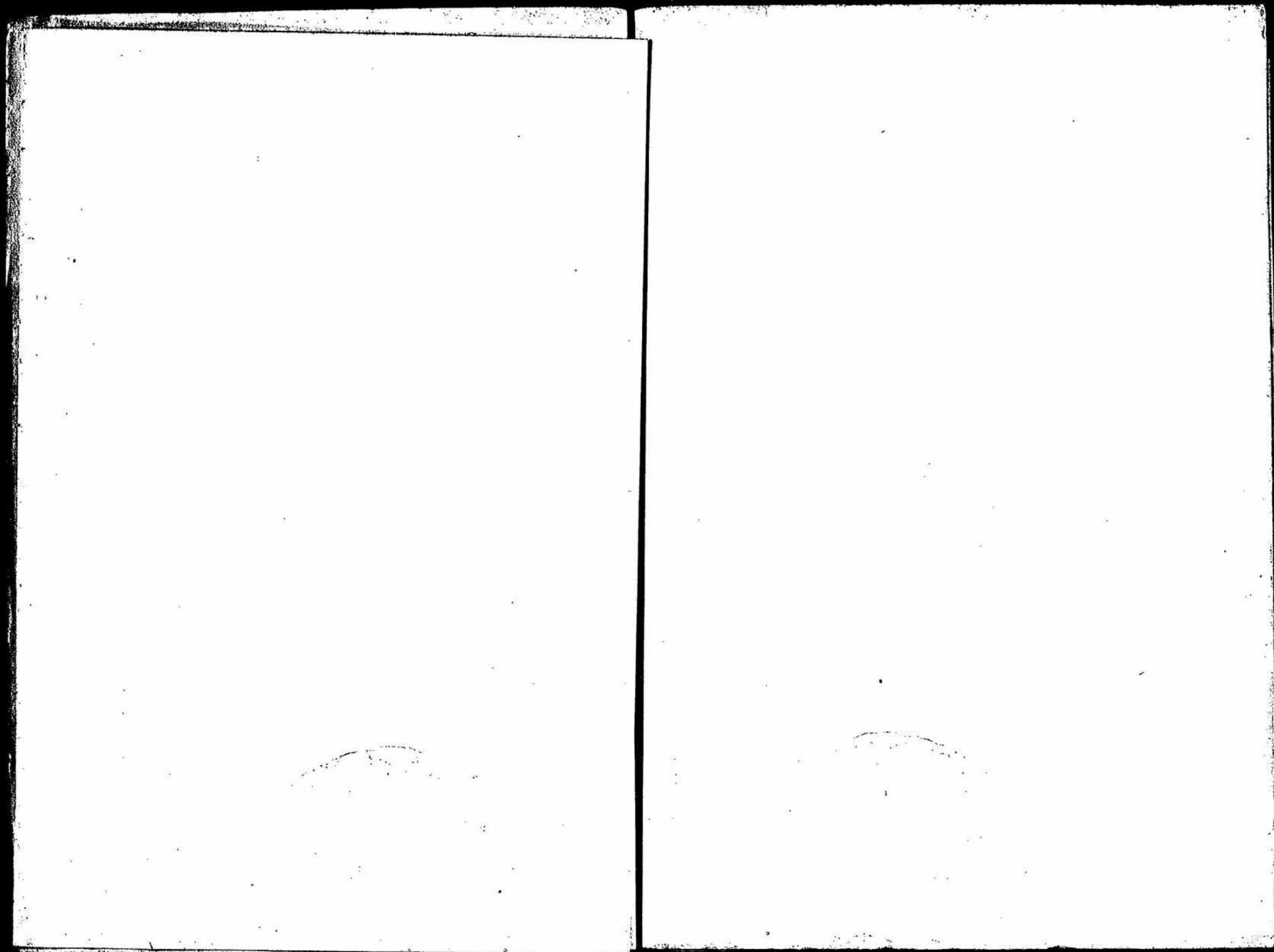


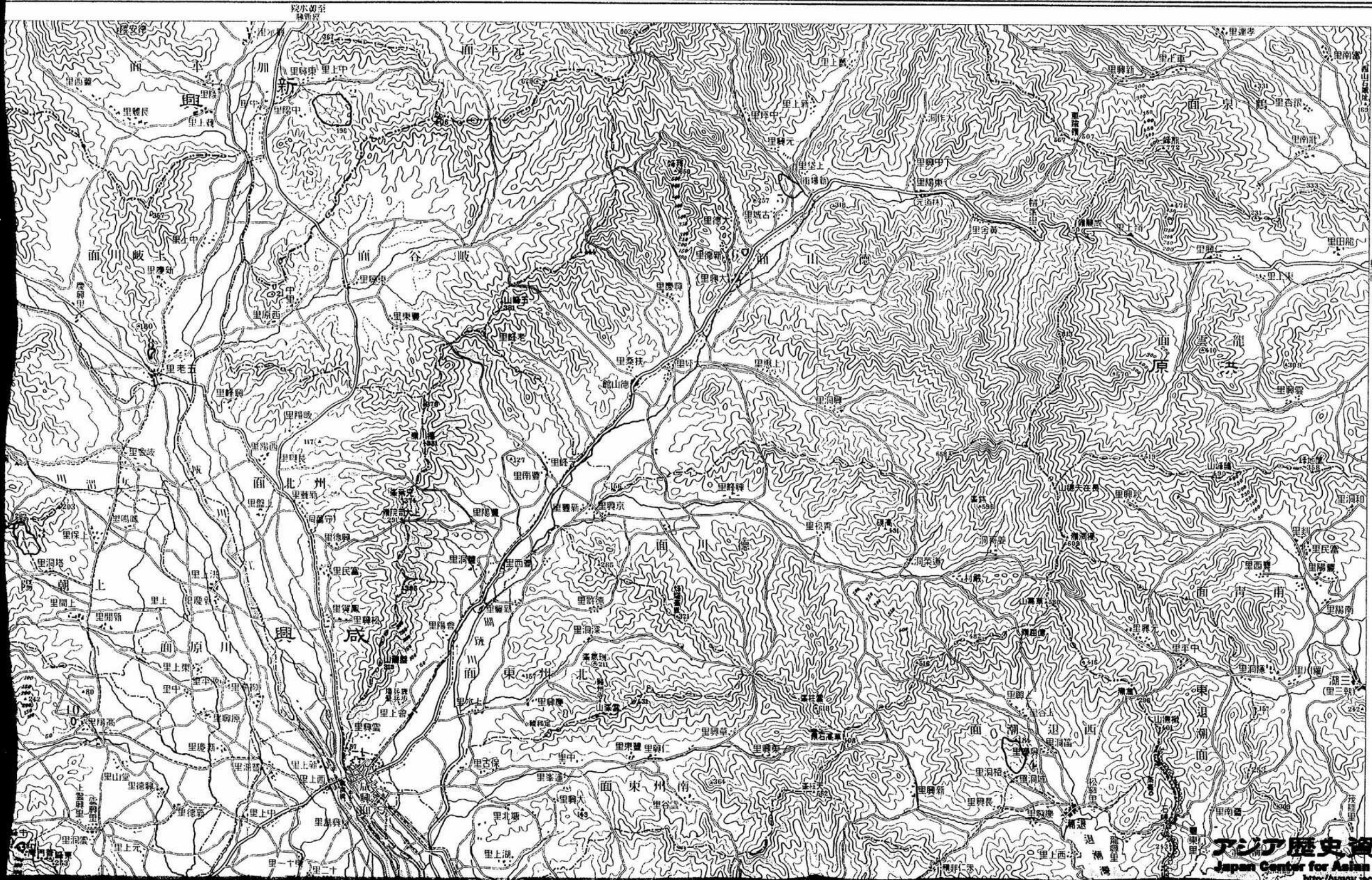
(るた見りよ北東の城) 景 全



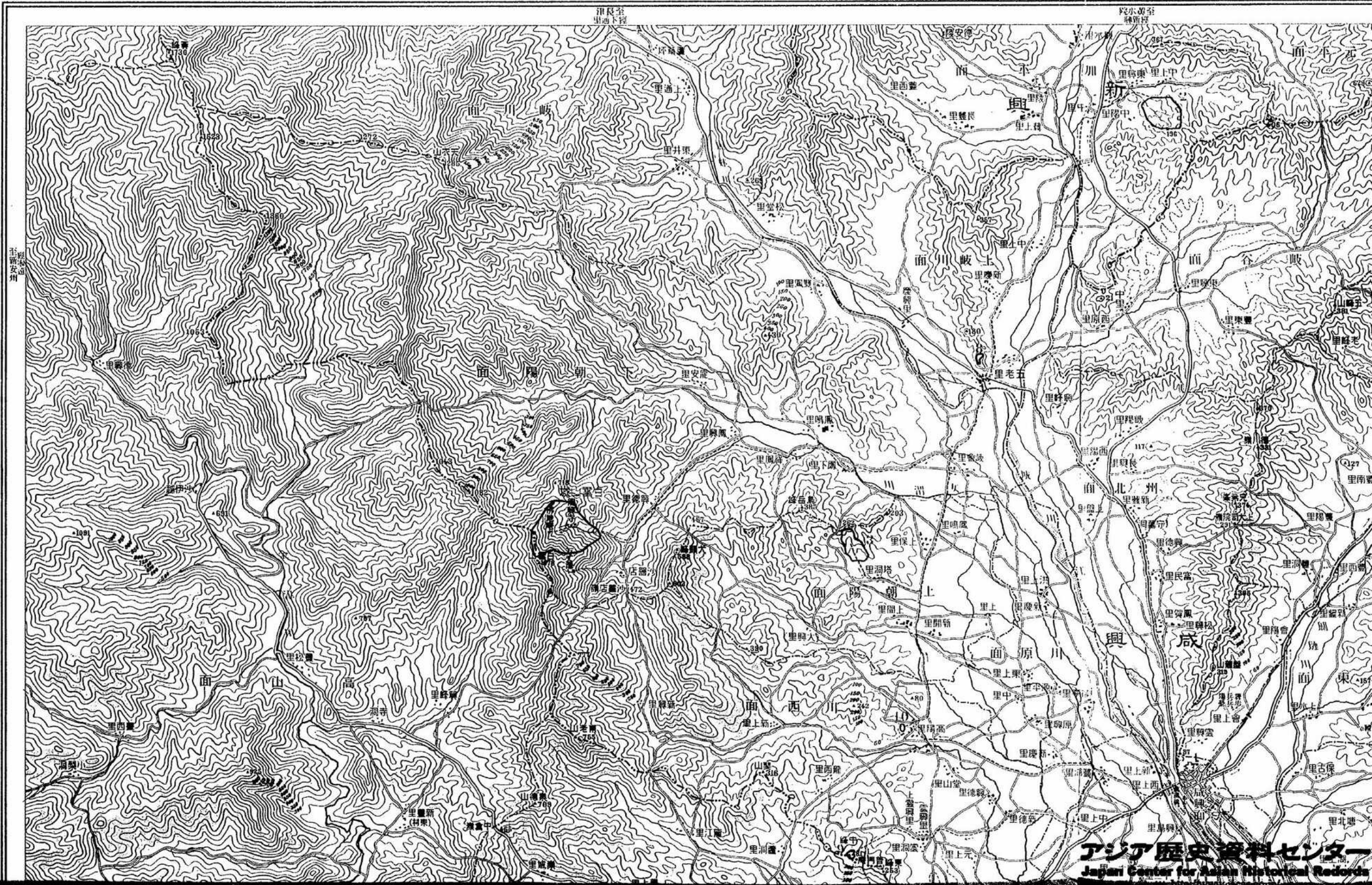
附

圖

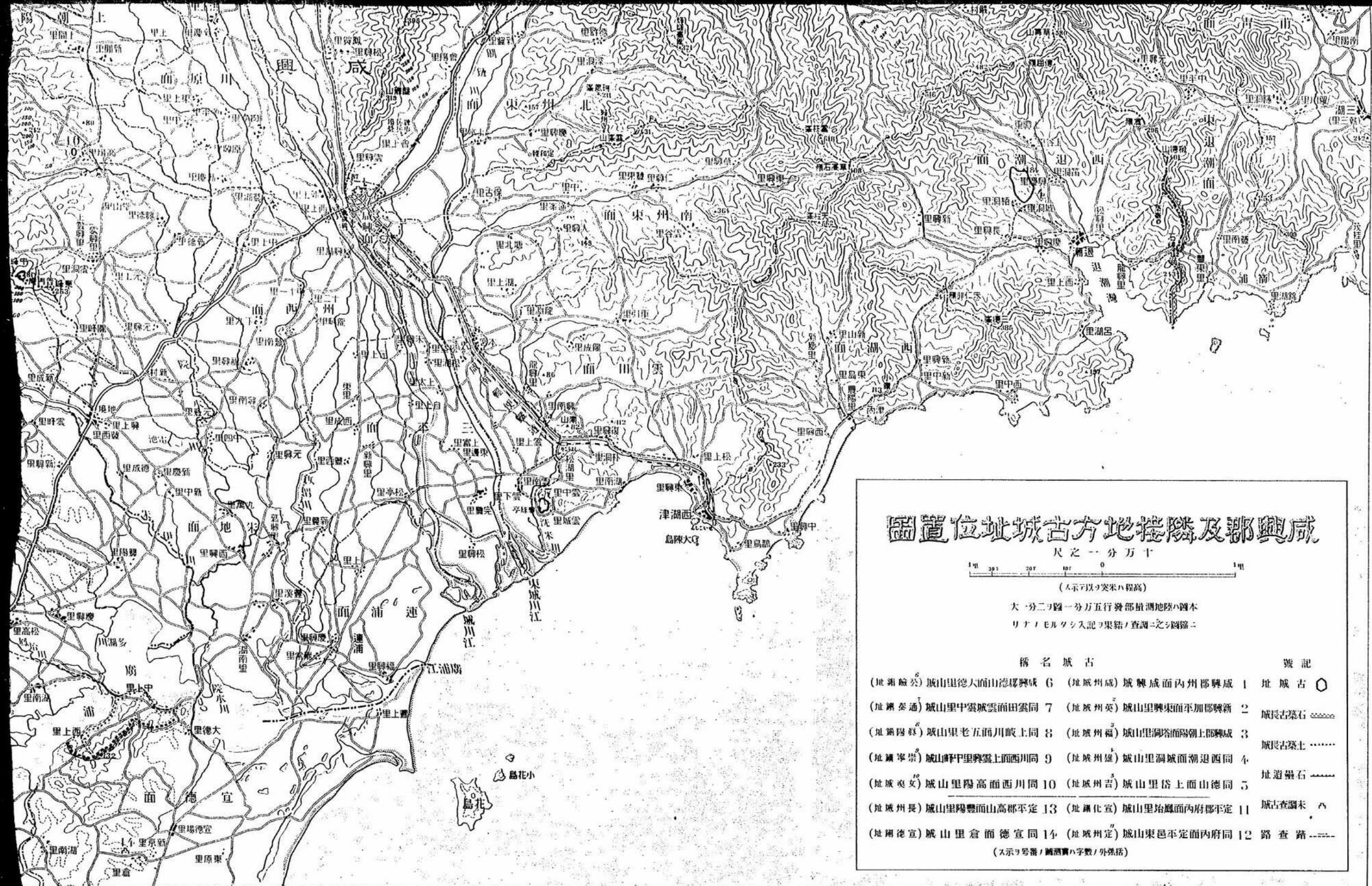




附圖第一

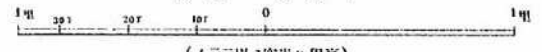


比例尺 1:50,000



咸興郡及隣地地方古城址位置圖

十分之一尺



(人示テ以テ突米ハ程高)

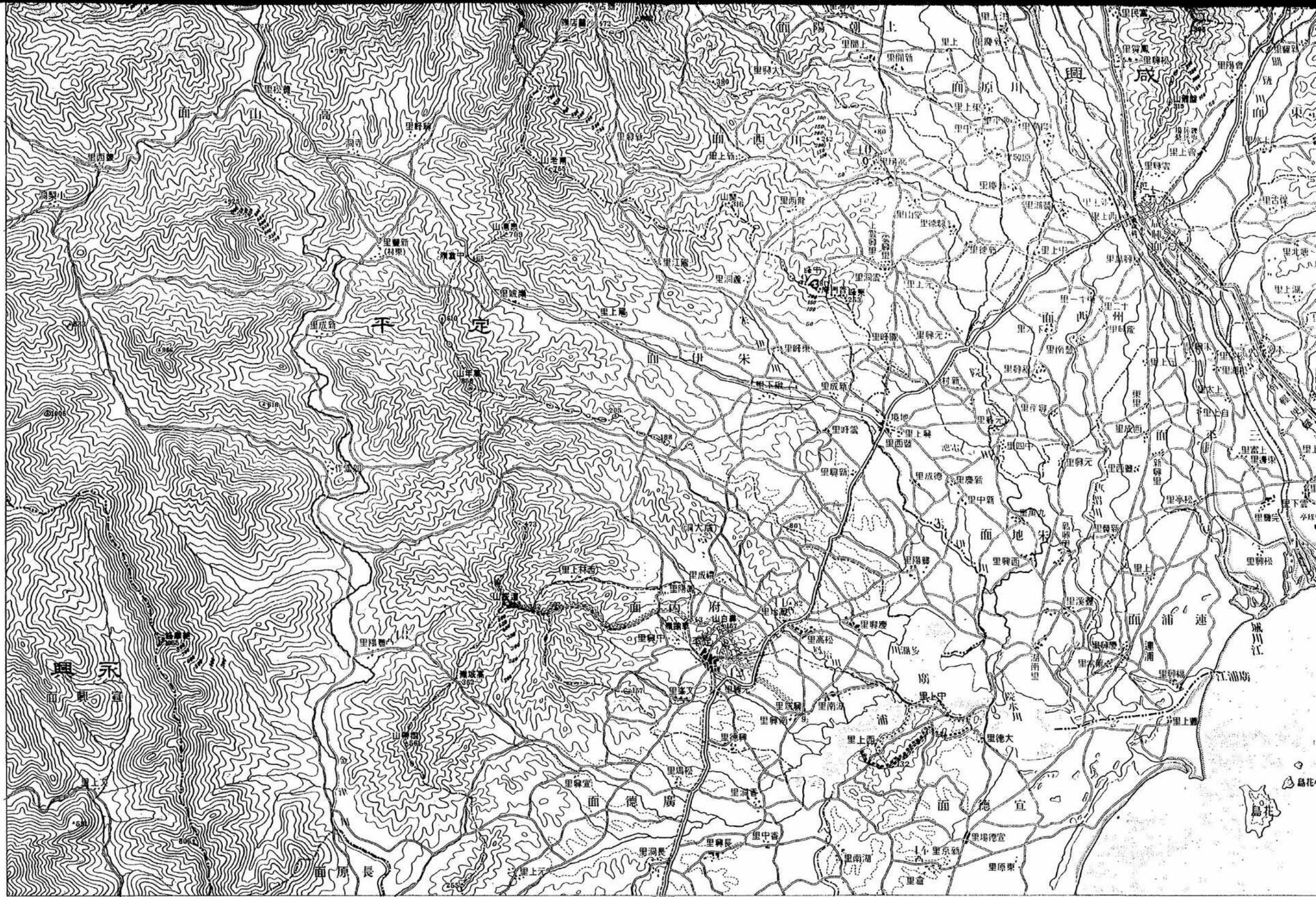
本圖ハ陸地測量部五分一萬分之二圖ニ依リテ
リナリニモルタシ入記ヲ果結ノ査測ニ之ヲ因臨ニ

古城名

號記

- | | | |
|--------------------------|--------------------------|--------------|
| (址 嶺 險 公) 城山里德大面山德穆興咸 6 | (址 城 州 咸) 城興咸面內州郡興咸 1 | 址 城 古 ○ |
| (址 嶺 泰 通) 城山里中雲城雲面田雲同 7 | (址 城 州 英) 城山里興東面平加郡興新 2 | 城長古築石 〰〰〰〰 |
| (址 嶺 陽 縣) 城山里老五面川岐上同 8 | (址 城 州 福) 城山里洞塔面陽朝上郡興咸 3 | 城長古築土 〰〰〰〰 |
| (址 嶺 寧 崇) 城山峰中里興雲上面西川同 9 | (址 城 州 隆) 城山里洞城面湖退西同 4 | 址 遺 壘 石 〰〰〰〰 |
| (址 城 夷 女) 城山里陽高面西川同 10 | (址 城 州 吉) 城山里岱上面山德同 5 | 城古査調未 △ |
| (址 城 州 長) 城山里陽豐面山高郡平定 13 | (址 嶺 化 宜) 城山里始鳳面內府郡平定 11 | 路 査 踏 〰〰〰〰 |
| (址 嶺 德 宜) 城山里倉面德宜同 14 | (址 城 州 定) 城山東邑平定面內府同 12 | |

(ス示ヲ番署ノ圖測實ハ字數ノ外括括)



裏面白紙

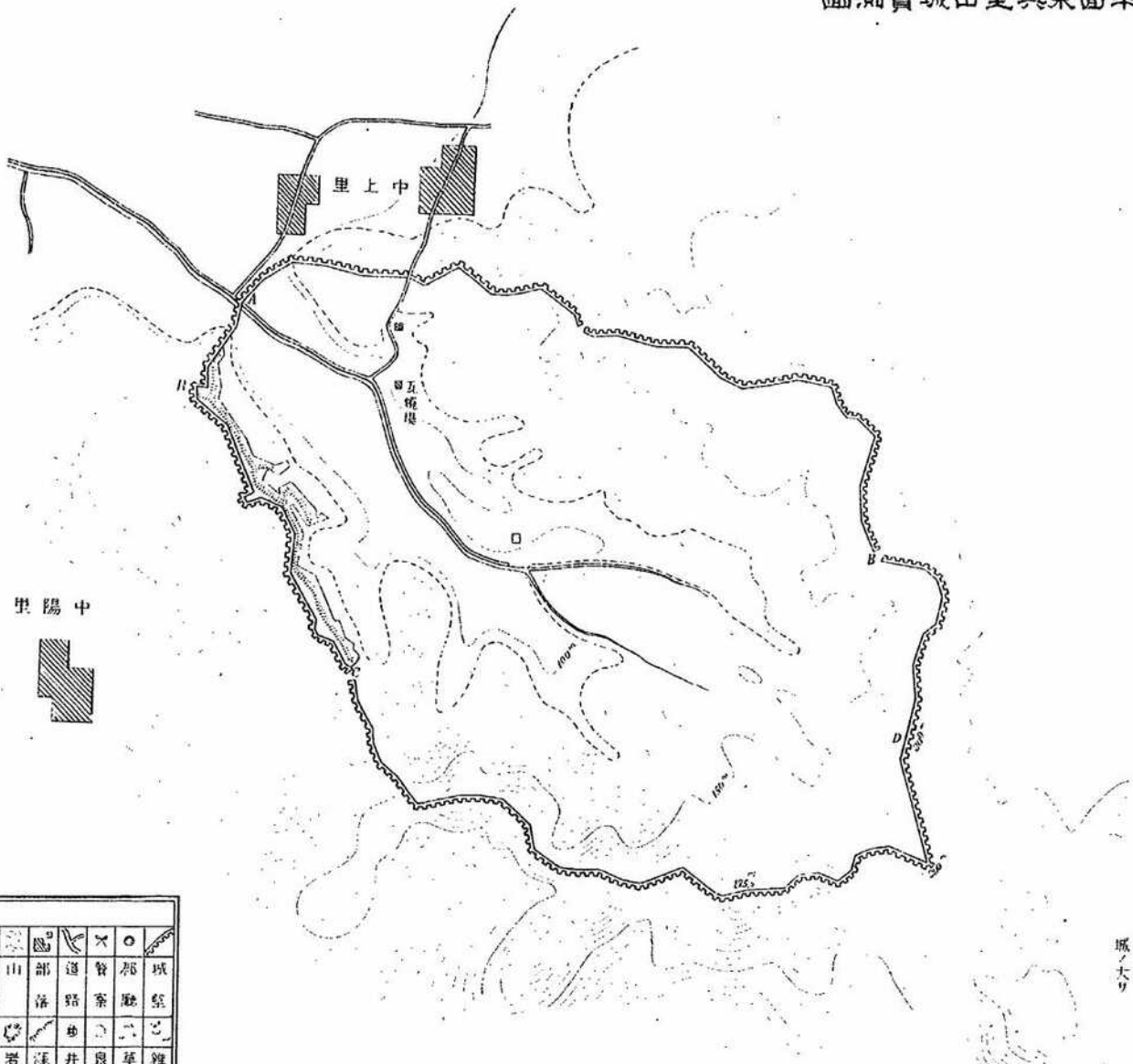
所讀賣田秋 刷印、刻影、圖製

アジヤ株式会社
 東京 丸の内區 有楽町一丁目



附圖第二

新與郡加平東與山實城測圖



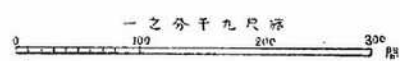
大正八年十月二十八日 測量

測量者

囑託 田中十藏

○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
城壁	郡廳	警察	道署	部落	山	河川	橋梁	畑	水田
松	杉	楓	柳	萩	萩	萩	萩	萩	萩
萩	萩	萩	萩	萩	萩	萩	萩	萩	萩

城ノ大リ
 東西 = 775^m
 南北 = 440^m
 周圍 = 2060^m
 最高 = 210^m

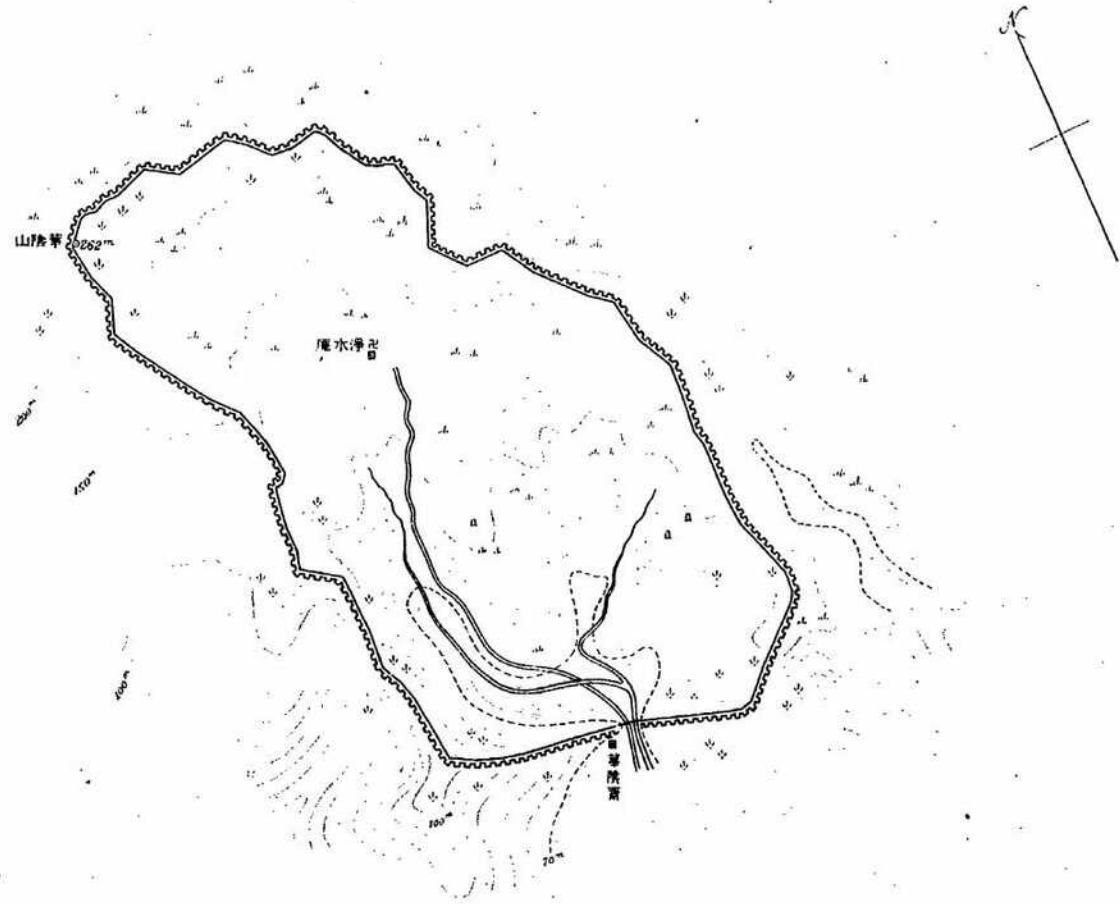


裏面白紙



附圖第三

咸興郡上朝陽面塔洞里山城實測圖



大正八年十月二十二日

測量

製圖者

囑託

田中十藏

城ノ大サ
 東西 = 350^丈
 南北 = 600^丈
 周圍 = 1740^丈
 最高 = 262^丈

一之分千九尺縮



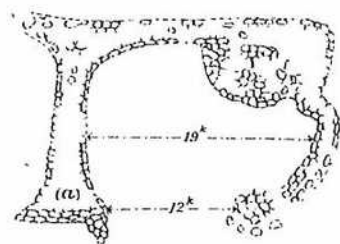
裏面白紙



附圖第四

咸興郡西退潮面洞城山實測圖

址遺點A
圖面平
一之分百九



面正部(a)同
一之分十五百



面側部(a)同
一之分十五百四



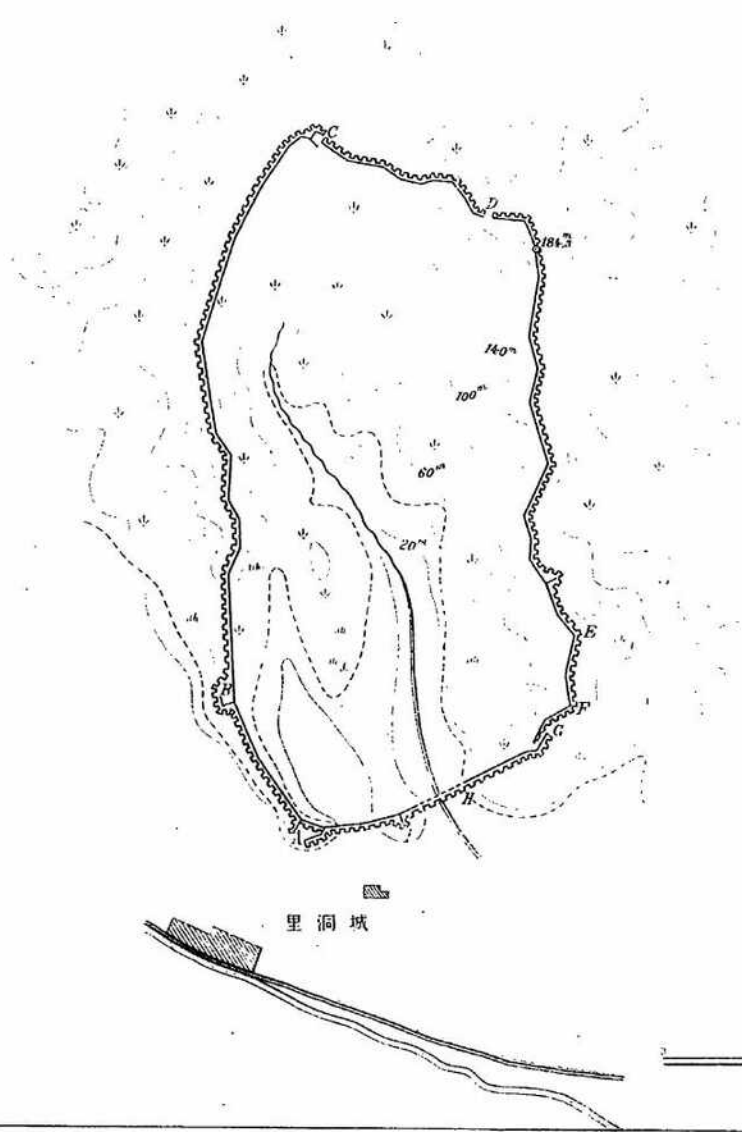
大正八年十月二十六日

測量

製圖者及

囑託

田中十藏



城ノ大サ
東西 = 250^丈
南北 = 510^丈
周圍 = 1455^丈
最高 = 184.3

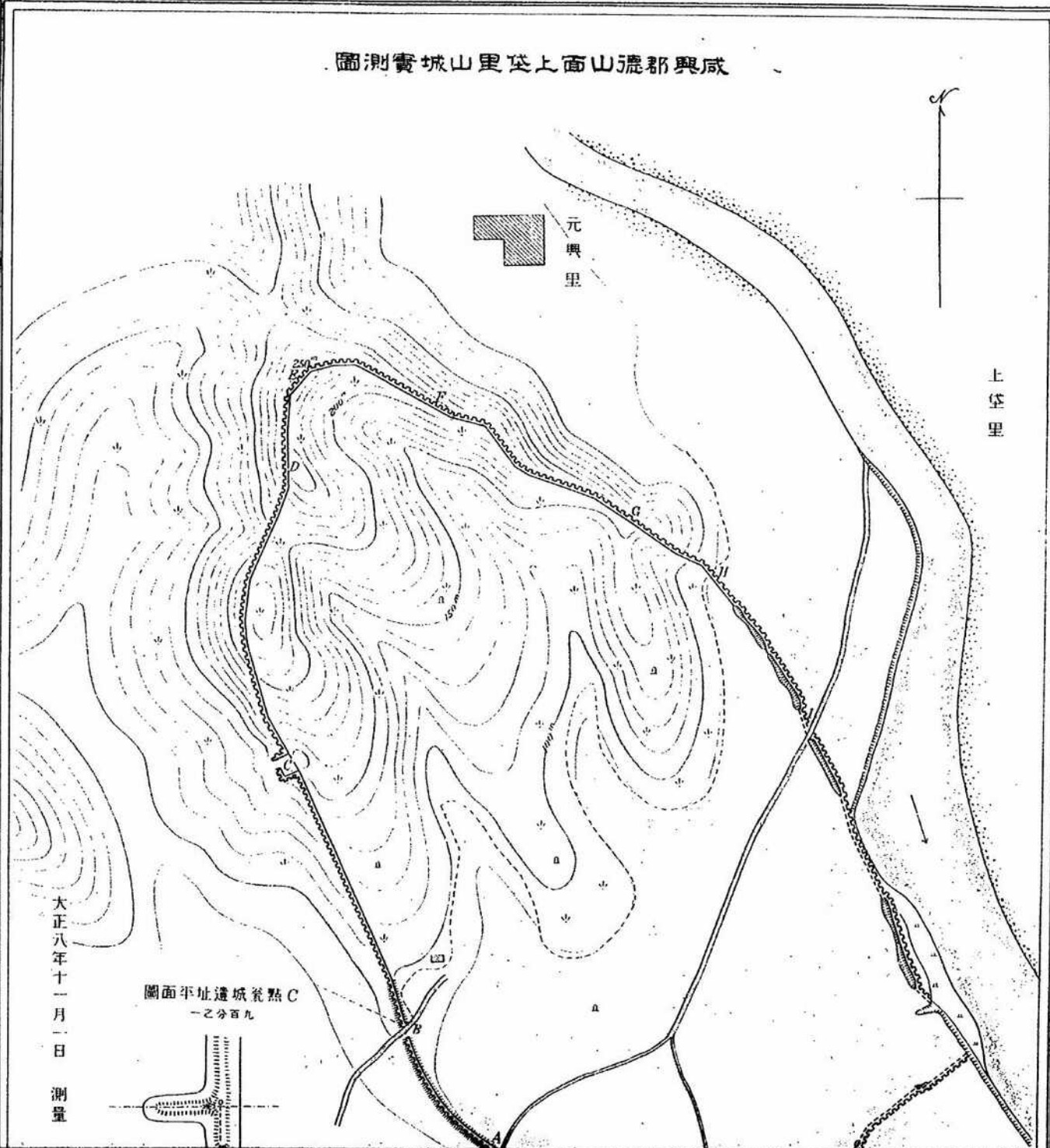
一之分千九尺縮
100 200 300

裏面白紙



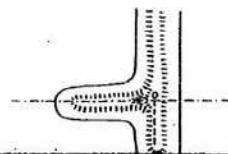
附圖第五

咸興郡濃山上面堡里山城實測圖

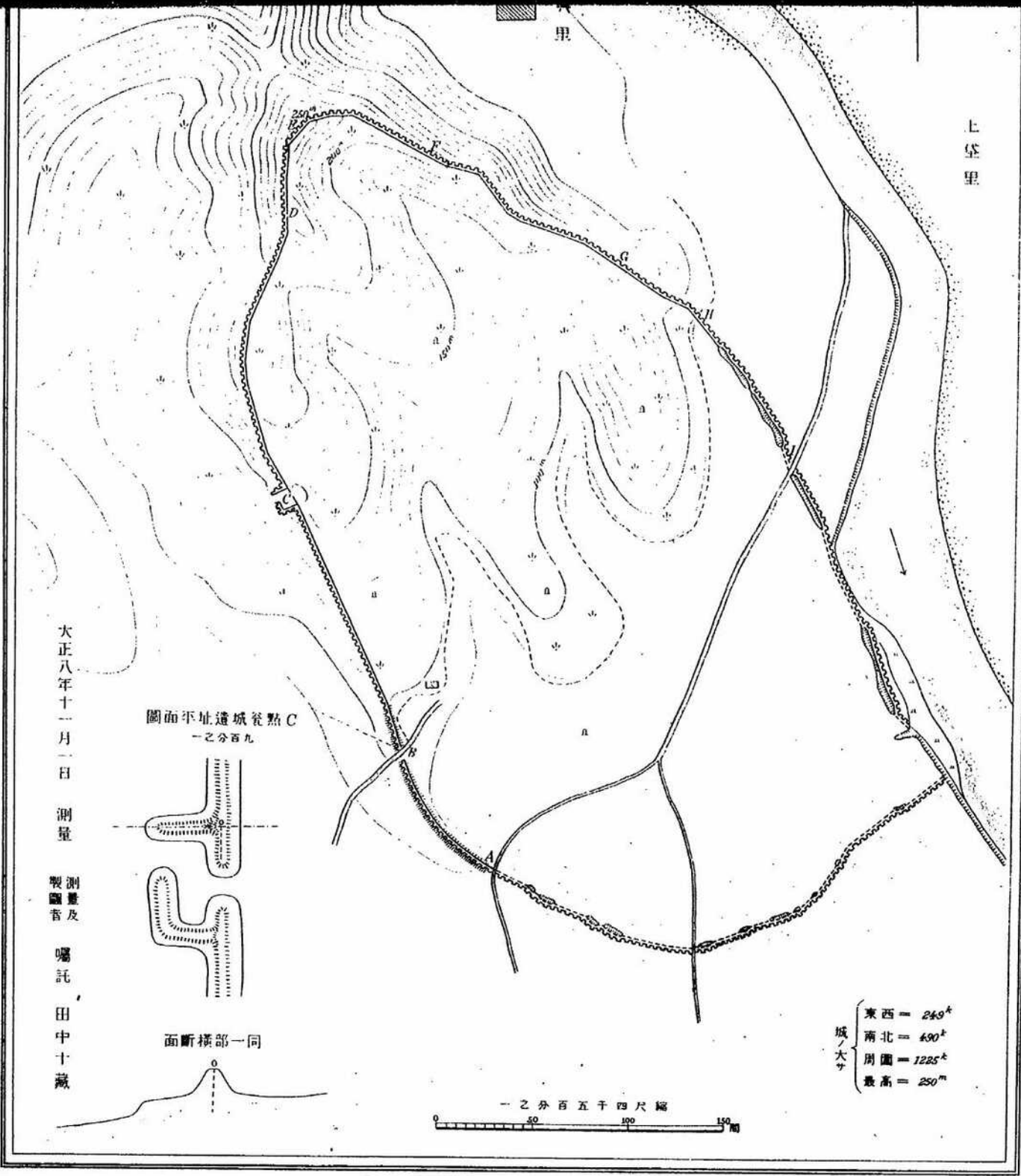


大正八年十一月一日
測量

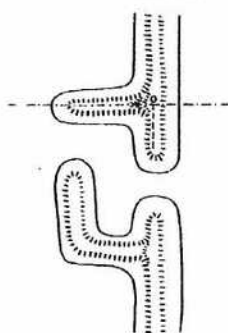
圖面平址遠城點C
一之分百九



上
堡
里



圖面平址遺城發點C
一之分百九



面斷橫部一同

大正八年十一月一日
測量
製圖者 囑託 田中十藏

城ノ大サ
東西 = 240'
南北 = 490'
周圍 = 1225'
最高 = 250'

一之分百五千四尺縮

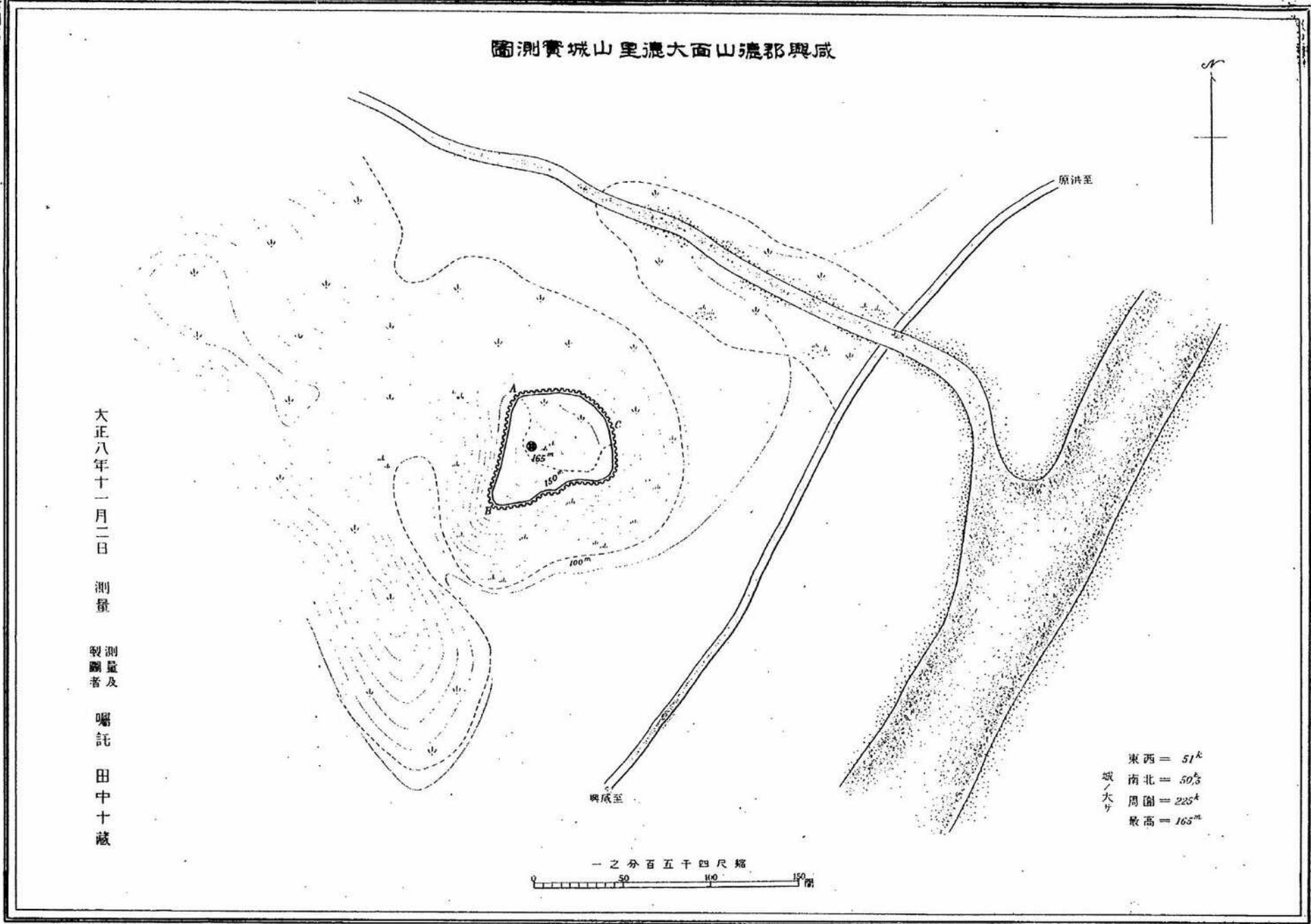


裏面白紙



附圖第六

咸興郡邊山面大瀧里山城實測圖



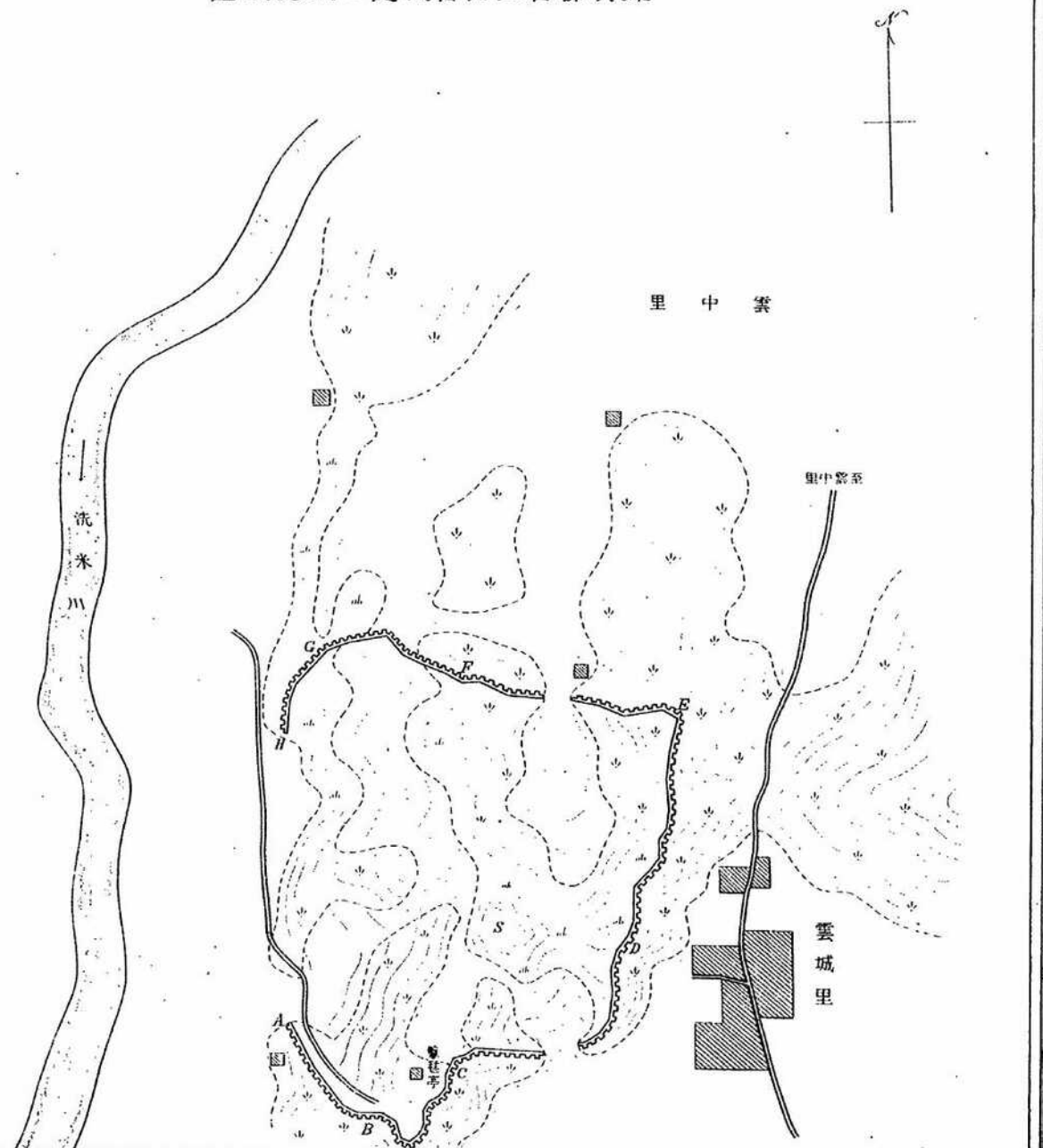
大正八年十一月二日 測量
製圖者 囑託 田中十藏

裏面白紙



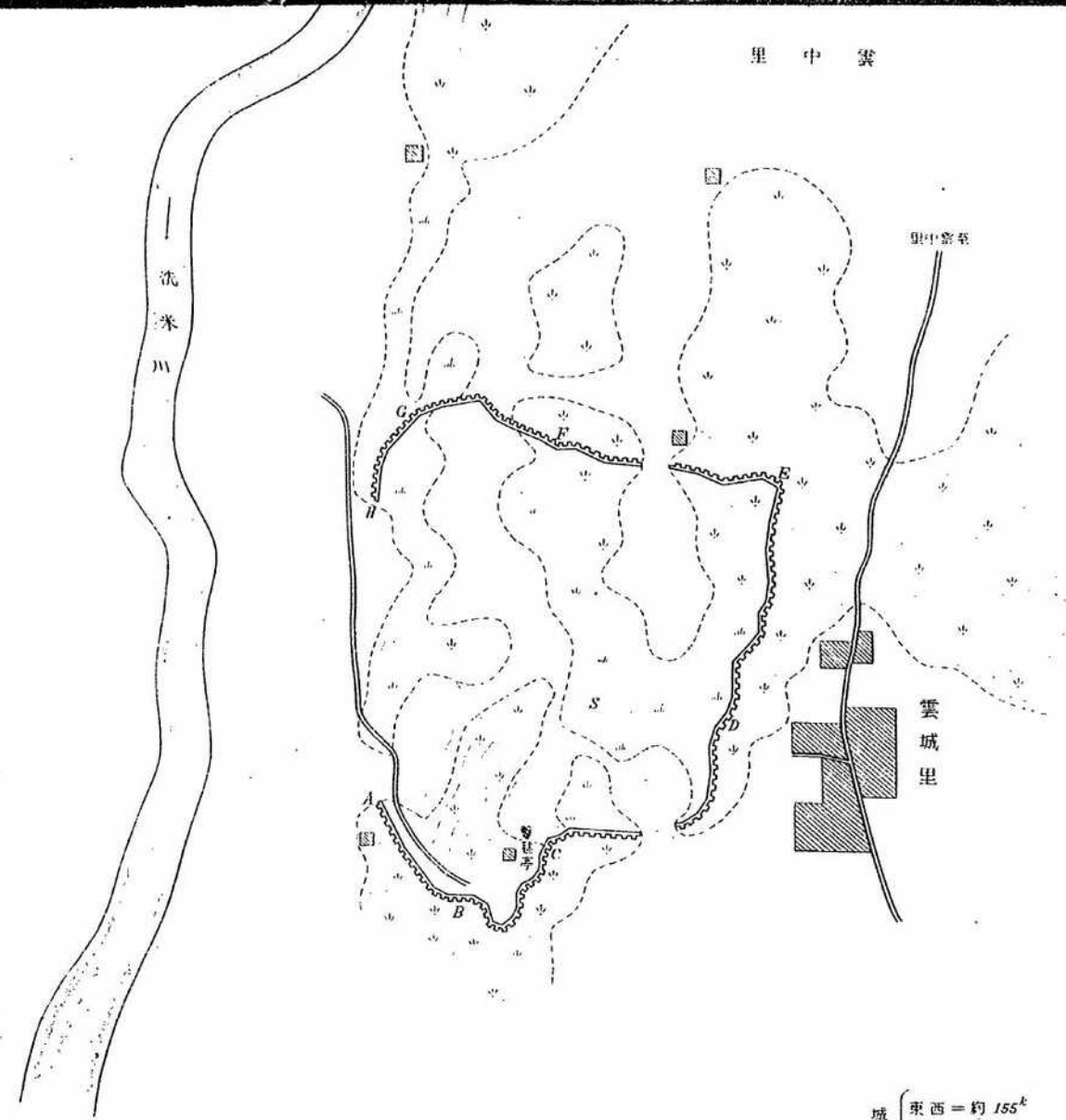
附圖第七

咸興郡雲面雲里山城見取圖



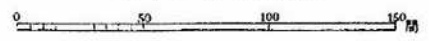
大正八年十月二十五日 測

里中雲



城ノ大サ
 東西 = 約 155^丈
 南北 = 約 210^丈
 周圍 = 約 620^丈

一之分百五千四尺縮



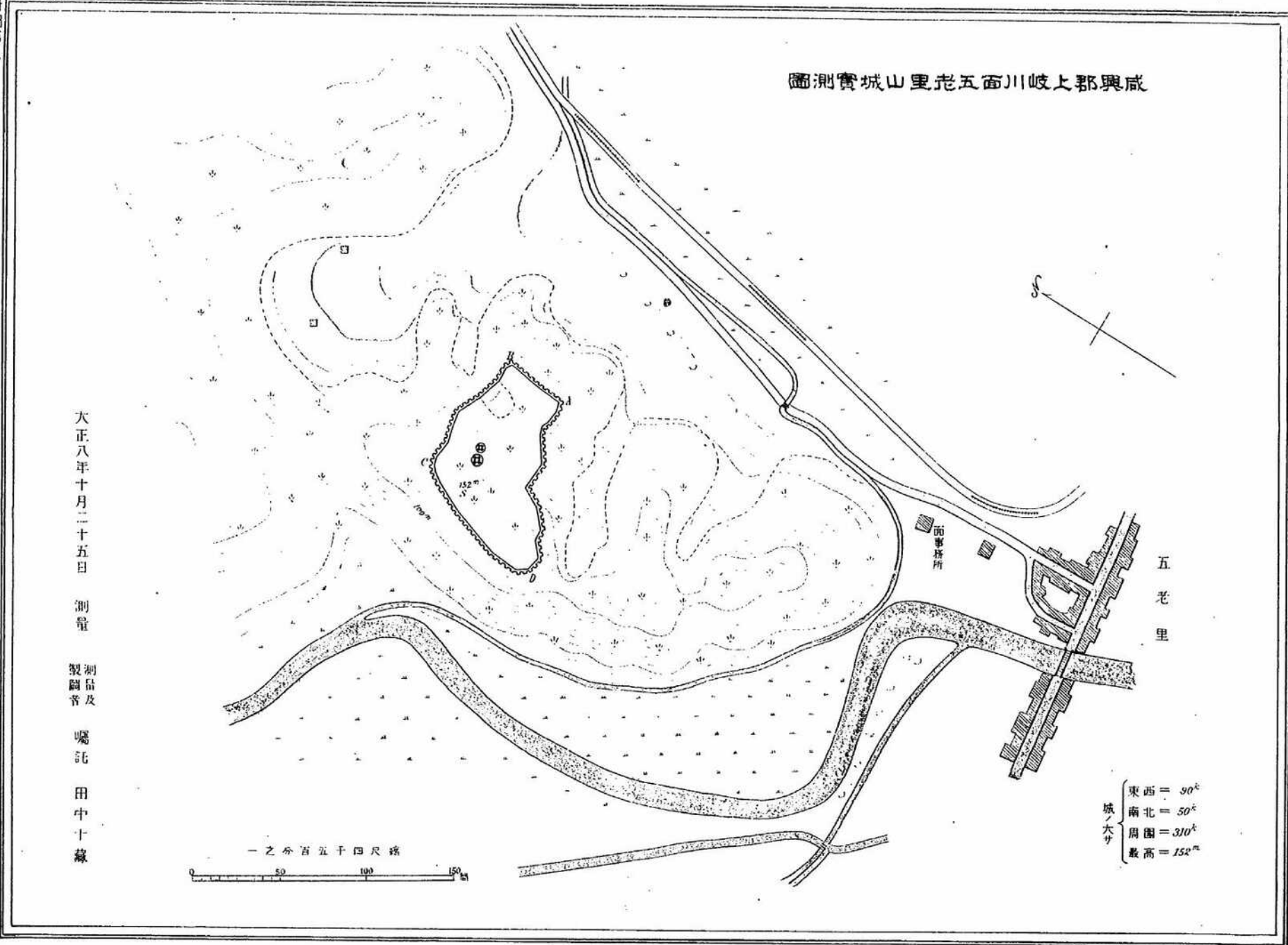
大正八年十月二十五日 測量
 製圖者 堀託 田中十藏

裏面白紙



附圖第八

咸興郡上岐川五老里山城實測圖



大正八年十月二十五日 測量 製圖者 堀田 田中十藏

裏面白紙

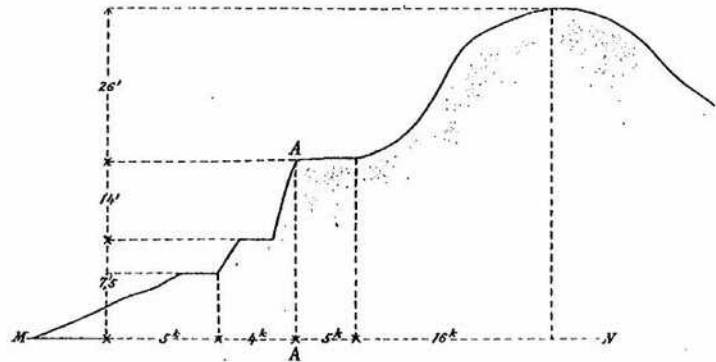


附圖第九

咸興郡西面上雲興里中峰城測圖

城壁斷面
(點 A)

縮尺 { 距離 1:300
高低 1:150



大正八年十一月三日

測量

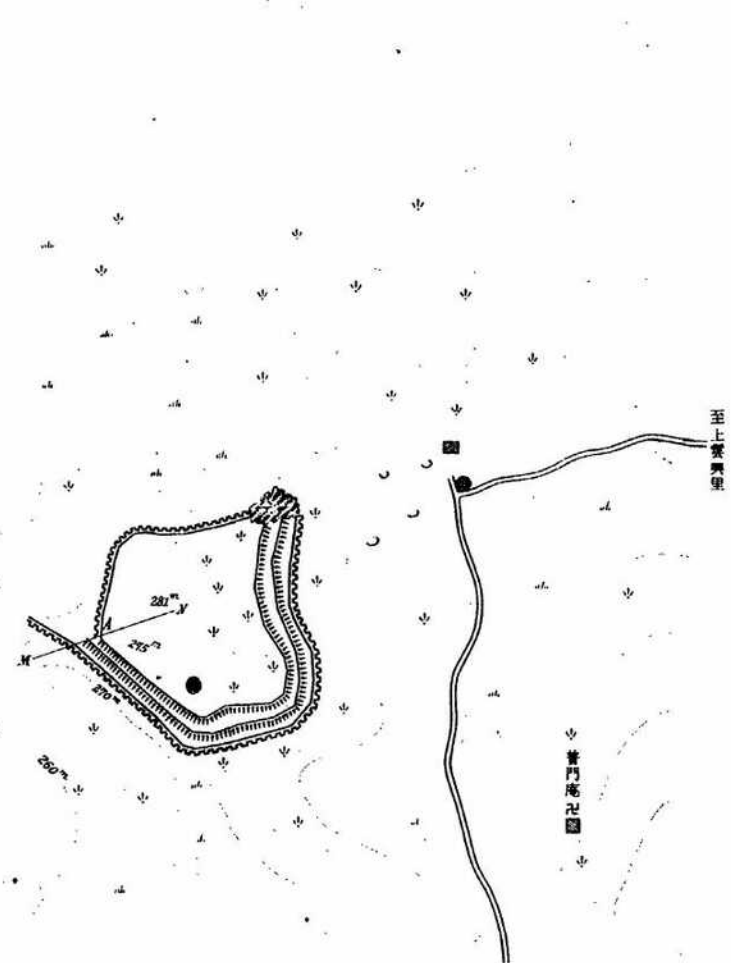
製圖者及

囑託

田中十藏

城ノ大サ { 東西 = 85^丈
南北 = 75^丈
周圍 = 315^丈
最高 = 281^尺

縮尺 四千五百分之二



裏面白紙



附圖第十

咸興郡西面高陽里山城見取圖

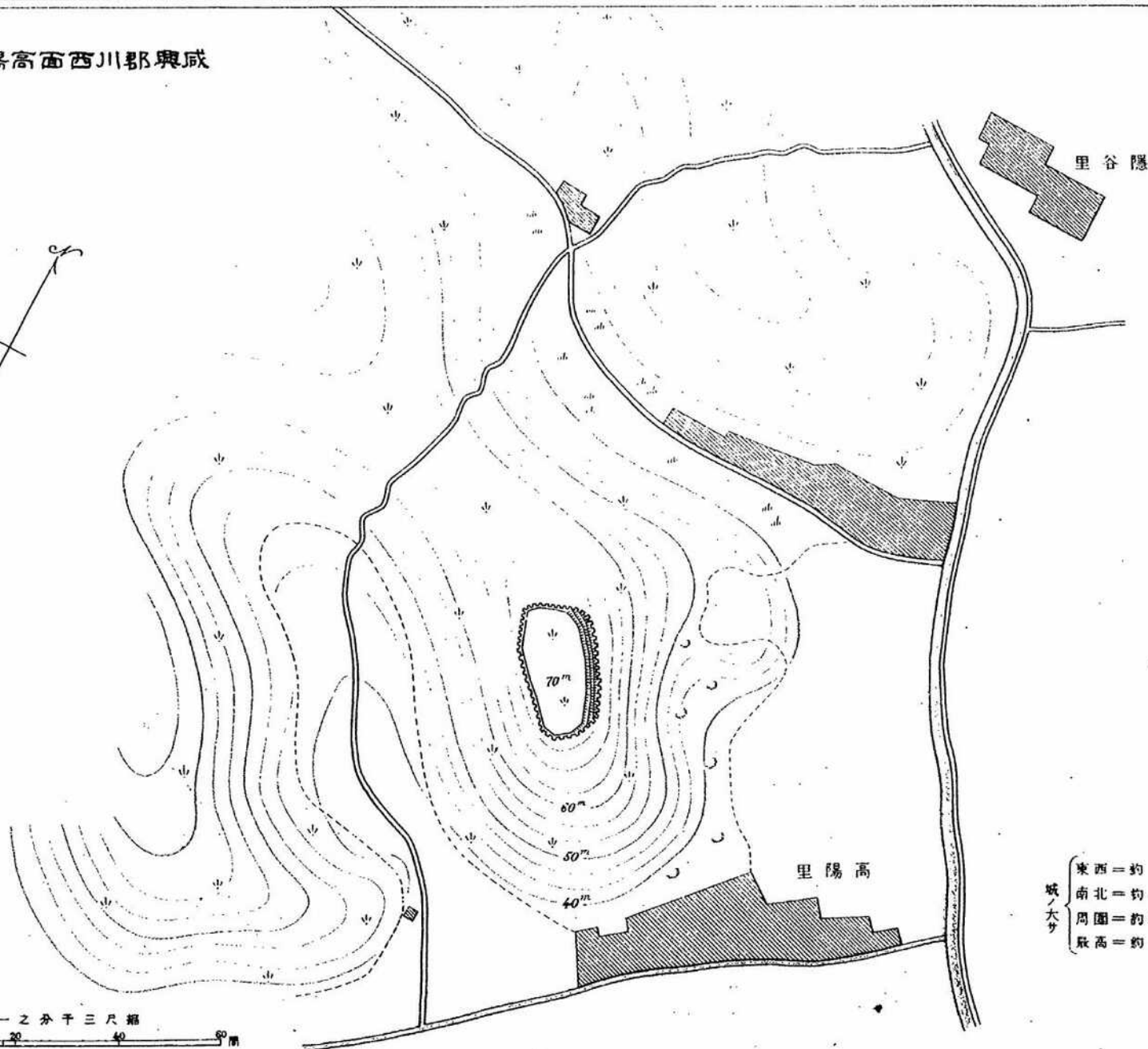
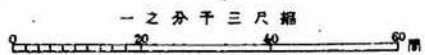
大正八年十月二十三日

測量

製圖者及

囑託

田中十藏



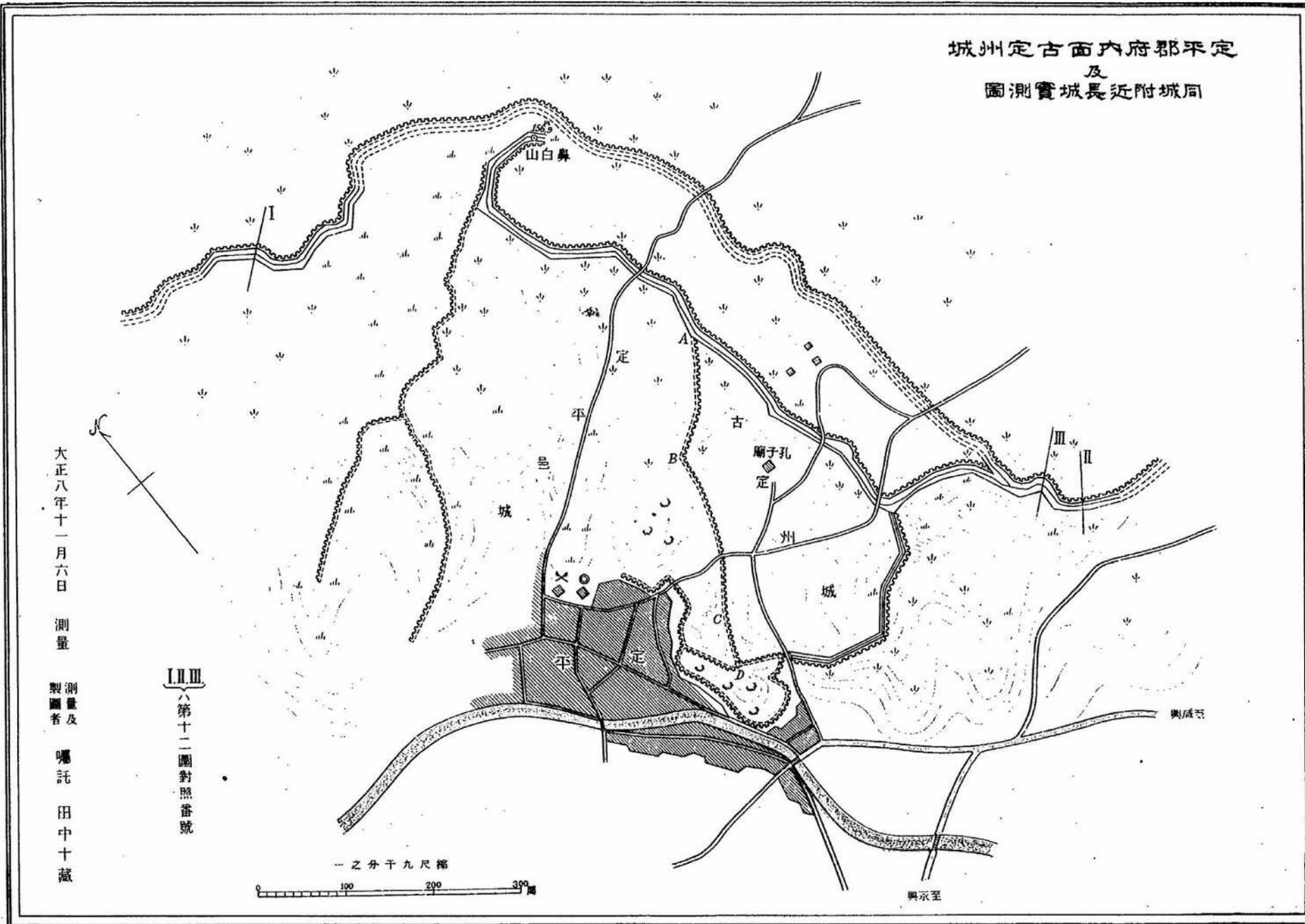
城ノ大サ
 東西 = 約 25^丈
 南北 = 約 50^丈
 周圍 = 約 110^丈
 取高 = 約 70^丈

裏面白紙



附圖第十一

定平郡內古定州城及
同城附近長城實測圖



大正八年十一月六日 測量

製圖者 囑託 田中十藏

I, II, III
第十二圖對照番號

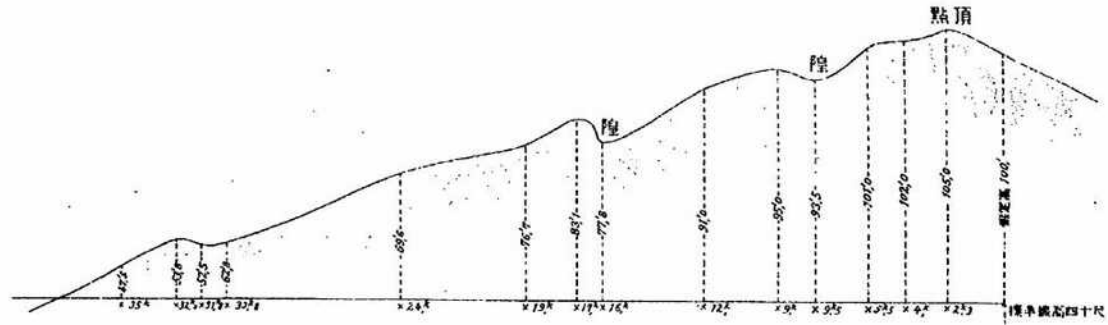
裏面白紙



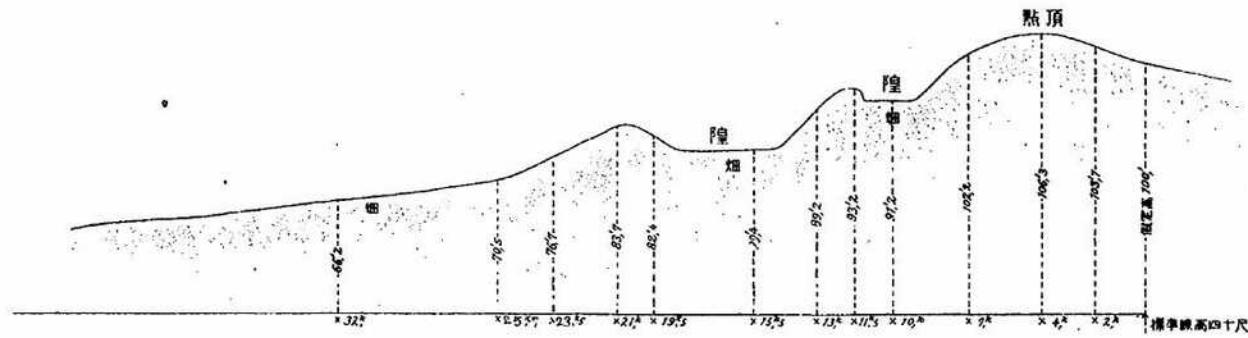
附圖第十一

圖測實面斷城長近附邑平定

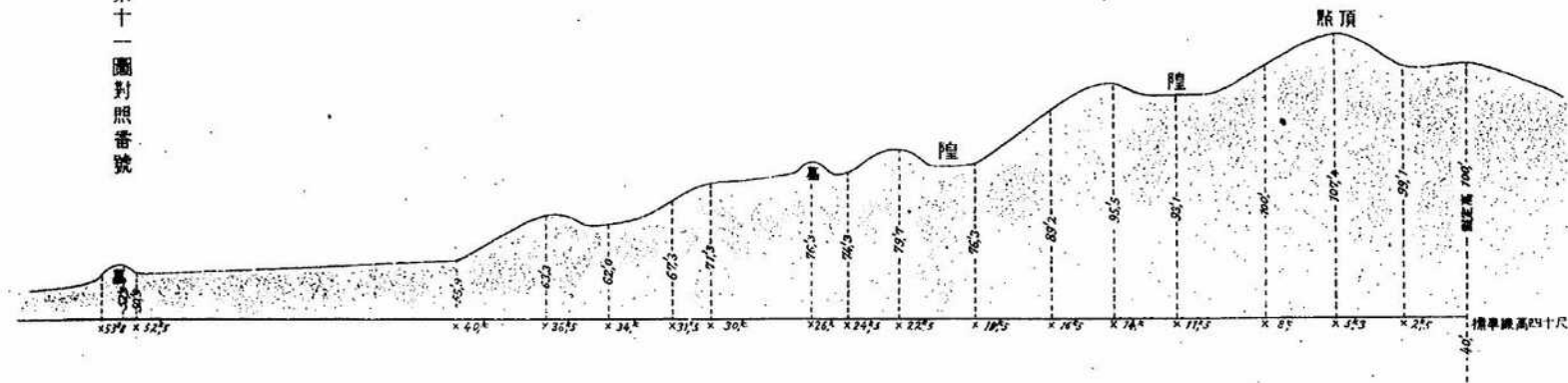
縮尺 { 距離 1:450
高低 1:150



I



II



III

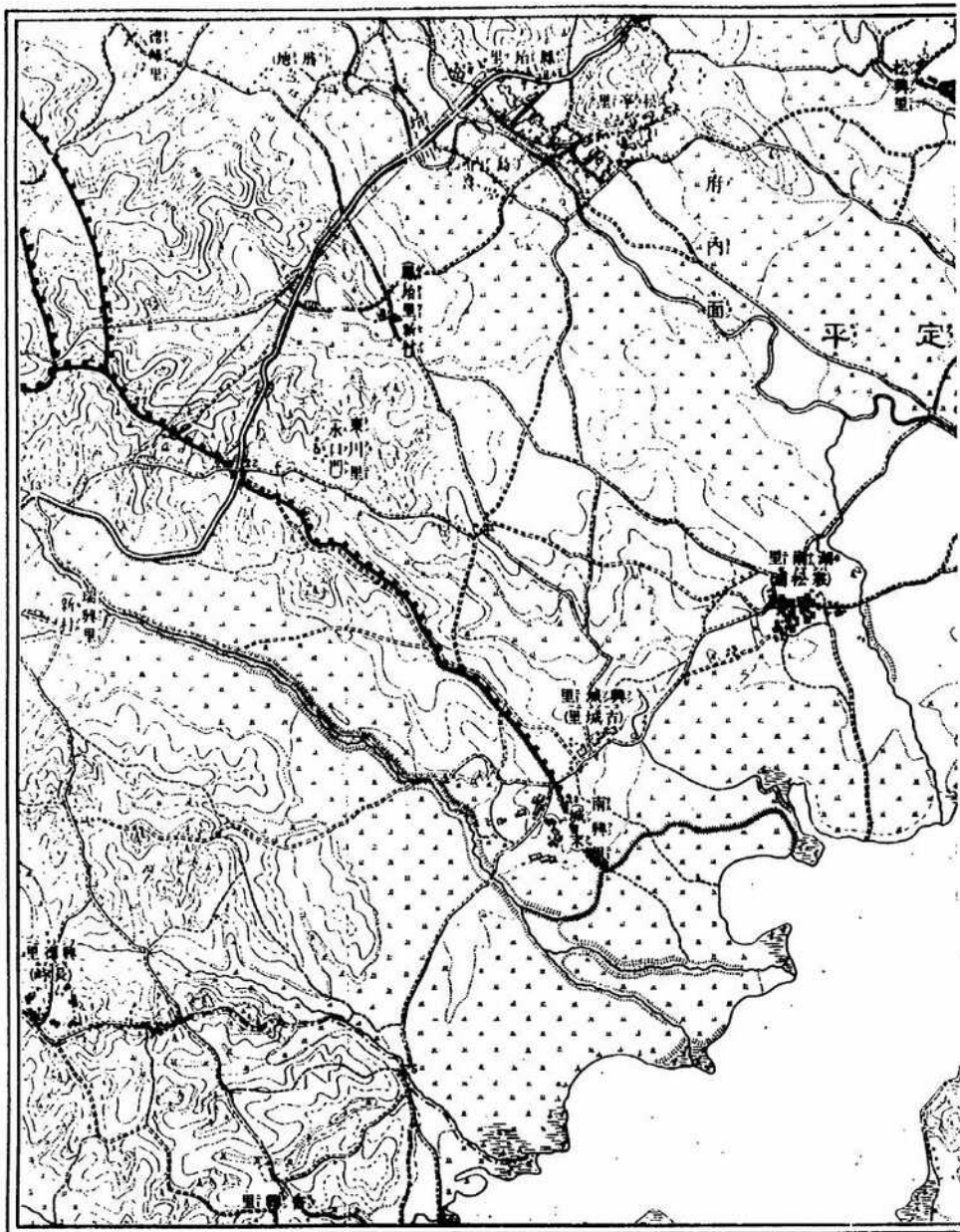
III
第十一圖對照番號

大正八年十一月四日 測量 製圖者 田中十藏

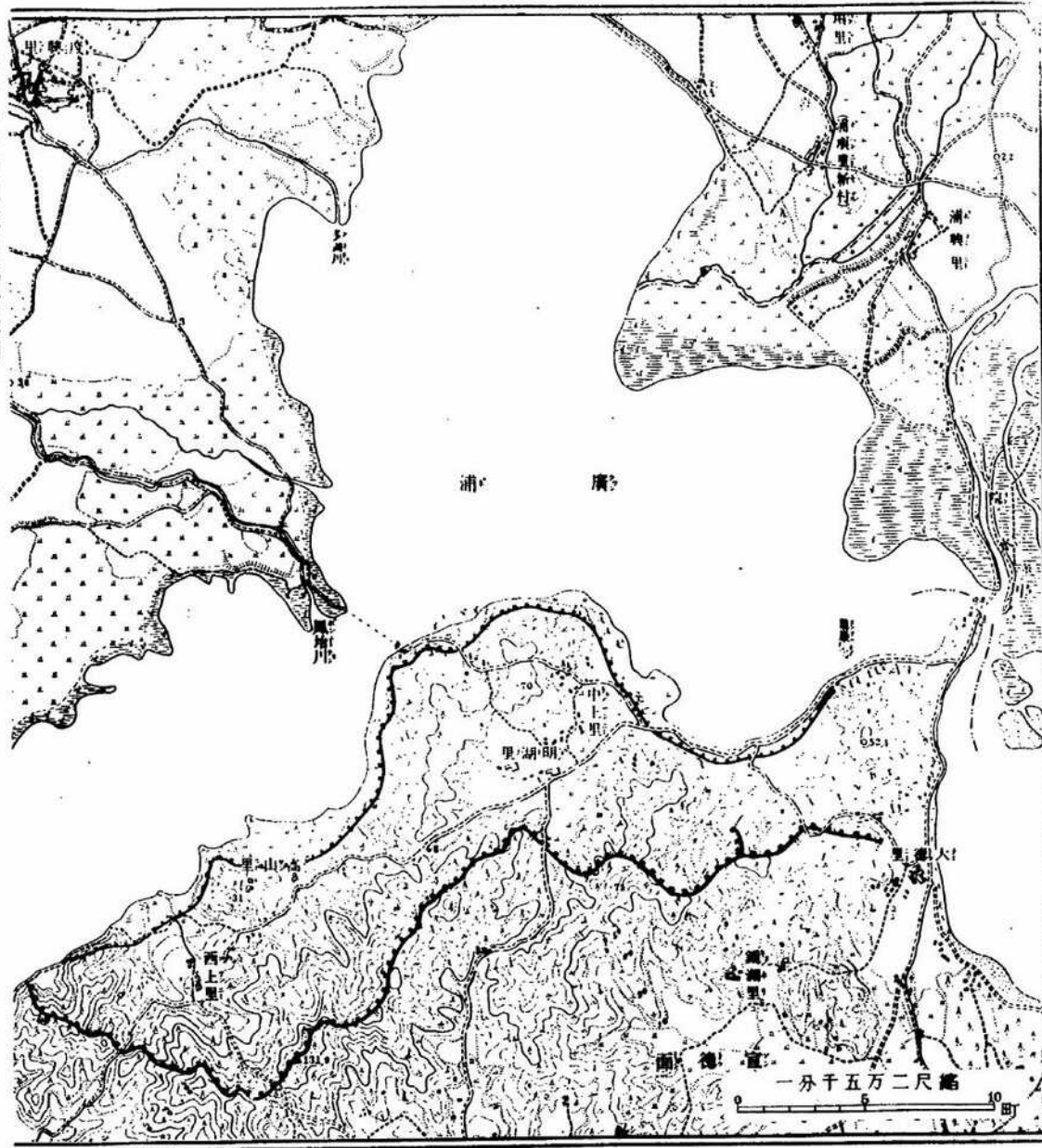
裏面白紙



圖版第一三



(一) 鼻白山以東長城踏査圖

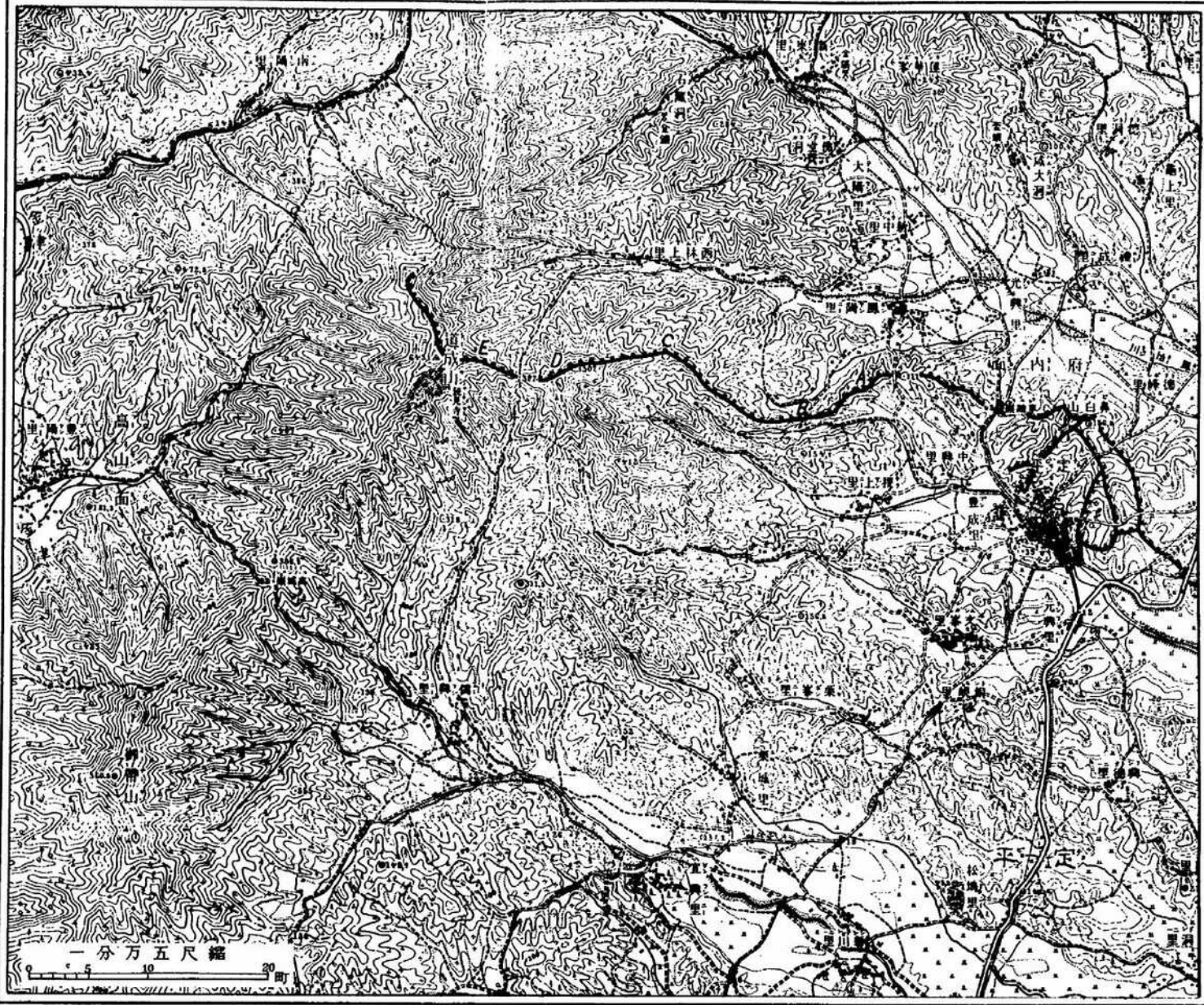


(二) 宣德面長城踏査圖

裏面白紙



圖版第一四 鼻白山以西長城踏查圖



鼻白山以西長城踏查圖

裏面白紙

大正十一年二月十七日印刷
大正十一年二月二十日發行

朝鮮總督府

大阪 市田オフセツト 印刷株式會社 印刷

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 12

大正九年度古蹟調査報告 第一冊

金海貝塚發掘調査報告

朝鮮總督府

